

の生活状態は第九世紀乃至第十五世紀以來益々増進し、第十五世紀乃至第十八世紀の間と雖も、一方に封建制の負擔愈々加重せらるゝものあるにも拘らず、歐羅巴大陸の大半を觀察するに、領土貴族は農民階級よりも甚しき衰頹を來たし、第十九世紀の解體法發布は領土の主管權及び其他の特權を制限して地代を確定し、從來の特權は解體代償金若しくは領土奉還と變じ、若しくは全然代償金を得ずして廢止せられたり、就中小地域に惡法を施行し來れるものゝ如きはこの急變に際會して無一物の境遇となり、日雇人及びインストロイテン（前説明）と零落せるものあり、反之農民の大半は、諸國土殆んど一般に、この變革が豫じめ個人間の契約取引に依りて完了せられざりし限りは、新農業政策の爲めにその面目を革新し、その持分たるフリーフェンに對し何等の拘束を蒙らざる自由所有者となれり、主として佛蘭西、南西獨逸の全部、ベルギエン、和蘭、シニワイツ、スカンチナヴィア帝國に於て皆然りとす、されば現に此等諸國土は小地域及び中地域の自由財産を著しとなすなり。

獨乙の東部、埃地利、露西亞主として其南部に於て、今日もとより健全なる

農民所有これなきにあらざれども、これと相並びて大領土所有も亦存せり、これ封建制度、騎士の農業經營、農民隸屬及び農民虐待の結果にして、現に尙ほ日雇人を使役せる大土地經濟行はれ、その大部分は、猶ほ國有地の如く貸付せらる、その大小作人は富裕なる企業家階級を代表し、而して同時に農業上の進歩を支持せるものなり、英蘭に於ては主として森林及び牧場に對する領土の絶對的支配權あり、技術上、農業上の進歩に準據せる野草經濟の廣大地域を必要とするものありて、領土の利害より觀て益々共有地を併合するに至り、小農民はこれが爲めに經濟上に存立すること不可能の境に陥れり、今日英蘭には主として大土地所有行はれて新舊貴族の權利に歸し、借地人は一定期間若干貨幣を支拂ふべき義務を負て、日雇人を使役しこれを經營せり。

上來陳述せる中世時代より近世に及ぶまでの、土地財産分配の種々發展を究めて、これが原因を察するに、その技術上、若しくは純經濟上の原因は全然認め可らざるか、若しくは重要なものにはあらず、主として政治上及び社會組織史上の原因に歸せられざる可らざるなり、強固なる君主制の發達ありて農民

階級を保護せる場合には、大體に於て中小土地財産維持せられ、領地支配及び土地支配状態か、議會、將た國家行政、自治行政の上に貴族の政治的支配權を著大ならしめたる場合には、大財産制の普及となれり、其間農民及び貴族の人格的特質も亦與て大に力ありしは自然の理數なり、力と才能とに秀てたる農民階級は比較的容易に且つ長期間その獨立を維持し、智力勝りて高尚なる發展を遂げ以て能く政權を掌握し軍務に服したる貴族は愈々有勢にその所有を擴張し、彼の享樂欲に耽溺し、田舎生活と絶縁せる非政治的貴族の如くに忽ちにして萎縮退嬰することなし、俊銳にして久しく農民の間に生活せる貴族、例へば英蘭及び北東部獨逸のその如きは、貴族たると同時に多くは技術上經濟上の進歩を指導し、而して名實此の如く備はれる場合には、貴族は又屢々沈淪農民を買収し、これを日雇人階級に壓倒せんとするの傾向を示せり。

若しそれ單に土地所有分配上の相異のみが領主、農民及び日雇人の階級別を生じたりと言ふが如きは、千三百年乃至千九百年時代の事實と符合せざる妄語なるべし、然れども現に存在し、數代以來固定せる所有の差等が、生計、教育、

文化、訓育、將た政治的勢力、所得分配、并に階級別發達の上に懸隔を生ぜしむべき、極めて重大なる一要件なることは疑ふの餘地なからん、それ然りと雖も所有別及びこれが法律上の結果のみが絶對的に影響を及ぼしたるの事例未だ嘗てこれあらず、如何なる場合にも爾他要素と關聯し、相互作用を以て始めて實際の效果を生ずべきのみ、(譯者曰、「シュモラー」の階級別と所有別との因果關係に關する論述は大體に於てこゝに盡き、畢竟何れを先とするやの問題に於て前者を以て然りとすなり、讀者のこの要點を看過せざらんことは余の切望に堪へざる所なりとす)。

土地財産分配は何れの國土たるを論ぜず、これが社會的秩序を設定すべき根本的要素たり、然り、土地財産分配は凡そ一切の社會階級別の發達に影響し、その色彩とその懸隔とを規定するもの、國土の大部分が農民の所有に屬すると、廣大土地所有制の行はるゝとは、その工業上の中流階級、小都市の關係に相異を來たさざる能はず、大地主制の行はるゝ場合に於ては、その然らざるものと比し、貧民階級の沈淪状態常に一層甚しきを致せり、戸主總數の四十乃至六十

プロツェントが尙ほ土地所有者なる場合、例へば獨逸の小所有地方の如きは、これを獨立農民の數か僅かに五乃至二十プロツェントに過ぎざる場合と比して、状態を異にし遙かに共和的色彩を帯び來るべきは必然なり。

然れども土地財産分配の事情のみにして常に必らずしも最後の決定力を與ふるものにあらざるなり、經濟上の文明愈々發展するに應じて、爾他財産の分配を以て更に重要となせり、凡そ大小土地財産の結果にして、その高尚に且つ屢屢決定的意義を有せるものは、財産制と同時にこれが所有者及び爾他社會階級の、精神上、道德上、技術上及び經濟上の特質如何に繋かりて存し、而して此等の特質の由て來る所を討尋すれば則ち所有の差等よりは寧ろ他の原因に基けるを常となす。

百二十七 現今の土地財産法及び現今土地政策の方針、土地財産分配が大地主制なると將た中小所有制なるとに論なく、最近の觀念發展と經濟上、技術上の欲望とは、全歐羅巴を通じて、封建的、領地支配的、家族經濟的、村落組合的制限を以てせる舊土地財産の條件を擧げて廢除せしめたり、貨幣經濟、個人

的營利心、近世法律生活の全發展は二百年來この傾向を助成し、今や到る處に近世時代の立法は、個人財産權利者になるべく廣汎にして無制限なる讓渡權、擔保流用權、分割權、併合權を認むることを以てその目的となすに至れり、凡そ組合的財産、將た家族的、村落組合的制限はこの立法の發達を障害するもの、この立法の期する所は、法律上に保障せられたる無制限の土地財産に依りて、主として農業上の大進歩と土地所有に對する勞働及び資本投下の増進とを實現せんとするに在り、而してこれ單に希望のみにあらずして概して正當なる要求なり、一切地積を遺算なく丈量し、記載し、原簿に登錄し、あらゆる土地抵當權及び其他の物件を原簿に登錄せんとする精神を以て土地權を新たに秩序し、これを以て土地財産は悉く法律上に保障を得ることゝなれり、土地財産の讓渡、抵當登記は新土地臺帳の秩序に依りて非常に容易となれり、學者或はこの現象を土地所有の動産化と稱するも亦故なきにあらず、かくて從來の土地財産は屢々共同團體の私的所有者に配分せられ、國家所有の大半は私人に拂ひ下げせられたり。

則ち然りと雖も私有土地財産并にその無制限的自由は西歐羅巴に於て未だ全く普及するに至らず、少なくとも獨逸聯邦の多くは今尚ほ廣大なる森林及び官有地を領し、南獨逸、シユワイツ、佛蘭西の共同團體は少なからざる公有地を保留せり、もとより國家及び共同團體は最早舊時の如く、その森林及び土地財産を自ら利用せず、財政上の所得を徵集せんが爲めに主としてこれを私經濟的借地となし、これより地代収入を期するの點は看過す可らざる變遷なりとす。さて私有土地財産に對するの制限に至りては諸國その形式を一にせず、若しそれ現代を以て羅馬の動産權を徹頭徹尾土地財産に適用せるものとなすは、これ屢々主張せらるゝ所なれど、かゝる事實は到底何處にも發見すること能はず、土地財産に對する無制限の自由が好ましからざる結果を伴ふに及んでは、忽ち反動潮流を生ぜずばならず、土地財産權の自由一たび發布せらるゝや、急速の間に一面には土地財産の分筆餘りに甚しき事例を生じ、他面には土地か少數者の手に兼併せられ、且つ土地所有が負債の擔保となりて如何ともす可らざるの怪現象を観るに至れり、これに關し現代は理論上にも實際上にも大動亂の渦

中に在り、その極端なるものに至りては現下の全土地財産組織及びその結果を以て社會を蠱毒するものとなし、一切の私有土地財産を不當とし、これを國家財産及び共同團體財産に轉じ、改革を斷行して全然若しくは幾分擔保權を廢止し、これが分筆及び兼併の條件を規定し、たゞ適度の地域を所有せるもの限りて相續法に準じて現分配を保留し、かくの如くして土地財産を極端なる分筆と加重なる擔保との危険に陥らざらしめんと欲す。

抑々土地財産組織がこの種の論議と問題とを最も強烈に促したるは、直接に經濟を營める所有者が益々抵當債權者に隸屬せるか、若しくは土地財産所有者か自ら農業を經營せずして愈々その地代に衣食せんとするに至れるかの場合これなり、土地抵當額漸次に加重となること、例へば中部歐羅巴に於ける小農民の一部分及び東部歐羅巴に於ける地主の一部分の如きは、物質上に觀察して債主これか所有者となり、法律上の權利者は單にその管理者のみ、屢々これが爲めに利益を壟斷せられ痛く窘窮せらるゝ管理者のみ、英蘭の大土地所有は殆んど全く擔保に供せられず、以て健全なる大貴族の基礎をなせり、かゝる分配の

極端なる不平等が果して内的に至當なりや否やは、これより徴集せらるゝ地代が、貴族の給付に依り國家及び社會に福祉を齎らすか然らざるかに繫れり、加之借地廣大なる領域に亘れば、借地人の地位も亦輕んず可らず、英蘭の借地人はもと農民より起り、現に資産ある中流階級をなし、その漸次に不利の地位に陥れることは争ふ可らざるも尙ほ英蘭社會の中堅たり、愛蘭の小借地人階級は中間者を媒介とし、年々契約を新たにし、而して殆んど常に田舎に住居せざる英蘭の大地主と、道德上、政治上に何等の關係なく、不健全なる農業組織の一例を示せり、南部歐羅巴及びローマンの諸國土に於ては、土地財産の大部分は單に都市の資本家、貴族、辯護士、土地公證人、商人が地代を徴收せんが爲めの目録に過ぎず、一定期間の借地人及び準借他人として土地を耕作せるものは家長關係の行はるゝ地方にありて困乏憐むべきの悲境に陥り、然らざる地方に於て徒らに借地人の爲めに利益を壟斷せられ、賤民的急地に沈淪せること、否認す可らざる事實なり、殊に愛蘭及びジチリエンの爲め、其他一般の爲めに提議せらるゝ問題、換言すれば國家及び立法は大地主の貧民壓迫と利益壟斷とに

對し、果して如何なる範圍まで小借地人を保護すべきかの眞面目なる提議は、抑々無條件的自由の土地財産原理が今日に於て如何に維持す可らざるかを證明するものならずんばあらず。

先きに説明したる廣大なる官有地借地人は暫く別問題とし、獨逸に於ては借地は未だ著しからず、自ら經濟を營める所有者は殆んど全く中所有、農民所有地積を領し、僅かに都市の近傍、工業地方、人口最も稠密なる領域に於て小所有、分割所有や、著からんとするのみ、然れどもこれ未だ毫も憂慮するに足らず、土地所有の抵當負擔も亦諸地方概して、大、中所有の大半に對し、并に狹義の農民所有地積に對し、最近時代に始めて、長期の農業恐慌に依り、外國競争の結果として問題となれるに過ぎず、されば農業上の大政策を斷行して農民階級のこの難を救ひ、既に維持す可らざる騎士經濟的所有にして抵當負擔に堪へざるものを、便宜の條件を以て農民所有地と變更し、新擔保に一定の制限を規定するは現下の急務なり、嘗て大經營が技術上より觀て小經營よりも有利なりしが如き關係は、今や漸く消滅せんとし顧慮するを要せず、何となれば農民

階級の教育と技術と大に進歩ありたればなり。

千七百五十年乃至千八百五十年の間、西歐羅巴に於て、土地財産法の上に起りたる變動は、封建的、農奴的財産を廢し、これに代ふるに最近時代の私有財産を以てし、即ち幾多の點に於て尙ほ制限を蒙れども大體に於て自由法を發達せんとするにありたるが、これと別に千八百五十年より現代に及ぶまで、露西亞、英領印度、北亞米利加に於ける土地財産法及び土地政策に大なる變更を生じたるものあり。

露西亞に於ける千八百六十一年の農奴解放立法の結果は、差當り農民財産と領主財産とを分配原則に準じて分離し、農民はこれが爲めに甚しく所有地を削られ、領主の所有は再來貴族の自由私有財産となれり、既に説明したるが如く現時と雖も農民所有は共同團體の財産にして、男子の人數に應じ時々新たに分配せらるゝの狀なり、「カウエリン」及び「コイスラー」の如き達識の士はこれが救済法を揣摩して曰、人口益々増加すれば舊來の土地分配は到底存續す可らず、何となればこれ健實なる經濟統一及び莊園統一を徒らに分割して經濟上に維持す

可らざる小所有の爲めに犠牲に供すればなり、さればとて直に西歐羅巴の私有財産制を輸入せんが如きは、則ち策その當を失するか、然らずんば不可能事なるべしと、蓋し最も妥當なる改革の目標は、土地分配を禁止し、土地持分に對する從來農民の權利を變じて共同團體の統制に屬する一定利用權となし、而し餘りに甚しき分割と許多農地の兼併とに對して確固たる制限を加ふるにあるべし。

印度に於ても亦英國政府は封建領主と古來の村落組合とに對し、當初屢々施設を誤りて領主を補助したるか、近時に至りて先きの失政に鑑み、領主の借地料引上げに反對して法律上に農民階級を保護するに力め、而して能くその効果を收めたり、露西亞に於ける農民解放が僅かに二千二百萬の借地農民と二千三百萬の官有地農民とを目的となせるに比し、印度のこの規定の繋かる所は、實に純農業國土の大半に生活せる二億五千三百萬の巨大人口なりしが故に、愈々以て重要な意義を有せり。

北米合衆國は政治上、國債上の顧慮より未墾地域を中央權の所有とし、中央

政府は豫じめ方形丈量組織を秩序し、一切土着を永久的に鐵道線路と離隔せる個々方形區域に指定して、自由にこれを拂ひ下げ、これが爲めに甚しき土地投機を生ぜしめ、屢々巨大地域を數人の手に兼併せしむるの惡現象を來たせり、然れどもこれに對し健全なる共和的思想の影響あり、凡そ共和國たるものは小土地財産所有者を基礎とすべしとなし、而して千八百六十年の合衆國農地法を施行せしめたり、その方針は百六十エーカー即ち約六十四ヘクタールの農民所有地を創設せんとするに在りき、よしこれと別に鐵道布設地補給、其他の原因及び立法上の可能が幾多の大所有を設定したるの例あらんとも、尙ほ中小自由土地財産を以て遙かに著しとなせり、この亞米利加の土地立法は嘗に濠洲、カナダ、チリ、メキシコ、及び其他の諸國に模倣せられたるのみならず、これ等諸國はその實行に於て亞米利加より更に敢爲に、以て適當なる中小經濟統一體を創設し、投機を驅逐し、而してたゞ以て開墾の端を拓かんが爲めに大規模の牧場利用と木材利用とに對しては借地を許すの方針をとれり、かくの如くして新世界を通じて一つの土地財産法を施行し、即ちフリーフェン組織と近似じて

且つ一定制限内の自由私有財産を設定せんとするの方針に出でたるの觀あり、百六十エーカーの農地——農地一六モルゲン即ち四〇・五アレン、換言すれば六四・八ヘクタール——は舊フリーフェンと比して甚しく廣大地域と稱するに足らず、フリーフェンが菜園、農耕地、牧場を合算し良地に於ては十五ヘクタールに過ぎざれども、劣等地にして且つ地域に剩餘ある場合には五十ヘクタールに亘れるものも亦これなきにあらざりしことは吾人の既に了解せる所なり。

百二十八 都市の土地財産及び家屋財産、家父の健全なるフリーフェン財産制は所有者をして直接に土地の經營に當らしめんとするにありたるが、土着及び家屋建築の發達に伴ひ、家屋所有及び家屋建築を規定せる思想も亦一般に、凡そ家族が、家屋及び土地財産に依り且つ家屋建築上の自由に依りて、獨立存在を維持すべきことを當然となせり、現今に及んでも舊文明國土には尙ほ田舎に屢屢かゝる前提の存せることを觀る、即ち每家屋に一家政あり、家族は概して自己所有の家屋に居住し、賃貸家屋の如きは單に除外例に過ぎず、然れども都市に於てはこの關係早く變じ、狹隘なる地域を利用して數層の高度を建設し、賃

貸關係一般的となり、而して今日多くの大中市及び工業都市に於て是を觀るに、一宅地域は最早二乃至五の少數家政の地盤にあらずして實に十、二十、加之三十家政の基礎をなせるの狀なり、家族總數の九十乃至九十六プロツェントは短期間賃貸家屋に居住し、借家人總體の五乃至二十八プロツェントは、獨逸都市の統計に徴するに、年々その住居を變更せり。

田舎に於ても亦借家居住の勞働者多く、幾分は多數家族の一家屋に生活せるものあり、然れども殊に都市の土地財産及び家屋財産に至りては既に自足的自由家族經濟の基礎にあらず、利殖的資本所有なり、一般企業經營と毫も異なる所なし、居住者のその住居に對する影響の如きは論ずべき限りにあらず、多數者に觀れば、その今日の住居は數年前、數十年前に在りては他人の住居なり、屢々他の目的の爲めに利用せられ、その新なるものと雖も投機の結果、何等の趣向もなく機械的圖式に依て建築せられたるに過ぎず、建築工業は非常に複雑なる組織を發達し、即ち凡そ盛大なる都市にありては、幾多の技師を指圖せる俊秀の技師、建築銀行及び其他の信用業者、投機的土地所有者、并に數百、數

千の勞働者を使用せるあらゆる建築企業及び手工業親方は、建築警察官廳及び總じて道路と建築設計とを管掌せる都市自治體と協同し以て一般公衆の住居需要を満足せんとす、これに協働せる者の獨立組織が一面に於て大なる進歩を示せるは確實なり、現代の完全なる建築技術はこれを個々家族のなす所に放任せば恐らく不可能なるべし、然れども他面に於て大なる不幸のこれに伴へるものあり、土地財産の獨占的價値を得るに至れるもの未だ嘗て大都市の中心に於けるが如きを觀ず、所有者が自ら勞せずして巨大なる景氣變動の利潤を收め得ること都市に於けるが如く顯著なるはあらず、地代騰貴を豫想せる投機は屢々市街設計及び家屋建築に甚しき惡影響を及ぼし、貧民階級の住居に益々危急を告げ來るもこの關係に繋がり、賃貸事項は暴利を貪らんとする中間者に依りて愈々不健全なる經營に陥り、これが爲めに都市の私有土地財産が最も猛烈に非難せられ、憂慮せられ、或は國家及び共同團體の干涉すべきを絶叫し、少なくともその職員官吏の爲めに住居を設置し、土地收用法に依り、曩時と全然相異せる建築秩序及び建築警察を施行して、過剰住民を收容せる家屋の不健全狀態を

廢餘し、加之一步を進めて都市に於ける私有土地財産を悉く廢止すべしと痛語せらるゝも、寔にその自然の要求に發せることを觀ぜしむるものあり。

然れども個々都市の土地財産及び家屋財産をその所有者に報償を拂て國有とし市有とするの計畫は恐らく確實には期し難かるべし、果してこの計畫が實現せらるる結果は官僚及び都市行政を腐敗せしめ續亂せしむること思半ばに過ぐるものあるべし、社會的不幸狀態の愈々歴然たるものある場合には、寧ろこゝに特別法を施行し、或る都市若しくは少なくとも二三市外の土地財産及び家屋財産を半ば公設的半ば營利的なる獨立結社に托し、これが株式をして從來の土地財産所有者及び家屋財産所有者に歸せしめ、從來の抵當權利者及土地證券所有者をしてこれが債權者たらしむるを以て可とすべし、かくすればこの結社は混合監理に屬し、國家、都市自治體、株主、債權者及び賃貸人に依りて管掌せらるゝこととなるべし、從て利潤も亦これ等のものゝ間に分配せられざる可らず、もとより此の如き装置と雖も容易に創設すること能はざるべし、然れどもこれを以て能く現今住居關係の最も憂慮すべき現象を廢除し、國家及び共同團

體に課するに至難の任務を以てすることなく、閥族跋扈の難に陥れしむることなきを得べし、このこと不可能なれば、組合、共濟會社、教院、其他主義と方法とに社會の公安を表明せる株式會社は、當然その任務としてなるべく多くの土地財産と家屋財産とを總合し、私有家屋財産及び土地財産にして監理の腐敗、賃貸關係の墮落、其他嫌惡唾棄すべき結果を齎らす限り、此の如き高尚なる社會機關の監理に委し、益々以てこれが監理を改善せざる可らざるなり、小都市及び田舎に於ては、凡そここに陳述せるが如き事は未だ全くその必要を告げず。

百二十九 文明國民の動産、先きに吾人の觀察したるが如く、家族及び個々の財産は遠遠の過去より以來動産に止まれり、而して家畜所有顯著となりし時代より、人格上の相異に應じてこの種の動産即ち家畜所有にも亦差等起れり、後代の歴史的發展は個人財産の原理を更に益々發達し、家族法(親族法)及び相続法、並に結社に關係せる財産法を精密に秩序し、財産を獲得すべき契約及び營利の種類を詳細に發達したり、凡そ文明諸國にこれを觀察するに、個々人及び家族の自由に使用し得べき動産の大半は皆悉く私有財産と認めらる。

家畜及び食料品、衣服及び家具等自ら調達し得るものはもとより論なく、凡そ購入せられたる使用品と雖も皆然らざるはなし、而して現に極端なる社會主義と雖も、これ等の對象に繋かれる私有財産に干渉せんことを欲せず、農民及び手工業者の生産資本に係れる私有財産に關しては、「マルクス」及び「エンゲルス」は、その所有者の身體上の勞働と關聯せること明瞭判然たるの故を以て、正當なりと認めたり、然れども大企業の資本、利足若しくは利潤を生ずる貸付資本は、その現今法律上の所有者との關係これと同一視す可らず、この資本は所有者の生産せるものにあらず、且つ加工せらるゝものにあらず、社會過程の結果として彼等に不當なる利子を生ずるに至りしものなり、恰かも社會的勞働過程の發達が、個人的若しくは家族經濟的勞働過程を解體せしめたるが如く、分配過程も亦社會的となり、勞働手段とその產物とは社會に屬せしめざる可らず、徒らに殘骸を留むる現代の法律形式——所謂資本主義——は貧民階級の利益を壟斷し、富豪階級をして過當の財を貪らしむる所以ならずばならずと、社會主義者の痛撃是れなり。

さて曩時の小經營と今日の大經營と霄壤も雷ならず、且つ現今取引生活の貨幣經濟的及信用經濟的形式、殊に最近企業形式の爲めに分配過程極めて複雑となり、大所有者及び大商才をして、過去に夢想だも及ばざる利子と利潤とを獲得せしめ、而してこの可能が屢々弱肉強食に依り、誦詐及び虚偽に依りて墮落惡變したることは疑なし、「ダーウイン」の如き學者にして尙ほ且つ敢て、現今貨幣競争場裡の優勝者は決して必らずしも國民の最も優良なるもの、最も有爲なるものにあらずと斷言したるが如く、動産資本の今日の分配は到底以て間然する所なき能はざるなり、貨幣積集者が多く非凡の取引才能を有せるものなることは疑なけれども、その數百萬、數十億の富は全然その才能に順當せざるもの一再にあらず、今日の富籤的所有競争は、これを過去と比し偶然の僥倖に支配せらるゝこと甚しく、且つこれが爲に冷酷にして屢々高利貸的手段に訴へ毫も狐疑する所なし、今日商人及び企業家の掌裡に資本の積集するを觀るに、吾人をして轉た最近時代に至りて上流社會と無所有勞働者との階級別を生ずる所以のものが恰かも單に所有關係なるが如き感を生しめ、所有階級にあらずば企

業家となること能はず、無所有階級は無下にこれより拒斥せらるゝを思はしむるものあり、而してこのことよし事實と必らずしも符合せざる場合多からんとも、尙ほ且つ労働者、手工業の親方及び商人の無所有者階級多大数を占め、企業家及び資本所有者は社會の優位を占め若しくは將來何れの時か高位に上り、實に社會が大工業に轉じ近世的資本經濟信用經濟に推移せんとするに當て劇烈なる階級別を生じ、この原因一にして足らずと雖も、職として近世經濟組織の少數指揮者の掌裡に忽ちにして大資本が積集せらるゝことに坐せり、かゝる事實は今日競争に敗殘し利益を壟斷せられたる多數者階級の間自然に強烈にして而かも不明朦朧たる不興の感情を發せしめ、不興はやがて財が果して正當に分配せられたるやの疑念に油を注がずんば止まず、然れどもこれ一切の個人的生産資本が社會の總財産たるべきことを證明するものにあらず、手工業に於ては寧ろ親方の技術的労働を重要とし、大企業にありては寧ろ企業家の精神的労働を以て肝要となせばとて、これ決して損益の責に任じ經營を創立せるものに対する純収益が、前者の場合に正當にして後者の場合には則ち不當なることを

證明するものにあらざるなり、若しそれ小經營を個人的生産過程と稱し、大經營を社會的生產過程と名けて、これを以て凡そ大經營にありては全社會が均等にこれが原因たり、該經營を秩序するものなりと主張するが如きは甚しき誇張なり、小經營には親方あり、大經營には商人若しくは技術家あり、資本家若しくは資本家團體あり、而して前者の職人と後者に於ける労働者とは、たとへその智慧と技能と如何に重大なる關係を及ぼすものあらんとも、寧ろ受動的任務に當り、他人の思想を執行するに過ぎず、則ち然りと雖も漸次に益益擴張せんとする經營及びこれが形式がやがて嚴密なる意味にて社會的過程を表現するものなることは眞理にして、その限りに於て分配過程も亦社會的に愈々秩序せらるべく、而して日々これを事實の上に觀察することを得べし、この過程が今日尙ほ屢々不完全なるを免かれざること、頽廢せる制度若しくは新時代に推移せんとする過渡の痕跡を脱せざること、慣習及び法律に依り、今よりも妥當なる所得分配及び財産分配に依りて更に完成せらるべきことは、吾人當に否認せざるのみならず、最も強硬に主張する所なり、吾人の否認する點はたゞ、この不

幸状態に依りて凡そ一切の私有資本財産が維持す可らざるが如くに断定せんとするの論これのみ、私有資本財産制を俟たずして果して人間が現に勸勉努力し、節約心を起し資本を増殖し、生産改善の敢爲なる計畫に出づべきかは、今日に至るまで未だ何人も證明せざりし所、これ吾人の主張せんとする點なり。

今日大資産は主として經營に遺算なき商人及び企業家、銀行家及び創立者の掌裡に歸すれども、而かもその巨大利潤が寧ろ非凡の技能と絶倫の給付との結果なるか、若しくは偶然及び景況、故意或る事實上の獨占、若しくは實に不正直の手段を用ひたるの結果なるかは疑問の存する所たり、而して一も二もなく一般的に、この疑問に對し是認し若しくは否認するが如きは其の當を得たるものにあらず、取引世界はこの疑問に對しこれを是認すべしと信じ、社會主義的記者、加之一般公衆も亦否認に傾けり、蓋し皆これ取る可らず、眞理は中間に在りて存すべし、凡そ虚偽の營利を不可能ならしむるの制限は、道德的、社會的進歩なるべし、然れども拔群の才能と高尚なる給付とに對する巨大財産の分配は、その正直に且つ適度に行はるゝ限り、苟くも理性を備ふるものの眞面目

に非議すること能はざる所なり、さればこゝに重要な問題は、極端なる獨占利潤を制限し若しくは廢除せんが爲めに、法律及び取引慣習に準じ、時ありては貨幣營利に對する一定の制限に依りて營利の種類を正當に組織する方法を講じ、以て餘り多くの野卑なる成金黨、餘りに多數の理義を辯ぜざる高利貸及び良心なき投機者流をして、自ら社會を指揮せるものゝ如くに妄想せしむることなく、若しくはもとよりこの輩をして共同團體及び國家を支配すること能はざらしむるに在り。

然れども如何なる場合にも事實及び商量の二系列ありて存し、これに依りて營利資本に對する私有財産が、社會主義的意味にて主として若しくは全然撤廢せられ得べきが如きは、苟くも歴史的思索者の夢想だも及ばざる所なり、二系列の商量及び事實とは、一面に於て現今吾人の營利生活に隨伴せる心理學的道德的現象の問題これなり、他面に於ては則ち今日資本財産をして愈、事證せしむる所の法律形式これなりとす。

この前項の關係より觀て吾人は次の如く主張せんと欲す、曰、貧民階級の能

く經濟上に上進することを得べきは、獨りその勤勉、節約、兒童教育、將た兒孫の爲めにする貯蓄の經濟的特質、即ち換言すれば今日財産制、貸付事項、貨幣經濟、信用經濟の結果として、上流及び中流階級の特徴となれる經濟的特質を獲得するの程度に準ずると、労働者、手工業者、農民は損益を勘定し、帳簿に記入し、收支を計算することを會得し、一切の相場を知悉し講究し、要之或る意味にて商人となるにあらざれば、今日の取引社會に於て彼等を凌駕せる商人及び企業家より壓迫を免かるゝこと能はず、能く自己の労働に依りて財産を獲得し、これを正當に經營し、その子供に相當の習慣を附植し得るものにして、始めて能く組合的、共同團體的若しくは國家共同的所有に對する自己の財産持分を、その將來増加に應じ多々益々正當に使用し得べし、現今及び將來の都市工業労働者が、自家所有の家屋若しくは若干の菜園及び耕地に依りて、能く無所有の壓迫を免かれ得べきはこれを一般に期待す可らざれども、若し教育及び發展にしてその方法を誤らざれば、貯蓄銀行に對する持分將た利付借入に依り、若しくは組合に依り、何等かの無記名證券に依りて、やゝ普くこの難を脱する

ことを得べし。

さて第二の點を觀察するに、今日凡そ資本財産及び土地財産の大部分は、その形を變じて、株主、組合、抵當證券所持人及び貯蓄銀行通帳所持人、土地擔保銀行、國立銀行、公立銀行の請求權及び持分權となれり、現物財産は或る帳簿財産若しくは證券財産となり、これが爲めに新たな不幸状態と社會的危險とを生ずるに至りしは争ふ可らずと雖も、財産が分割せられたる結果として、社會のあらゆる階級、殊に最も貧困なるものも亦これに均霑することを得べし、これが制度の發達は價值及び價格を決定すべき機械的組織、并に利殖貸付の機關を俟つにあらざれば想像も及はず、然れどもこれ愈々生産資本の大部分を一人の手より奪て、事實上、國家、共同團體、公的結社、準公立設備、會社及び組合の監理に屬せしむるものなり、これに應じ、一面利足の點より觀れば個人主義的にして、他面監理の點より言へば共同的なる、この種の混合財産を經營することを得べき社會機關の發達は、抑もこの方向の進歩を催進すべき前提なり、吾人は後段別の關係を議する場合に尙ほこれに論及することあるべし、

たゞこゝには凡そこの種の組織が或る意味に於て極めて煩累を來たし、やゝもすれば詭詐と虚偽とに陥り、嘗て家族經濟及び支配的私的企業にこれなかりし幾多の困難に遇着することを一言せば以て足りなん、こゝを以てこの領域に於ける進歩は到底徐々たるを免かる可らざれども、亦以て將來の社會的財産を擴張すべき形式的方法が、既にこゝにその緒に着けるものなることは疑ふ可らず、利殖的帳簿財産は共和化せらるゝの性質を寓せり、その濫用と餘りに甚しき不平等分配とは、或る程度まで慣習及び法律に依りて改善せられざるにあらず、認容すべき營利の種類を統制し、所得分配を更に妥當ならしめ、益々貸銀を騰貴せしめて利率を下落せしめば、將來の財産分配は今よりも一層正當に且つ健全なることを得て、而かも能く個人の自由と經濟的催進とに對する財産別の善果を收むることを得べし。

百三十 相續權、吾人をして歴史的觀察の結果を略述するに先ち、こゝに一切私有財産の相續に就て一言する所あらしめよ。

抑々一切財産の相續は家族組織にその端を發せり、舊家族は經濟上より觀れ

ば數代間連綿としてその命脈を絶たざりしもの、他に婚嫁せる女子は、或る財産を分與せられて兩親の家と離れ、別家したる男子と等しく、本來何等の相續權なかりき、兩親死亡の際兩親の家に現存せる子供等は共同的にその經濟を持續し、その經濟の基礎たる資財に對しては何人と雖も干渉篡奪すること能はず、後代所有も増大し個人主義も顯著となるに伴ひ、個々の子供が家族若しくは國家の總利害に顧みて特權を附與せらるることなき限りは、子供相互に何れも均等の遺産分配を要求したり、然れども今日苟くも健全にして有力なる家族生活の存する限り、子供の相續權は正當にして且つ自明なること、認められ、何人と雖もこの相續權を以て經濟的進歩の重要な一手段と觀ぜざるものはあらず、實に有爲にして有力なる兩親が、その力を緊張し努力して止まざる所以のもの、主としてその子供の爲めに社會上優位の地盤を克ち得んことと欲すればなり、今日人々をして能く勤勉、努力及び資本蓄積に出でしむる動機の最も重要な部分は、子供の相續權にして一たび撤廢せらるれば、恐らく消滅すべし、これと異なり遠き傍系親の相續權に至りては、近世の小家族が普及し、遠き親類に

對する血縁關係の褪色するものあるに應じて、徒らに古代氏族組織若しくは家長制家族組織の殘骸を留むるの外意義なきに陥らざるばならず。

さて凡そ文明國民が、子供の相續權を以て極めて妥當なるものと認めたるや既に久し、而かも所有や、著大となり不平等となるに及んでは、相續財產は社會上、自己の勞働の結果として得たる財產と到底同一視す可らざること明かなり、個々人は能くその父の如く有爲なると否とに拘らず財産を相續し、姉妹多ければその得る所少なく、若し唯一の相續者にして、傍系親族をも相續する場合にはその得る所多し、然れども相續權は兩親にとりてはその努力の動機なりしが、富豪の子供の爲めには却て懶惰の動機となることあり、結果は本來の動機と反對し、商量を妨ぐ、而して慣習及び法律これより影響を蒙るべく、たとへこの點に關し事情の變化ありて以て、習慣及び成文法律の改正を促がすことなきにあらざれども、そは極めて徐々たるに過ぎず。

よし相續權が將來如何なる變動を蒙らんとも、又よし劣等にして無能なる小供が何等の功績もなくして巨大遺産を相續し、偶然にして兒童數の多少が或る

一人を富裕ならしめ、他の一人を無資本の悲境に陥らしむるの事實を如何に高く見積らんとも―凡そ此の如きは寧ろ個人的偶然事象にして、如何なる社會組織を以てするもこれを廢除す可らず、大體上社會秩序の問題に就ては、吾人は單に全階級の平均に着眼せざるを得ず、果してこゝに出づれば則ち吾人は次の如く言ふことを得べし、曰、上流所有階級にして墮落せざる間は、子供は平均して兩親の特質を遺傳すべしと、この故にその然る限りは高尚なる特質と著大所有との或る平行は數代の間能く存續すべく、又その間は子供の相續權は内的に正當なる理由を失はざるべし、この相續權は、その一定社會群の高尚なる人格的特質を長時期間持續せしめ、加之更にこれを發展せしむるの具たる限り、社會の爲めに幸福を齎らすべし、大土地所有が卓絶せる政治家及び將軍、有爲にして不羈の地方官吏及び農業上の進歩を代表せるものを能く教育し、中産土地所有が健全なる農民階級を維持する間は、數百年來持續せる土地財産分配上の不平等も亦、貴族的社會組織の正當なる手段にして、且つ廣大なる中流階級を支持するものなるべし、而して商人たる銀行家及び企業家の掌裡に積集する

所の資本が、主として堅固なる市民の基礎にして、以て敢爲に新商路を發見し、技術上の進歩を開拓し、新工業を創立すべきの機會となれる限り、著大財産を同一家族に持續せしむることは、これを苟くも新たに節約せられたる資本を直に一切市民の間に平等に分配するものと比し、社會全體の爲めに謀りて寧ろ幸福なる所以なるべし。

かくの如くして相續權は現今土地所有分配及び一般所有分配の不平等を存續せしめ、場合に依りては益々不平等を助長するの手段となるもの、殊に個々の子供が特權を附與せられ、若しくは富豪階級が僅かに少數の子供を有するに過ぎざるか如き場合を然りとす、これが爲めに貧富の階級衝突も亦愈々甚しきを加ふべし、例之、土地所有の價値に劇増あり、借地人若しくは農民が所有者及び地主に對し益々急地に陥る場合の如し、然れども相續權は所有分配の不平等を生ぜしむる原因にあらず、たゞこれ個々人をして經濟的存立を容易ならしめ、從て又所有の積集を容易ならしむるに過ぎるなり、問題とする所は時代の経過する間に、所有者の人格的特質が如何にその所有の大小に準じて變化す

るか、如何にこれを使用するか、殊に益々巨大所有が小數人の掌裡に積集せらるゝ場合に、果して給付と能力と道徳とこれに應ずべきか是れなり、その主眼とする所は全く富豪階級の教育、將たその精神道徳の發展に繫れり、凡そ舊所有貴族の弊は、徒らに贅澤、個人的享樂生活、上流生活の罪惡に陥り、勞働を避忌し、只以て安逸、敢て率先して吾より古をなすべき自負の特權を斷念したるに在り、こゝに於て始めて貴族の子供に放恣者を生じ、或は屢々貴族の子供は平均して悉く墮落し、祖先の能力と從て又國民を指導すべきの力とを失ふに至れり、それにも拘らずその身貴族の故を以て、かゝる時代に尙ほ結婚及び兒童數の減退に依り、黄金結婚及び相續權に依りて巨大資産を積集するもの屢々これあり、墮落貴族の人格的特質は、革命的、共產主義的運動を發せしむる最も重大の原因たり、一切の貴族、殊には絶對的に封鎖組織を固執したるものが夙に、時代の推移に伴ひ頽廢し墮落するを免かれざりしは否認すること能はざるべし。

學者或は抗議することを得べし、曰、かゝる時代に、頽廢貴族の墮落せる兒

孫は、浪費に依り、身體上、精神上の特質退化に依り、通則として遅くも二三代の間に貧民階級に陥り、若しくはかゝる家族は死滅し、優勝なるもの新たに取てこれに代はり、かくの如くしてさながら自然的過程を以て腐敗要素は排除せらるべしと、然れどもかくの如き自然過程は以て革命的、共和的努力を満足せしむるに足らず、慣習の惡化、特權階級の間における給付能力の頹廢及び政治的缺陷を目睹するに當りて、かゝる時代民心一般に、果して一切財産の分配が正當なりやに疑念を生ぜざる能はず、而して人間自然に平等なりてふ寫象に影響せられて、相續權全般を非難し、これ平等人間に甚しき不平等所有を分配するものなりとす、蓋し疾病及び健全に依り、生死に依りて凡そ人間の運命を支配せる偶然關係は、相續權の結果たる形式に於ても亦認容す可らざるもの、新制度に依て排除せらるべきものなるが如し。

この運動よりこゝに正當なる思想の發達あり、傍系親の相續を排斥し、苟くも死亡に依り財産移轉の問題を生ずるに際し、國家は相續税を課してこれに干渉すべしとなすに至れり、吾にこれのみならず、凡そ巨大財産には遞進率的相

續税を附課し、若しくは殊に古代に於て屢々起りたるか如く、巨大財産は國家に沒收してこれを排除せんとす、この方針の究極する所は則ち社會主義的思想にして、一般に國家若しくは共同團體をして子供に代はりて遺産を相續せしめ、若しくは少なくとも或る範圍以上に出づる遺産に對してはこの原理を適用せんとするもの是れなり、然れどもかくの如き社會主義的思想は、今日世人が美望する所の百萬富豪が如何に少數者なるか、將たその子供に道德上、經濟上、相續權の惡結果と認むべきもの如何に罕なるかを看過せるものなり、吾人は今日と雖も家族總數の八十乃至九十五プロセントに觀察して、子供の相續權が主として良果を齎らせることを主張するも敢て誇張ならざるべし、この真相を證明し了解せしむべき統計に就ては、吾人更に所得分配の章に論及する所あるべし、而して現代貴族にこれを觀察するも、巨大所有を領しこれを家族に相傳して、社會全體の爲めに障害をなせるよりは寧ろ利益を貢獻せるもの、數は、これを彼の大遺産に依りて一身を破滅し、勞働を避忌し、惡例を社會に曝露して、墮落せる富豪の馬鹿子息として全國家を蠹毒せるもの、數と比するに、勝れる

ことあるも劣ることなし、相続権の規定に關しては隨意なり、或は以て人格上の資質に應じて子供の一人に遺産を相続せしめ他の一人よりこの權利を奪ふことを得べし、然れども個人あり個人財産あり、人類が家族をなして繁殖する限りは、相続権も亦存続すべし、もとよりその漸次に租税に依て制限せられ、傍系親に關しては全然若しくは半ば廢除せられ、并に共同利益の見地より變化を蒙り、從て百萬富豪は慈善團等の創設に依りてその所有の一部分を全社會の爲めに供用すべき義務を課せらるゝに至るは論ずるを俟たず。

百三十一 歴史的觀察の結果、財産史上吾人は二個の歴史的発展系列を概観す、古代及び近世のそれ即ち是れなり、何れの系列にありても大體上私有財産制が舊國家財産及び共同團體財産に取て代りたるは著しき現象なりとす、この舊財産制の廣く發達せるは、尙ほ社會が自然物經濟的組合組織若しくは國家組織にして、人間の個人的發達未だ較著ならざりし時代に屬せり、國家の絶對的土地財産は單に軍制的若しくは僧侶的專制國家に行はれたるのみ、共同團體の公有地は抑々農業よりは牧場經濟を主としたる事情を前提とせり、周約的農業

の發展と、技術のあらゆる進歩とに伴ひ、諸國民の間に愈々自由の私有財産を普及したり、これを従來の經驗に徴し、農業及び工業、小賣商業及び大商業に於て、凡そ一段完全なる技術的生産の發達は、苟くも主として私有財産を前提とせざるものなかりしが故に、今日に至るまで或る範圍内の物的外界に於ける對象に對し、個々人がこれを自由に支配し得べきことは國民經濟の至當なる基礎たるべしと認められたり。

然れどもこれと等しく私有財産にして、この財産所有者將たその家族の直接欲望を超越すれば、これに伴て社會的濫用の生ずべきことも亦明白なり、それ財産は雜多の個人活動に對して自由範圍を與ふるもの、この自由範圍益益擴大すれば、その結果も亦一樣なることを期す可らず、巨大土地所有と巨大資本とは以て利用せらるべく以て濫用せらるべき權力にして、それに應じて社會は利益を來たし損害を蒙るべし、凡そ巨大財産の負ふべき義務は、法律的と言はんよりは寧ろ道徳的と言ふべく、この義務は或は看却せられ若しくは破棄せらるゝことなきを保せず、而して社會はこの義務の範圍に就て判斷する所あるべく、

その判断は延て現在の財産關係に事證せらるべし。

古代史を觀るに、拘束的、組合的舊財産は忽ちにして大土地所有と急變し、勞働に俟てるよりは寧ろ政權の濫用に依り、墮落せる小數貴族の恣まゝに兼併し壟斷せる專制的大地主制となり、民衆は無財産にして又懶惰に、且つ享樂欲の奴隸となれり、羅馬の統監政は鑛山、鹽坑、土地及び工場を、沒收及びその他の方法に訴へて横領し、暴力に依て巨大資産を積集し、これを以てその世界帝國を統治し、穀物施與及び遊戯開催に依りて諸首府の賤民を賑はし、これが暴動を妨止したり、これと別に一人の權利、所有者の財産として沒收を免がれたる貴族的大資産は、國家の利益を楯として非常の大負擔を課せられ、爲めに所有者は寧ろ直にその所有を放棄せんとし、自由財産と言ふは名のみにして、財産者たるの故を以て著大の國家強制を脱すること能はざりき。

近世の發展はこれと比すれば遙かに緩徐にして更に復雜し、その經濟上及び道徳上の結果に於て大に妥當なるものあり。

嘗て中世時代に發達し、その當時に於て國家及び一地方の行政、教會、軍制

の基礎たりし大土地財産は、後代多くは中産及び小産の自由所有者の掌裡に歸したり、若しそれ大土地財産の依然として存續し、若しくは最近二百年乃至三百年に發達せるもの、如きは、これ主として國家、結社に屬せるが、然らずんば能く政治的義務を盡し、一地方の自治を可能ならしめ、農業技術上の進歩を代表せる貴族の有に係かるものなり、近時社會主義者及び大經營主義を謳歌せるものは、將來生産の改善と増加とを期せんが爲めに、やがて一切の耕地が大經營となるべく、且つ大經營となるべき必要ありと主張すること一再にあらざ、然れどもこれ極端説にして、亞米利加の如きにありても巨大農地は僅かに耕地の僅少部分をなせるのみ、英蘭に於ては借地統一は財産統一よりも遙かに小地域に、歐羅巴大陸を通じて現今農業上の大經營は啻に普及せざるのみならず、到る處に既に小經營に變化せんず形勢を示せり、加之大經營が中經營よりも廉價に大收穫を生ずべく、小經營及び菜園經營の如きはこれに比肩すべくもあらずと號するが如きも亦一般に承認す可らず、果して將來農業技術の進歩ありて經營上に全然變動を生ずべきかは論ずる限りにあらず、現今より觀れば小經營、

中經營及び大經營の並立發達は、生産上、并に社會上に最も順應せるものとなさざる可らず、若しそれ今日法律を發布し、所有者に地代を賠償して、現在の土地財産を徵集し國有となさんと欲するが如きは、果して能く組合的機關若しくは其他の機關を設置し得て、土地を直接に貸付し、若しくは間接貸付となし、以て恐らく有利の効果を收め得べきか、吾人は到底これを首肯すること能はざるなり、我が農民及び田舎労働者の組合、并に田舎共同團體は何れもこれが機關たるの資格なかるべし、而して今日吾人が自己所有に於て勤勉心及び節約心に至大の好影響ありと認むるもの、將た家族經濟と農業上の小經營との結合に俟てるもの、家父の耕地と關聯せる數代の發達結果より得るもの——此等一切の好果は恐らく恣まゝに破棄せらるべきなり、農業労働者の冀求する所を觀るも、現にその大多數は組合的及び國家的財産を欲せずして個人的小財産を望めり。

たゞ次に掲ぐるが如き一定豫件を生ぜる限り、土地財産の現今關係は維持す可らず、大所有及び中所有が全然その公的義務を忘却せるか、巨大土地財産者の大多數がたゞ單に地代に衣食する外何等の能事なきに陥れるか、不健全なる

小借地關係若しくは一般的過重擔保の較著なるが若しくはその全然窮地に迫れるか、將たかゝる現象の普及せる處に於て然りとせず、然れどもかゝる危険はこれを救済することを得べく、且つ吾人の既に例證したるが如く業に救済せられたる所なり、舊時の農民保護、農民解放令、最近相續法の如き即ちこれに屬せり、土地擔保に關する妨止規定は今日既に施行せられ、この制度は將來益々發達すべし、プロイセン王國の東部に於ては、國家官廳及び國家信用の干與に依りて幾多の小中農民制は着々その効果を收めんとす、餘りに巨大なる土地所有を一人の權利に掌握せしむることは妨止せらるべく、如何なる場合にも社會改良の利害に繋れる條件に順應せざる可らず、加之更に一步を進めて吾人は下の如く附言するも亦不可なかるべし、曰、現在の「中産は相當の理由なき限り賃借す可らず、所有者自らこれを經營せざる可らず、その地積は極大限以上に擴大せらる可らず、極小限以下に縮小せらる可らず、而して同一人にしてこの極限を兼併するが如きは容す可らざるなり」と、これが法律規定の端緒は現に諸國及び殖民地土地立法に發達せり、然り而してこれと同時に土地の大部分は全然自

由交通に放任して能く支障なきを得べし。

凡そ土地の所有並に家屋、工場、鑛山の所有は、その利用上、全體の利害に顧みて將來益々法律の制限を蒙るべし、(譯者曰、「ワグナー」の第三冊國民經濟と法律を參照せらるべし)、而かもこれを以て徒らに自由交通を防壓す可らず、現今資産は愈々勞働の結果に俟つもの多く、その相續せらるゝものは將來益々減ぜんとす、國民經濟の活潑となるに應じ、無能なるもの懶惰なるものは大體に於て漸次に維持すること能はざるに陥るべし、もとよりこれが除外例なきにあらず、言ふまでもなく偶然及び景況の僥倖は止まず、これが爲めに時ありて愚鈍なるもの怠惰なるものをして大財産を攫取せしむることあり、相續權が何等人格上の特質と關する所なく、父祖の財産分配をそのまゝに兒孫に相續せしむるの事例一再にあらざるなり、然れども此の如き攻撃は以てこれと反對の良結果の場合を恐らく非議するに足らざるべし、たゞ吾人は正當にして且つ遂行し得べき財産秩序の理想として、凡そ個々人に平等に分配し、若しくは苟くもその人格的功績に準じて配分せんとするが如き、その到底期す可らざることを誤

る可らず、このこと間接に可能なる限り、從て制度を變更すべきを必要となす、然れども直接にはこれ決して可能ならず、何となればこれが爲めに官廳は一切人事の巨細に亘りて知悉する所なかる可らず、而かも官廳のこの干渉は不當なる専制主義として恐らく個々人の堪ゆる所にあらざるべければなり、要は一切個々人の一時の個々利害を眼目となさず、現在並に將來に於ける社會の總利害を以て正當なる規矩準繩となすなり。

されば國家及び共同團體若しくは半ばこれに隸屬せる公的設備、將た私的設備、會社、組合が、種々雜多の法律形式を以て、ありとあらゆる財産の監理を愈々益々個々人及び家族より剝奪するの可否と場合とを決定するも亦一にこれに準じて明かなることを得べし。

然れども將來猶ほ從來に於けるが如く、國家及び其他の高尙なる社會機關に屬する財産の擴大すると共に、個々人財産の廣大なる範圍は依然として犯さることなかるべし、その然らざる可らざる所以のもの、抑々個人及び社會の本質に在りて存せり、人類にして生存する限りは個人財産も亦廢止せらるゝこと

なかるべし、これ畢竟は意志の擴大せられたる機關なり、人間の發達及び職業の發達は自由財産を俟たずんば不可能なり、(譯者曰、個人財産は意志の擴大せられたる機關と觀ぜらるべきよりは、寧ろ意志を外界に投射せるもの、意志の一部分に外的形式を與へたるものと言ふべきならん)、凡そ高尚なる個人性の發達は、或る個人的自由活動の範圍、換言すれば個人財産に高尚にして安固なる發達あることを前提となせり、而して苟くも社會が必らず幾分貴族的組織を維持すべきに確信するものは、これに順應する貴族的財産分配をも亦た、社會學的思想の結果に外ならざるものと觀ずることを得べし、即ちこの社會學的思想は必らずやその極端に走るに放任す可らざれども、然れどもこの思想そのものは消滅することなかるべし。

それ然りと雖も、凡そ高尚なる國家組織及び社會組織は、共同財産と個人財産に對する共同體の一定權利とを包含せり、社會的大進歩將た民力大糾合の時期は、同時に又共同財産が常に國家の財産を増大せしむるのみならずして凡そ大なる社會機關の財産を増加せしむるの時期なり、而して愈々個人財産を全體

の目的の爲めに資用せしむるの時期なり、現代も亦此の如き一時期にして、共同財産と個人財産との限界を統制する上にや、曩時の面目を革め、兩範圍の複雑なる場合を將來し、而して特殊の複雑なる組織と共同財産とを備ふる新共同機關の一系列を創定し且つ創定せんとす、然れども凡そ此の如き發達の眼目とする所は、財産秩序が愈々複雑し、一定關係に準じて種々の形式を發展するに在り、而して古代の國家財産若しくは共同團體財産の如き幼稚なる形式に復歸せんとするにあらざるなり。

財産史は常に社會及び社會組織の全歴史とこれを包含せる道德觀念發達史とを反映す、凡そ社會、組合及び國家の發達は、何等か共同財産の形式と又何等か私有財産に對するの制限及び義務とを創定したり、個人財産の發達は舊社會秩序を解體せしめ、而して新社會秩序の發達を助長せり、個人財産の設定なくんば、家長制的家族及び近世家族、企業、分業、商業及び交通、並に個人的人格は發達すること能はず、然れどもこれと同時に總利害と社會調和及び社會改良と同情感情と益々一切財産法の規定に事證せられ、而して私人的及び社會的

財産の高尙なる形式を創定したり。

二二二

百三十二

財産の定義及び學説、かくの如くしてこゝに財産法は一切結果を總覽し來れば、通常に所謂財産とは或る物件に對する自然人若しくは社會機關の絶對的、法的支配なりてふ定義は、以て吾人の目的をも満足するに足らざるべし、これ比喩的類推法に準據せる定義なり、對人關係に於ける政治的若しくは社會的支配の體貌を外界に轉用せるものなり、凡そ法律は、その中心點を觀察すれば、自然人及び社會機關の相互關係に繋れる統制なるが故に、吾人は寧ろ下の如く言ふを可とせん、曰、財産法とは外界の物的客體に關して、自然人及び社會機關相互の利用權利と利用禁止とを確定する法規の總和なりと、個々物件に係れる財産とは、主として、他人を拒斥する利用權利の法的總和なり、從て使用、賣却、讓渡、贈與等の權利なり、然れども更に財産法は必らず或る法律上の制限と義務とを包含し、即ち一定物件に關して、爾他の自然人及び社會機關の爲めに、その所有者を制限し且つこれに義務を課す。

財産秩序は個々人及び社會機關の物的外界に對する總關係の法律的統制なり、

その規定する所は、現在の權力關係と道德的根本觀とに應じて、法律の形式を以て、動産並に不動産を個々人及び社會機關に分配する點に在り、換言すれば即ち現在に當然の利用と不當の利用とを規定し、相續法に依り契約に依りて將來分配の當に變更せらるべきものを確定し、法律上に認容すべき營利の種類を設定す、かくの如くして既に古來の單純なる財産秩序は、幾多の形式的、物質的規定より成り、文明愈々高尙の域に進むに従て益々多様となり復雜となり、漸く以て財産秩序は獨立せる繁多の法律制度及び交通制度を包含す。

財産の歴史的發達、凡そ後代に於ける財産法の形式的及び物質的發達、將た凡そ個人的範圍と共同的範圍との限界規定の變動は、其時代の實際的政策と權力競争とに關聯し、社會的及び國民經濟的、政治的及び軍事的制度に依擊せり、凡そ人間生活の自利的動機と同情的動機とこれに作用し、個人的範圍の發達には寧ろ自利的感情の影響を主とし共同的範圍の發達には寧ろ高尙なる感情の影響を主となせり。

思索的考察がこの動機及び利害の競争に及ぶこと益々深厚なるに従ひ、先覺

二二三

の士はこゝに協働せる動機、思想及び現象の個々系列を抽象抽出し、而してこれより所謂財産論を樹立し、以て苟くも統一形式より財産の本質を歴史的、概念的に説明し、これと同時に多くは財産秩序の一定理想を提供するの目的を果さんとす、かくてこの種の財産論が、全學派、全階級及び全黨派の信仰告白となるに應じて、翻て實際生活の上に規定的反動を及ぼせり、然り而して本來の動機と將た財産を設定し且つ變更したる歴史的過程とは、此等財産論者の概して知る所にあらず、彼等は自己の思想とその當代の支配的動機とを敢て財産成立の初期に假定せんとするの誤謬に陥れり、(譯者曰、この錯誤に就ては本譯補の第一冊、宗教的及び哲學的道德組織、殊にその末段を参照せらるべし、且つは理解を助け且つ重要な暗示を得ること尠少なからざるべし)。

然れども凡そ此の如き學説は、何れもその時代の歴史的産物として、將た財産の將來發達に對する醜態素として重大の意義あり、此等學説はその傾向より觀れば、猶ほ國家制度及び經濟制度に關する這種學説の然るが如く、それぞれ分裂して、一方個人主義的の群をなし、他方集中主義的の群をなせり、これが

立論の基礎より言へば、或は寧ろ物質的現象及び事實に結合し、或は寧ろ法律全般の形式及び成立理由に關聯せり、凡そ古今を論ぜず種種學説の並存對立せざる時なく、而してその時代の關係と事情との如何に應じ、時に一の學説が優勢となり、時に他の學説が盛運を致すの別あるのみ。

個人主義的財産論の著しきものは、「シュラーデル」の提供に繋れる「印度ゲルマニ語の原史的言語なり、吾人の觀察する所に依れば、既に最古時代に於て、獲得財産を表示すべき語として用ひられたるは、占有、領有、勞働獲得、成就、奪掠あり、次では隱蔽、攫取、暴力支配、生活必需あり、後代の個人主義財産論も亦主としてこれに類似せる寫象と結合せり、「アドルフワグナー」の所謂自然的財産論は、「フイヒテ」、「グラウゼ」、「ヘーゲル」、「シュタール」、「トレンデンベルヒ」を以て代表者と觀ることを得べく、その出發點は、個人財産を以て人格發展の前提となし、從て正當なる理由ありとなすに在り、この思想そのものは全然正當なることを失はずと雖も、こゝに反對事實あり、即ち借地人は他人の土地を耕作し、勞働者は他人の機械にて他人の原料品を加工すれども、それにも拘

らず何れも人格を發展せり、この故に所謂個人主義的財産論は、土地及び資本には適用す可らず、その妥當なる限りは、これたゞ、現今如何に財産分配がその當を失せるかに繋かるのみ、詳言すれば道德的、個人的發展の爲めに恐らく一人は過大財産を所有し、他人は過小財産を所有せるならんかに關するのみなり。

「ワグナー」の所謂自然的、經濟的財産論は抑々「ミル」及び「ロッシヤ」の如き國民經濟學者に發し、個人財産を以て、勤勉、節約、資本増殖を期せんが爲めに必要欠く可らざるものと説明せり、その言ふ所は心理學上、吾人の全文明發展と現代國民經濟との根本的一前提を道破するものなれども、苟くも現在の私有財産を説明し辨證して餘蘊なしと言ふ可らず、加之一切の共同財産はその看却せる所なり。

羅馬法の占有論は、一切の個人財産を個人の意志活動より演繹するもの、本來多くは社會的共同體に依りて占有せられ分配せられたる土地財産に對し、屢屢又凡そ後代の財産分配に對しても、全然誤れり、この學説は抑々戰士の戰爭

的掠奪の回想より起れるもの、此等戰士は立法家「ガユス」をして言はしむれば敵を掠奪することを以て第一義務と心得たり、これと比すれば、私蘭人及び「ロック」の提説にして多くの國民經濟學者より承認せられたる勞働學説は、遙かに正當にこの問題を解釋せり、自己勞働の結果が、その他人に屬すべきよりも寧ろ自己に屬すべきことは、極めて自明の眞理にして、必らずや自然人の感情を支配せざれば止まざりしなるべし、然れども分業社會の協働關係益々複雑を加ふるに従ひ、この原理の遂行は愈々困難を來さずばならず、土地丈量者、抵當事件裁判官、土地所有者、日雇人の勞働は果して土地價値の幾分に該當すべきか、將た鑛山業者、機械製造業者、技師、鑄造業者、鍛冶匠は、製作せられたる機械の價値に對し幾分を要求し得べき勞働を提供せるか、最も貧困なる勞働も百萬富豪も、その所有せる財産の十分の九は、自己勞働の結果にあらざること今日の事實なり、當にこれに止まらず、鰥寡孤獨と雖も、その勞働に當ることなきにも拘らず、死亡せる父若しくは夫の財産を相續すべきの權利なしとす可らず、慈善團、共同團體の財産も亦勞働に基けるものと言ふ可らざるや明か

なり、要之労働學説は、よし學説の中心點に幾多の眞理を含蓄するものあらんとも、實際上に多く適用す可らず、個人主義的學説の系列に屬せる自然法學者（フーゴー、グロウチウス）が、本來人間の一般的財産共同の状態より個々人の自由契約に依りて個人財産の状態に推移したりと假定するものも亦然りとなす。

凡そ此の種の學説は絶對的に私有財産のみを考量せるもの、全然非歴史的なることを免かれざれども、歴史及び精神生活の事實より、私有財産の發達上に最も重要なものを能く抽出せり、その文明益々發展し人間の個人主義的變遷愈々増進するに従ひ、私有財産の範圍も亦擴大して止まざるべしと主張する限りは正當なり、その理想より觀れば、これと反對に上より計畫的に財産を秩序せんとする分配學説と幾分接觸すべし、それ個人主義的正義は、もとより絶對的に支配することを容さざれども、而かも漸次に大影響を及ぼすべく、その自然論及び労働學説を立脚點となして、凡そ自由獨立の個々人が、一定の生計を維持すべき財産分配に參與するの正當なることを要求するものなり、その説く所は、財産秩序及び財産分配をして當に家族及び個々人の労働給付、然り概し

て道德上、社會上に重要なその特質並に給付と順應せしむべしとなすに在り、この理想を實現せんとする分配及び秩序にして正當なることを得べしとするに在り、然りと雖も凡そ法律は平均的標準と粗大なる規定とに終始するもの、從て財産分配上、苟くも不正と偶然とを廢除せんとするが如きは到底不可能たり、（譯者曰、これに就ては譯補の第一冊を参照あるべし、尙ほ社會學者として法律若しくは法理を中心として、社會現象を組織せるものは「グンプロウイツ」あり、余は「グンプロウイツ」をとらずして「シュモリ」に左胆す）。

集中主義的財産論の基礎とする所は、既に最古の言語に、所有を神の惠與として表示し、土地財産を以て、僧侶の行政に委せられ、僧侶より分配せられたる神の財産と理解したるもの是れなり、この見地をとれる思想家は「プラト」より以て現代の社會主義者に及び、社會に於ける共同關係と聯關事象とを看取し、凡そ個々人直接の生産に係らざるものはこれを總體及びその機關に歸せんとす、近世社會主義に至りては、苟くも人間の惡徳即ち所有欲、利潤欲、犯罪、將た人間相互の不當なる隸屬關係は、悉く個人財産に由來するものと斷定せり。

所謂特權論の絶對的に主張する所は、凡そ財産は習慣法及び成文法の結果なりてふ形式是れなり、この説をとれるものには、「ホップス」及び「モンテスキュー」あり、「ベンザム」及び「ラサール」あり、近時に至りては「アドルフワグナー」あり、從て極めて相異せる政治社會の人士これありとす、この理論が、財産も亦凡そ法律の例に漏れず國家の認可を要すべく、國家の主權に屬すべく、官廳より附課せらるる國家の義務を負ふべきものと唱ふるは正當なる思想なり、然れどもこれ抑々財産發達の濫觴が凡そ嚴密なる意味の國家權力に先てることを看却し、加之果して私有財産が正當なるか、若し正當なりとせば如何なる範圍までこれを認容すべきかの問題に對し毫も論據を明示せず、こゝにその純形式主義的學說の短所を曝露せり、(譯者曰、「ワグナー」の第三冊、國民經濟と法律はこの問題を詳論せるもの、而して實にこの憾を禁せず、これに關し本譯補の第一冊、欲望論を説ける所、「ワグナー」に對する「シュモラー」の批評は財産論にも亦移し考ふることを得べけん)、近時社會主義者及び國家社會主義者が多くこの學說を推賞する所以のもの、その財産を以て單に成文法の結果に過ぎざるものと論じ、而

してこの論を徹底せしめて、又隨時成文法に依て廢止せられ、若しくは制限せられ得べしと主張する點に在りて存せり。

かくの如くして凡そ此等種々の學說は、何れも幾分の眞理を包含すれども、未だ一として絶對的眞理と認めらる可らず、これ畢竟謬見に坐し、即ち財産と言ふが如き全社會組織を支配せる複雑なる制度を説明して、これを歴史的若しくは概念的に唯一の思想に歸せしめざる可らずと妄信すればなり、財産の本質を闡明して能く餘蘊なきを期せんが爲めには、多方面に亘れる社會上及び經濟上の全制度と、個人及び國家相互の全關係と、財産に關係せる制度が經驗し且つ苟くも將來經驗すべき歴史的大變化とを觀察すること如何に必要なかを看過すればなり。

私有財産及び公共財産の發達と増大とは、個人及び社會機關の發達に正比例せり、時代觀に順應せる勞働財産を保護するは、社會の平和、高尚なる文化、分業及び貨幣交通を基礎となせる複雑組織を致すべきの前提たり、裁判所及び到底不完全なることを免かれざる立法が、悉く以て不正營利を禁止すること能

はざるは言ふまでもなく、社會をして再び野蠻時代に逆轉せざらしむべきが爲めに、苟くも時効に繋かる所有は承認存置せらるべきの必要あり、されば一時的には屢々不健全なる財産關係を生ずることあるべく、且つ如何なる場合にもそれ自らは健全なる財産分配も、萬人より等しく然るべしと認めらるゝことなかるべし、技術及び社會組織の大變化が、個々階級若しくは全階級を向上せしめ、爾他階級を沈淪せしむるに臨みては、新財産分配の結果が果して能く正當を失はざるべきかは、反覆して起る所の問題なり、不正なる特權及び優先權の徒らに長く存續せるに當りては、革命の狂亂も亦消滅せず、而して俄然として急動し來りて現代の財産を襲撃し、これを改善せんとす、その結果は多くの場合に於て沈淪者の爲めに幸せず、屢々少數者を利するに過ぎざることなきにあらず、而して如何なる場合を觀察するも、例へば土地の新分配が、革命の結果として分配の恩點に浴したる者の爲めに福祉を齎らすべきは、全然野蠻にして且つ單純なる社會事情にこれあるのみ、暴力的革命に依り、所有者の財産を劫掠することに依り、徳政(譯者曰、我が國足利時代史に現はれたる徳政、即ち貸

借放棄の意味に用ふ及び其他これに類する命令に依り、社會狀態益々險惡を加へ、爲めに當該國民の文明を剿滅せしむること屢々これあり。
 こゝを以て理想と酷薄なる現實との間に存する矛盾が、常に必らず平和に解決せらるべしと號するは誤れり、財産秩序も亦時には平和の波堤破れて革命状態に陥り、而して革命の狂亂中に尙ほ將來の思想革新の爲めに、秩序の新波堤を建設すべき必要に際會することあり、然れども此の如き狂亂に際しても、新建設の成功は必らずや天才的指揮者の出現に俟て能く騷擾暴力を抑止し、現状と矛盾せざる限りに新財産秩序を規定するに外ならず、概して改革の良果を收め得べきは、その能く強固なる君主制的實權に依て斷行せられ、而して一切の社會生活、即ち個人利害と社會利害との極が、等しく且つ最も重要なる目標として、財産分配の急遽改善よりは寧ろその漸次秩序に努力する場合なり、現世の力は未だ嘗て直接に絶對的公正の分配を實施し、これを維持し、反覆これを改善したるものあらず、一般に屢々然るが如くこの場合に於ても亦、能く目標に到達し得べきは直接方法にあらずして間接方法なり、法律秩序は道德化せ

られざる可らず、財産獲得の方法と法律上に承認せらるゝ營利の種類と秩序と
その當を得て以て愈々善なる財産分配をして全く自ら發達せしむるを必要とな
す、目的は現在の法律を轉覆することに在らず、而して徒らに無謀に陥ること
なくして可能なるものに向ひ、人間の良衝動と良慣習とに訴へ、又大理想を據
となせる實際的改革の個々労働に任ずるこれこの目的の存する所たり、凡そ現
在の財産は改革に臨み神聖にして犯す可らず。

六 社會的階級別

百三十三 階級別概念、本質及び心理學的根據、吾人は分業及び財産の章
に於て、既に社會階級別の基礎を論究したり、その取扱へる現象は社會がやゝ
大なる群、身分階級若しくは貧富階級の若干數に分化したること、即ちそれぞ
れ個々人及び家族が、血縁關係、住居地域の同一若しくは類似に依らずして、
職業、労働、所有、教育、屢々又政治上の權利の同一若しくは類似に準じて統
一體を發達し、而してこれが組織に緩急張弛の別こそあれその目的は敢て共同

業務を遂行せんとするにあらず、その共同意識を基礎として益々強固なる發達
をなし、社交關係を存養し、共同利害を追求せんするに至れること是れなり、
凡そやゝ大なる土着民族にして、既に舊族黨組織及び血族組織を脱し、多少の
職業別と分業とを發達したるものは、何れも同列上下の關係をなせる種々社會
階級より組織せられ、少なくとも貴族と一般民衆との別あり、若しくは貴族、
庶民及び奴隸の別あり、貴族階級、中流階級及び貧民階級の分化あり、而して
屢々多數の小群を總合せることこれありとす、個々人及び家族のこの階級別は、
嘗てその間に法律上の權利に差別あり且つ世襲的に截然維持せられたる限り、
寧ろ身分階級(Stände)と稱せられ、今日に於ては寧ろ貧富階級(Klassen)と呼ぶる、
もとよりこの言語使用上の差別は恐らく嚴守せられざること論ずるに及はず、
(譯者曰、これに就ては第一冊に補説あり、ヘンリー・メーソンの所謂 from status to Co-
ntract は階級別見地よりすれば from Stände to Klassen と觀ることを得べく、社會
史研究上極めて重要な一項目たるを失はず、その如何にして起り、人文に如
何なる影響を及ぼし、將た如何にこれを統制すべきかの問題は、これを單簡に

説き去る可らざるなり、此等階級別は、よし如何に隆替あり、又世紀相傳ふる間に如何に變動あらんとも、その一たび發達せる限り再び消滅することなし、これが差別の最も較著なるは、優強人種が劣弱人種を支配して一國家體制を建設し、この國家社會の裡、數百年間の雜居事情にも拘らず尙ほ人種を異にする階級相互か、嫉視して未だ混融調和せざる場合を然りとす、然れども統一的人種體型の發達せる場合と雖も、この階級別全然これなきにはあらず、粗大なる法律秩序の爲めに階級別の甚しく疎隔せらるゝ社會と、法律平等及び結婚の自由、職業撰擇及び官職補任の自由が行はるゝ社會との別を論ぜず、苟くも階級別の現象これあり。

最近百年來、記述的、探究的大文學の發達は、經驗的階級論の基礎を確立し、分業、職業、教育、所有分配が階級別に如何なる影響を及ぼせるかに就き、吾人に供給するに大資料を以てし、而して一般に吾人をして、たとへ階級別發達の根本原因が如何ならんとも、苟くも大國民社會に存する階級別が、さながら國民性格の活動方法と身心組織の獨特體型とを規定し、この方法及び體型が

生死に依り來往に依りて國民個々に新陳代謝あるにも拘らず、尙ほ數代間不變存續することを了解せしめたり。

就中次に掲ぐる一項は今日吾人の明瞭に概観することを得るの點なり、即ちやゝ大なる社會に既に個々人格的發達の顯著となるや、單純なる心理學的原因の能く社會階級別を生じ得べきことと是れなり、さて個々人的相異を來たせる原因如何はこゝに姑く論ぜず、既に相異は分離を生じ同一は結合を生ぜずんばあらず、利害、感情、寫象、觀念の同一若しくは近似は以てそれぞれの群を構成し、こゝに或る思想の共同識域上に現はれ、これが統合力となるものあり、權威それぞれに支配領域あり、かゝる社會發展の段階にありては、大多數のものよりこれを觀るに、その名譽の欲望は同業者社會に於て最も容易に満足せられ、從て階級名譽、職業名譽の發達あり、これ凡そ社會階級別の最も重要な根幹たり、個々人がその自己感情を満足せしむる上に、階級的名譽に支配せらるゝに應じて、社會階級に對する從屬感情の増進あり、かくの如き從屬感情は、國民共同關係益々擴大し、これが從來の小社會即ち血族團體及び地域團體が、種

種生活關係の上に、個人の冀求する精神的依繋と物質的救助とを供與すること愈々微弱なるに應じて、漸次に強烈なる個人欲望と變ず、この心理學的社會的結合團體の個々人を統合するや、始め一地方的にしてやゝにその範圍を擴大し、本來は朦朧にして半ば無意識的共同感情を手段とすれども、文明の發展高尚の域に進んでは、相互理解の増進、意識の覺醒、外よりせらるゝ壓迫、特殊利害の競争、外的同盟組織若しくは合同組織の成立に準じて、愈々その力を増大し、遂には最も極端にして最も拒斥的に、且つ最も強烈なる階級精神となることを得べし、これ看却す可らざる要點なり。

然れども階級秩序、階級統制の發達も亦その必至なること階級別のそれに譲らず、これ管に階級別の大進歩に際して、概して一階級が嶄然頭角を露はし、爾他の階級は何等の變化なきか若しくは却て沈淪するが爲めのみならず、又階級別が常に権力分配にして、多くは治者階級と被治者階級とを生ずるが爲めのみならず、これもとより影響あり、加之時に重大なる意義を有すれども、而かも尙ほ抑々種々の権力分配、財産分配及び所得分配とこれに關聯せる法律

發達との主要原因たる一般的、心理學的事實ありて、以てこの現象を説明せり、吾人は人間の思索と感情とに、凡そありとあらゆる關聯現象を或る系列に秩序し、それぞれの價値に應じてこれを評價し組織せんとする必至の傾向あることを考ふるものなり、(譯者曰、本譯補第一冊の補説に所謂人間理性の統一欲即ち是れなり)何人もその家族その親密社會に於て、人格、所有、給付の如何に應じて評價せらるゝが如く、古今東西を論ぜず全國民の分業的職業群及び職業階級は、その過去現在に於て社會全體の爲めに貢献したる意義に準じ、輿論より評價せられ且つ一つの秩序關係に致さる、この秩序關係が、道德的、政治的、實際經濟的關係より觀て社會の爲めに何をか重視すべきに就き、それぞれ時代寫象の同じからざるに從て相異を來たすべきは自然の勢なり、評價の標準に至りては千差萬別、正當なると不當なるとあり、純外的なるあり、若しくは事物の本質に着眼せるものこれあるべし、(ネスフィールド曰、印度の階級組織(カステン)は殊にそれぞれ業務の發達年代を基礎となし、後代發展に屬する職業は從來のそれよりも高階級をなすを常とせりと、(ジンメル)の證明せんとしたる所に

徴すれば、貧民階級は一般に寧ろ個人性の發展幼稚に人間特質の劣等なりし古代を代表し、上流社會の高尙なる特質及び大給付能力はその分化及び個人化と聯關せるものなり、人間の判斷を支配し秩序する力は、或は事實上の洞察なるあり、或は事物の外観、社會に對するの給付なるあり、或は直接に目睹し得べきこれが外的効果、例之所有及び身分階級の徽號なるが如きこれあり、乃ち種種の差別あるべしと雖も、而かも精神的、經濟的文明の各發展段階に苟くも階級秩序ありて、給付と効果とに對する價值判斷の變換に従ひ時代に應じてこれが變動を來たせるは必至の現象たらずんばあらず、嘗て長時期間或は僧侶階級これが首位を占め、或は戰士階級これを率ゐたるもの、如く、別に又官職貴族あり、後代に至りてこの貴族階級より現はれ來れる大地主階級あり、更に時代を異にし地域を異にしてこれを觀察すれば、大商人、大銀行家及び大工業經營者の頭角を露はせるものこれあり、社會群の名譽と階級秩序とか徐々に發達し數代間闘争努力の結果にして、その基礎が強固に樹立したる場合にありては、時々階級秩序は當時の活潑なる現實關係を表示せずして、屢々過去の餘勢を

表示せり、勇敢なりし戰士の後裔は、その既に安逸爲す爲きの鈍物となり、地主となりたる後と雖も、尙ほ久しく祖先の武勳を偲ぶべき紋章の楯と位階と社會的優位とを占め、而してその軍人若しくは官吏としての新活動、將た名譽職制の自治體に於ける新活動に依て當に古來の位階を新たに克ち得べき場合と、だゞ徒らに高貴生活の享樂と罪惡とに陥り、婦人と馬とを弄し、遊戯と狩獵とに日を送り、無意義の宮廷生活を事となせる場合とに差別なく、自ら以て父祖の位階を甘受して耻ぢず、偏頗なる身體上の勞働は嘗て久しく卑下せられ、今日は却てこれを幾分過重視せんとする或る種の理論と階級とあり、國家權力及び君侯の宮廷は位階統制に依り爵位授與に依り、政權參與に依りて、全社會的階級秩序に影響を及ぼし得べきも、そのこれに關與せる行動は、實に民主的共和制に於ける自由の輿論と同一の心理學的理法に準據せり、北米合衆國に於て今日殊に資本家及び百萬富豪の尊重せらるゝ所以のもの、これ國民の大多數に尙ほ、取引生活に於ける機敏者の價值を會得せるに比して、科學上、政治上及び其他の給付の價值に對するの悟解が欠如せるに坐せり、職業及び給付并にこ

れと關聯せる所有の大小及び種類を評價するの標準は、その時々社會に黑白を裁決し、社會を指揮し、輿論を支配せる先覺者階級が、重要と觀じ祖國の爲めに尊重すべきものと認むる所これなり、東西皆然りとす、而して將來如何なる時代となるも、大宰相の活動と最下級官吏のそれと、「ウェルネルシューメントス」の如き大工業經營者の活動と通常工場勞働者のそれとが、同様無差別に評價せらるゝことなかるべきが故に、身分階級及び貧富階級の間多少の統制秩序も亦決して消滅することなかるべし、凡そ何人たるを論せず、熟練せる料理女が如何に家婢を蔑視し、貴族に仕ふる家僕が如何に市民の家に勞働せるそれを輕んじ、熟練なる左官及び大工が如何に何等の技能をも心得ざる手傳人を侮れるかを知悉し、而して現今平等狂氣主義の如何に劇烈なるものあるにも拘らず、此の如き階級秩序の確立あり、以て如何に強固に所屬關係者全體の直觀及び所得の上に表明せらるるかを知悉せるものは、身分階級の多少の統制を以てあらゆる時代に貫ける心理學的必至と理解すべし。

社會的階級別の發展如何は、上來の陳述既にこれを關説したり、吾人は尙ほ

これに就て一言略述する所あらんとす、同一階級に屬するものは、その所得の大小に拘らず、大體に於て同一の名譽を要求す、(譯者曰、これに關しては本譯補の第一冊、名譽の衝動を參照あるべし)、階級員相互は社會的に交通し、主としてその階級内に於て結婚し、同一若しくは類似の衣裝を着用し、食事の習慣を等うし、會合、遊戯、祭典の慣習と儀式とを等うし、同一の鐵道等級にて旅行す、更にこれを討求すれば、古代に於ては同額の罰金を拂ひ(殺人に對する罰金)、裁判所を同一にしたるあり、選舉權其他幾多の權利も亦階級別に應じて差別せられたり、印度に於ては殊に甚しく、階級別に從てその食料に供すべき物資及び動物に根本的相異あり、一階級に許容せらるゝ所他階級には禁止せらる、(譯者曰、下賤階級のものが誤りて上流階級のもの食器に手を觸れたるが如き場合に、その食物の捨てらるゝは勿論、これに手を觸れたるものも亦嚴罰に處せらる、このこと單に古代に於けるのみならず、現に或る高僧の如きは他邦人が訪問の際、敢て惡意にあらずして偶々なしたることも、その從來慣習を犯せる限り極端にこれを嫌惡せる事實ありと云へり)、あらゆる民族の間、同一食卓

にて飲食するものは同一階級に属するもの、みに限るの慣習は、延て現代までも及べり、今日と雖も同一の社會的尊貴を表明せんが爲めに、特に或る勞働に従事し、若しくはこれを避忌するは隨所に觀察することを得べし、例へば自ら鋤を使用せざるもの、重荷を負うて街路を行かざるもの、或る種の勞働に従事せず若しくはこれを他人の前にて營まざるもの、(織布業の盛なりし當時、織工都市に於て爪の藍色に染まらざるもの、從て染色槽に手を入れたることなきを證明したるもの)は上流階級に属すとすが如きこれなり。

階級別の最も安固に確立せらるゝは、その階級所屬員の想像心に神的制度として表示せらるゝ場合なり、(譯者曰、この現象に就ては本譯補の第一冊、余の補説宗教的社會秩序の意味にて、余は「シユモラー」よりも深厚に考へんと欲す、讀者は第一冊と對照判斷せらるべし)、ミクロネシエンに於て貴族は死せる酋長を神と崇めしめたり、これ爾他社會にも一般の現象にしてこゝに特記するに足らざれども、嘗にこれのみにはあらず、下階級は精神を缺き死して後天國に上ること能はざるべしとの敬義を普及せしめたり、印度の階級論が基礎とする

所の命題は、僧侶は「ブラーマ」(最高實在)の口より、戰士はその腕より、農民はその股より、人種を異にする下賤異人階級はその足より起源し、凡そ階級秩序を侵犯するものは彼岸に永劫の刑罰を蒙るべしとなせり、獨逸神話及びノルウエーデン||イスラントの神話は身分階級の別を解釋し、これを以て「ハイムダル」神が全然別人種の三婦人と性的交通したるに出づるものとなせり、酋長、一般自由民及び奴隷の別はこの結果なり、然り而して、母系特質の遺傳を根據となせる、この幼稚なる禁欲的理解は、第十五世紀及び第十六世紀に属せる童話にして、「アダム」及び「エヴァ」の間に生じたる特質を異にせる子供等を主題とせるものには依然として存續し、「バプタイスタマントゥアヌス」、「ハンスザックス」、「アグリコラ」、「メランヒトン」は身分階級の差等を説明し、神的制度として辯護せんが爲めに、反覆これを利用したり、然れども既に精神的生活の高潮にありては、苛酷なる階級支配の壓迫を蒙りつゝも、尙ほこれに反對せる思潮の活潑に起れるものあることとより久し、大なる宗教開祖、佛陀及「イエズス」の如きは、神の前に萬人平等なることを提唱し、而して幾分教會共同關係に於ける承認の教

義を發達したり、第十六世紀の農民説教師は、幾分現世に於て將來の平等を期待し、幾分は又騎士及び味僧が地獄に陥り、農民獨り天國に上り得べきを想像せり、近世社會主義は資本主義を撲滅して階級別を廢除せんとし、佛蘭西革命は政治的自由を宣してこの目的を果し得べしと信じたり。

階級別に對する幼稚なる舊斷念と慘烈なる新抗爭とは、將來何れも社會的階級の必至過程に對する科學的洞察に依據せざる可らざらん、而してこの洞察と相俟て凡そ階級別の現象に附帶せる苛酷と障害とを緩和するの可能は増大すべきなり。

新たに勃興する所の社會階級は、殆んど反覆して萬人平等の美名に假托せざるものなし、千七百八十九年乃至千八百五十年の市民階級、現今の勞働者皆然り、然れどもこれを現實に省察すれば、市民階級も忽ちにして再び種々の階級に分化し、勞働者も亦現に同一過程を経験せり、(譯者曰、新勞働者團體の勃興せる理由もこの點より觀察して偶然の現象にあらず、而かも其將來も亦トするに難からざるなり)、然れども後段吾人の説明すべきが如く、これ高尚なる文明

國民の間に多少の改良を將來し、多少の均衡過程を効果すべきを妨げざるなり。

百三十四 階級別の主要原因、人種、職業分化及び勞働分化(分業及び分勞)、財産分配及び所得分配、社會的階級別は自然的||心理學的原因と技術的||經濟的原因とより起り、此等の原因は國家及び法律と全然獨立して作用す、然れどもその實際上の作用に至りては、國家の裡、法律、制限及び制度の範圍内、並に大なる道德的共同過程にして、總體より發し、階級別を増大し若しくは緩和し且つ變形するもの、換言すれば即ち社會統合力の範圍内を出づることなし、吾人は差當り此等の變形力を問題外とし、人種、職業分化及び勞働分化、并に財産分配のみに就て論究する所あらんとす。

さて此等の原因が階級別に對し規定的影響を及ぼすことに關しては今日殆んど何人と雖も否認せざる所なり、然れども此等三群の原因が如何なる程度まで影響を及ぼすべきかに就ては議論未だ一致せず、且つその無限に複雑せる過程と相互作用とを取扱へるが故に、論争の止まざるは必然なり、「ゴビノー」及びその學派は一切階級別の原因を人種に歸し、即ち曰、全世界の貴族は悉く印度ゲ

ルマンにして、劣等階級は皆ネーデルの血液を混ぜるものなりと、この學説と方向を異にして而かも等しく極端なる誇張説は社會主義者のそれなり、社會主義者をして言はしむれば、人間は平等にして、階級別は全然若しくは主として財産及び所得の不平等に發せるものなり、即ちマルクス及びその流を汲めるものはこの見地をとり、而して「ビュルヘル」も亦この見解を去ること遠からず、余は既に主として職業及分業の影響が如何に重視すべきかを提供せんと試みたり、而かも現今科學の進歩は未だこれに關し究極的結論に到達せず、仍て吾人は現今に於ける吾人の認識状態を客觀的に再說せんとす。

先きに吾人は本譯補の第二冊、人種及び民族の章に於て、人種及び民族の成立原因を論述し、特質遺傳とその變種に依れる齟齬との問題を説明し、人種及び民族の體型が數百年間能く遺傳することを觀察したり、人種及び民族が雜居し、而かもその未だ長期間の血液混合に依りて融合均一せられざる場合には、階級の上下は則ち人種體型の優劣に相當せる現象なること、これ歴史の一般に證明する所なり、加之多くは優良人種が一定の職業に従事し、例へば僧侶、戰

士、商人となり、その結果財産別を生じたること敢て詳説を俟たず、故にこの場合に於ても亦、ブラマーネン階級を生じたる原因の幾分がその人種に、その幾分がこの職業に歸せらるべきか、又西歐羅巴の猶太人階級を生じたる原因の幾分がセミイテンて種族特質に、その幾分がこの商業活動に、更にその幾分がこの階級の所有に歸せらるべきかは直に以て決すべからざるの疑問たり、然れども人種及び民族體型が數百年に亘りて階級別發達に影響し、最も顯著なる階級別がこゝに原因し、且つこの影響が數ふ可らざる多時代間存續することは公平なる觀察者の否認せざる所なるべし、然れども凡そ階級別を以て悉くこの一原因に發せりとなすが如きは其の夢想だもせざる所ならん、何となれば血液上統一民族と雖も階級別を發展すればなり。

人種體型及び舊民族體型は、もと人類が諸方に移轉し、種々の氣候と營養と種々の生活法及び勞働法との作用を蒙りたる結果にして、新民族體型は幾分同一影響に依り、幾分はこの人種の内部に分離せる一定社會群の間、血液混合の持續したると一定方向に一樣に繼續したる變種、即ち換言すれば舊民族に對す

各繼起民族の小齟齬とに依りて生じたるものとせば、吾人は民族内に存する職業別及び分業が、薄弱ながら尙ほ同様の方法にて、一定條件に準じて民族性格の種々の亞種を發展し、而してこの亞種が遺傳的に持續するものなることを推論し得べし、尤もこの斷案の主張せんとする所は、氣候の相異より生ずる影響が僅かに制限せられたる意義を有するのみにして、山嶽と平野との反對に依り各地域の特色に依りて幾分階級別に作用すべきに出でざること、且つ又生活法及び勞働法の差異を或る程度まで相殺せんとする均勢的影響の別に存し得べきことを妨げず、即ち種々階級の間屢々起る所の血液混合然り、爾他の接觸及び模倣然り、統一的精神潮流の存在せる限りに於て然りとす、然れども此等の原因は必らずしも常に存在せず、若しくは極めて微弱なることを免かれざるべし、而して如何なる場合に於ても、職業別及び分業の發展に伴ひ差當り身心共に一定の活動と職業とに對する適者がこれに従事すべく、通則としてその子供はこの職業を繼承し、而して主として同職業者と結婚關係を結び、かくの如くして生活法及び勞働法はその個々人及び階級の身心に影響し、神經及び筋

肉、腦髓及び骨格がそれぞれ特殊活動に順應するの事實を廢除せざるべし、加之概して一定の營養と教育と慣習と習慣とありて當該階級を支配し、その體型を確立するに與て力あり、然り而して幾分個々人淘汰に依り、幾分長期間の適應及び遺傳に依り、幾分教育及び社會思潮に依りて生じたる此關係より、統一せる模型的階級特質を發展す、この特質はもとよりその固定性と遺傳性とに極めて種々の差等あり、或は判然確立し、或は寧ろ動搖的體型を生ずべく、必らずや職業及び勞働の特色に準じ、遺傳的影響の期間に應じ、爾他の協働條件、即ち例へば營養、教育、他區域他職業より輸入せられたる婦人等に從て種々雑多ならざる可らず、然れども牧人の杖と鋤と、劍と槌と、紡錘と機械と、針と鉋とがそれぞれ、嘗に一生涯のみならず實に數代に亘りて、一定社會群に著しく固有の特徴を顯現するの事實は、無智ならざる限り、これを否認すること能はざるべし、主人と家僕とが同一業務に従事し、全然同一の生活をなせる限り、その間に未だ著大なる階級別の發展あること能はず、然れども既に騎士は鋤を捨て、農民は劍を手をせざるに及んで、こゝに職業及び勞働の相異は以て社會

階級別の因をなせり。

かくて分業及び職業別の事実より、血液循環と心身の發達と、理想及び生活目的とに相異を生じ、從來同一人間として、血縁者及び組合員として認められたるもの今や分化して相互に他人となれり、この變化は始め個々人的に新たる分業に従事せるもの、間に起り、次では一群の裡、代々變種を傳へ、同一要因の影響を重ねる間に齟齬體型を確立し、その必然の結果として階級別を生ずるに至れり。

技術、労働、精神生活の進歩は差當り常に個々階級に、次では比較的小社會範圍に限られ、直に以て全種族、全國民に普及すること不可能なり、この進歩は幾分遺傳に依り、幾分傳承及び教授に依りてそれぞれこれが階級に確保せられ、屢々秘密及び獨占として嚴に看守せられたり、即ち例へば全歐羅巴の貨幣鑄造家の如きは、第十五世紀より第十九世紀に至るまで、これが爲めに世襲相傳を規定せる封鎖的小社會階級を發達せり、さればこの現象を効果せる原因の幾部分が果して生理學的遺傳に歸せられ、又その幾部分が教育及び社會的の制度

に歸せらるべきかは容易に斷定す可らず、たゞこの兩原因が協働作用を及ぼし、凡そ僧侶階級、戰士階級、商人階級、手工群、自由職業者階級がこの結果として成立し、かくの如くして又地主及び農民、將た概して労働者體型が、身心上職業別及び分業と關聯せる特殊の見徴を示せることは確實なり。

或はこの命題の眞理を、政治的黨議を以て攻撃し、これ恣まゝに富豪を幸福なりと辯じカستن制度を嘆美するものなりと言ふあり、或はこの命題より生ずべき似而非的必然推論を誇張し、これ抑々誤謬にして何等の事實を證明せざるものなりと難ずるあり。

苟くも分業が階級別を生ずべしとは余の未だ嘗て主張せざりし所、余の提供したるは、國民の大部分に亘りて甚大の影響を及ぼし、技術上、精神上、道徳上及び組織上の著大改善と關聯せる増進的分業の大形相にして始めてこの効果を齎すべしと言ふに過ぎざるなり、言語學者が字母をその父より遺傳することなく、仕立屋の子供がその父より裁方を遺傳することなきは自明なり、然れども「ドゥカンドル」の如き批評的研究者と雖も、尙ほ將軍の子供が屢々命令的稟賦

を有し、數學者の子供が計算的賦質を備ふることあるを主張せり、「リポー」曰、凡そ精神病學の教科書は遺傳に對する不可抗的立證者なりと、(譯者曰、「ロンブローゾ」の著、天才と狂氣にもこれに關する種々の實例あり、詳しくは該書を読んでせらるべし)、余は既に兩親の獲得したる特質の遺傳に關する論争が今日尙ほ未だ終結するに至らざれども、この遺傳を全然否認するものも亦これなきことを説述したり、(譯者曰、本譯補の第二冊、人種及び民族の章を觀よ)、これを否認するは即ち野蠻人より文明人に發達したる人類の進歩を否認するものなり、而かも如何なる特質が多く遺傳し如何なる特質が遺傳すること少なきかの問題に就ても、今日尙ほ未だ論争止まず、然れども最も信憑するに足るべき研究者の一般に假定する所に從へば、先づ本能及び感官知覺能力は遺傳し、次では感情及び性格も遺傳し、最後に審知(理性)も遺傳す、而して此等の遺傳的特質の中にて、遺傳の程度は單純なる形式のものに多く、複雑なる形式をなせるものに於て乏しとす、最高理性は非凡の總合力として容易に遺傳せざれども、一國民一階級に一般の理性方向は、平均して遺傳するを通則となすとは、學者の根據ある主

張なり、この見解は個人性の獨特を承認すれども、歴史的、群集心理學的觀察の經驗をも重視せるものなり。

或は余を難じて曰、第十六世紀乃至第十八世紀の間、獨逸の手工業者及び僧侶にこれを觀察すれば、これが職業勞働の遺傳性は墮落的影響を及ぼせり、余の説に從へばこの職業に於ける遺傳性は進歩完成を意義せざる可らずと、然りと雖も分業の極端なる發達が不利なる結果を生じ得べきは余の常に主張したる所、余は勃興階級と衰亡階級とを辨別したり、隆興時代に於ける職業の分化は進歩の一要素なれども、後代に及んでは、且つはそれ自らに且つは爾他墮落の原因と聯關して、衰亡の一因となることあり得べし、現代に於ける職業の自由撰擇が偉大なる進歩なることも亦等しく余の主張したる所なり、余は後段更にこの問題に論及すべし。

かくて變種の特種影響に依り、總じて文明高尚の域に進める社會のあらゆる階級より俊才及び偉人の出現あること、並に中流階級の零圍氣が屢々大なる人格を發達せしむることは自明なり、これと等しくあらゆる階級の裡に勃興的個

々人及び家族あり、上流階級に墮落せる個々人及び家族あること、貴族の全階級が封鎖的淘汰に依り、不當にして愚昧なる生活に依り、極端なる享樂に依り、勞働及び創始に對するの斷念に依りて漸次に滅亡することも亦余の確信しもとより疑はざる所なり、然りと雖もこれ彼等の祖先が全然この反對に出で、特殊の長所と給付とに依りて嶄然頭角を露はさざりしこと、あらゆる時代及び國民を平均して、上流階級が特殊の能力を備へざること、將た中流階級と雖も賤民階級の企て及ばざる域に進まざること、證明するものにあらず、ガルトンの英蘭に關する研究に徴すれば、凡そ英蘭に於ける名士の殆んど半數は、嘗て毫もこれに劣らざりし上流階級の出たりしものと血縁上の關係あり、これ恐らく名士の半數が上流階級をなせる小群より起れることを證明すれども、これと同時に偉人の殘半數が爾他全國民より頭角を露はせること、從て割合より言へばその偉人輩出が貴族階級に及ばざることを否認せず、「コント」の一門人がこれに類似せる結論に到達せることも亦世人の熟知する所なり。

教育が社會階級別發達の上に至大の影響を及ぼし從て又及ぼし得べしてふ非

難は余に對してその當を得ず、余はこのことを強固に主張し、後段にも論究する所あるべし、余はたゞ個々通常稟賦を備ふる日雇人の子供若しくは農民の子供が、その生活條件を變じ高等の學校に教育せられて大畫工となり大學者となり大政治家となりたる實例あればとて、以て階級特質遺傳を反證するものなることを否認するに過ぎず、學者は科學的研究態度に逸せざらんが爲め、須らくかくの如く成功せる實例の數とその成功せざるものとを比較考察するを要す。

この故に余は、人種體型と相並びて職業及び勞働の歴史的大分化が、社會的階級別を生ぜしむべき最も重要な催進力たるの一般的命題を、飽くまで固執せざる可らず、余は所有分配の影響に關し余に對する「ピューヘル」の非難が尊重すべき價值あるにも拘らず、尙ほ職業別が屢々殊に古代に於て所有別に先んじ存したること、所有の差等は今日と雖も尙ほ階級的及び個人的特質差等の原因たるよりは寧ろ結果たる場合多きことを信ぜずんばあらず、且つそれ所有の大と種類とが階級別の發達に影響し、階級の權力を増大せしむべき最も重要手段の一たり、又爾他原因と相俟て、一定社會範圍に身心上、道德上の特質を發

達せしめ助長せしむることは、余の千八百八十九年既に承認したる所に屬せり、余は今日幾多の個々の點に於て「ビューヘル」の正當なることを認め、殊にその教育が一般には然らざれども、屢々一兩親の所得及び所有に依て左右せらるゝ所以の主張に於て贊同の意を表することを得べし、然れども「ビューヘル」の掲げたる歴史的事例の大半は、余の未だ確實疑なきものと信ずること能はざるものなり、たゞこゝにこれを詳論するは餘白なきを遺憾とすべし、その幾分は前掲二節に反駁せられ、又幾分所有の影響も亦余の妥當なりと信ずる限り論述せられたり。

この關係は恐らく左の如く攝要することを得べし、曰、苟くも個々人及び個階級の社會的勃興は、屢々以て直にやゝ大なる所得を伴ひ、場合に依りては大なる所有をも伴ふべく、從て將來發展上に職業活動と所有との二影響は結合せり、中流階級及び上流階級にして比較的大所得を伴はざるものは想像すべき限りにあらず、たゞその一部分にして大所有を伴はざるものは則ちこれなきにあらず、然れども如何なる場合にもその社會的地位は到底所有關係のみを以て

説明す可らず、現今の製造業者が第十六世紀乃至第十八世紀の商人と連關せりと言ふは敢て誤謬にあらざれども、これを以て都市の資本家より發展せりとなすは全然謬見なり、何となればかくの如き主張はやがて、特殊にして且つ稀有なる特質の結果として始めて發達し得べきものを、一に資本關係の結果と見做すの虞あればなりと。

純所有階級及び純無所有階級、將た純資本家及び純資本所有者なるものは容易にあり得べからず、若しくはこれありと雖も極めて少數に出でず、騎士采邑所有者はその土地を賣拂ふも、銀行家は既に銀行業務に従事せざるに至りても、尙ほ社會上、精神上、政治上より觀ればこれが從來の職業範圍を脱せず、労働者はその職業に準じて、鑛山業労働者、機械労働者、織布工、紡績工の別あり、中流階級の大範圍に至りては、その所有及び所有所得に依れるよりは職業及び職業所得に依りて實に特徴を示せり、現今に於て所有の影響はよし多くの點に如何に廣大なるものあらんとも、土地を所有せざる者及び小地域を所有せる階級が現に國家經濟及び國民經濟上に重大なる意義を實證し得べきの機會は、過

去に比して寧ろ多きに居れり。

百三十五 舊時代に於けるカステン及び身分階級の發達、既に吾人は人種體型、職業別及び分業、並に財産及び所得の分配を以て、社會的階級別の基礎的原因と認めたるが、凡そ社會階級の歴史的色彩と實際的効力とは、社會階級が合同、同盟、結社として自ら如何なる組織をなすか、國家、法律、慣習、輿論が如何にこの組織を承認し、催進し、特權及び利益を附し、禁止及び制限を加へ、又その腐敗を抑制するかの方法に依りて規定せらるべし、階級競争、階級支配、將た社會發展の總結果に就ては、余は第四卷(本譯補の第八冊及び第九冊)即ち概して國民經濟的發展の總覽を叙述すべき所に至りて、始めてこれに立ち入るべし、こゝには社會階級論の要素を論述するを主眼とするが故に、階級組織の形式とその權利とを説明せざる可らず、吾人は差當り舊階級組織即ちカステン制度、羅馬及びゲルマンの身分階級制度を略述すべく、而して後職業の世襲に就て論議するを最も妥當なりと信ず。

歐羅巴語の中、葡萄牙語のカステは一種の法律的社會組織を意味せり、この

社會組織の實例を求むれば今日尙ほ印度に存するもの、如き、希臘人が既に印度及び埃及に發見し若しくは發見することを得べしと信じたるもの如き、又今日恐らく高尚なるネーデル、アラビア人、及びこれに類似せる文明段階の諸民族に觀察せらるゝもの、如き是れなり、皮想なる觀察者は、埃及人及び印度人が三、四、五、六、若しくはそれ以上の階級に分離せりとなし、而して此等の階級は絶對的に一定職業を世襲し、その間に何等の結婚關係なきものと認むるが如し。

差當り原住人種が壓迫せられ、地理上及び血縁上に優勝階級より排斥せられ、こゝにも一般の例に漏れずして絶對的に獵師、牧人、漁夫となり、屢々又一定の手工業者となり、而して數百年間、然り數千年間同一職業を世襲したるの事實は、その誤謬ならざることを認めざる可らず。

凡そ舊教育は絶對的に兩親に依りて、家族内若しくは氏族内にて行はれたるものなり、この結果、既に分業發達し、生活法と技術上の知識とに差別ありし限り、事實上に職業の世襲起れり、母權社會に於ては母系伯叔父の職業が、父

權社會に在りては父の職業が確實に子供に相傳するを常とせり、當時これ以外に修業の方法なかりしなり、若し僧侶及び魔術者が他人の子供に何等が傳授せんとする場合には、これを養子となすの形式をとれり、會長缺位に際し選舉の行はるゝ場合と雖も、これが候補者は先天的に定まり、伯叔父及び父より會長たるべきの教育を施されたるもの、秘密を傳授せられたるもの、從來會長と相並びてその種族を支配したるもの限り、僅かにその血縁者の二三若しくは會長と拮抗せる家族にその競争者を認むべきのみ、實に個々家族に傳承せられたる手工業の基礎とする所は、全然子供を幼少の時よりその技巧に教育することに在りて存し、從て両親、血族、後見者の従事し來れる職業以外に、青年が苟くも自由に轉業せんが如きは、舊時代一般に殆んど不可能視せられたりと觀ることを得べし、今日と雖も亞弗利加及び亞細亞に於けるカステン制度の大半は主としてこの單純なる事實を基礎となせり。

かくの如く職業及び業務の世襲は原始時代一般に存在し、而してこれ凡そ高尚なる技巧を維持せんが爲めの命令なりしが如し、「スペインサー」曰、地位及び職

能の世襲は社會を永續せしむる所以の原理なりと、その意、社會が現状確保を主眼となせる場合には、職業世襲の制度設定せられ維持せられ、而してこのこと正當なる理由ありとなせるなり。

さて吾人は抑々分業的職業の事實上世襲なりしことを一般に假定したれども、所謂埃及及び印度の舊カステン制度を如何に考ふべきかの問題は、未だこれを以て解決せざるなり、これを新研究に徴するに、埃及に於ては單に事實上の通則として子供がその父の職業を襲ぎたるに過ぎず、何等の絶對的職業強制なく又一切階級の間絶對的結婚禁制ありたるにあらず、後代はいざ知らずその古代に於けるものは一般に然りとす。

印度に於ては基督紀前約千四百年乃至六百年の間、カンジス河流域にアリア人種の侵略ありてより以來、多少結合せる僧侶族は自ら能く超然として戰士及び一般民衆の上に支配し、黒色土人との人種混合が墮落的影響を生ずべきに顧み、その宗教教義を弘布せしめて、神の秩序が僧侶及び戰士の階級を一般民衆より分離せしむること、黒色スードラス(印度カステン制度の最下層階級、譯

者云)との血液混合が刑罰に當すること、嚴峻なる階級別の制度を凌犯するものは神の秩序に違背することを説けり、僧侶階級は血族團體の葬禮に首坐として(第一冊概論譯者補説に所謂宗教的社會秩序の支配者として)、今日に至るまで印度の結婚並に一切生活を支配したり、凡そ黒色土着人の村落に居住せるブラマ^一ネ(印度カステル制度の最上階級、譯者云)は、現今に於ても尙ほその階級的社會觀を固執し且つこれを實行せり、然れども上三階級(第四階級たるスードラは別なり、譯者云)は同一人種に屬し、その相互結婚關係は、僧侶階級の權力が未だ高潮に達せざりし間は成立し、而して後代に及んでも亦何人に限らず第一の婦人は同一階級のものより娶らざる可らず、且つ劣等階級の婦人より産れたる子供はスードラス以下の最下賤階級に陥れらるべきの規定のみは行はれたり、ブラマ^一ネンの子供は、僧侶學校を卒業したる後は悉く僧侶となれり、而かも常に何れの職業を撰擇するも自由にして、たゞ或る種の活動に限り、僧侶階級の身分を損ずるもの若しくは不名譽なるものとして、これが就職を禁制したるに過ぎざるなり、戰士は決して僧侶階級の如く排斥的、封鎖的にあらず、常に

爾他階級と結婚し、又農民生生活を營み、他職業に従事し、而して以てその階級感情、階級權利を全然棄絶せざりしことは勿論なり、ア^一リア^二印度民族の爾他階級は、最古時代にありてヌ^一マ^二法典にはもとより階級別をなせども、事實上には階級としての感情發展なく、又その慣習及び法律規定をも有せざりき。それにも拘らず時代の進行に伴ひ、社會的階級別がブラマ^一ネンの爲めに愈愈催進せられて、遂に法律上及び血族上に最も極端なる分離を生じ、千八百七十二年の人口調査に徴するに、殆んど一般に數百の階級が計上せられて、マ^一ド^二ラス^三にありては三千九百のカステルあり、諸地方に散在せるものには三百〇九の主要階級別が算定せられ、一億四千萬の印度人口の中、各十萬以上の人口をなせる百四十九の大階級のみにて一億千五百萬に達し、四千萬人の回々教徒も亦、その千二百萬人乃至千三百萬人はカステル團體をなせることを觀察するに、かくの如き結果を生じたる原因は恐らく次の如くなるべし、差當り最古の種族團體及び血族團體が今日に至るまで存續せることは、他に殆んどその類例を見ざる所なり、種々のブラマ^一ネン階級にして相互に結婚せざるものは、現にか

かる原始的社會群の純粹なるものなり、然れどもその他は人種團體、血縁團體及び家族團體を以て所謂カステン制度の主眼要素となす、次に觀察すべきは、印度に於て宗派制度が極端に拒斥性を發達せる現象にして、苟くも一宗派は一階級たらんとするの傾向を有し、それぞれ宗派に固有の宗教的習慣は、印度社會生活の重大なる要素をなせることなり、最後に主要事項とも認むべきことは商社的職業組織が最古時代以來影響し、而かも現代に及ぶまで減退せずして増加せず形勢を示し、屢々人種及び血液の相異と相俟て、同一職業に準據せるカステンが絶えず變動し分離し且改造せらるること是れなりとす、通じて何れの階級も益々高尚なる名譽を博せんとし、好んで名譽ある名稱を用ふ、而して共同利害の防禦、商事習慣、共同祭典、慈善の爲め宗教の爲めにする贖金は、恰かも歐羅巴の中世時代に於ける商社組合のそれと同一の意義を有せり、業務の世襲は今日尚ほ印度に於て自明の通則にして、凡そ秘密と技巧とが口づから傳授せられ、家族の所有として看守せらるる場合の一般事例に漏れず、個人主義の發達は現にも極めて微弱なるが故に、下賤階級の一員にして富裕となりた

るものは、高尚なる階級に向上せんことを求むるよりは、寧ろ僧侶がその階級に附課する數千金を仕拂はんとす、則ち然りと雖もこれと同時に多くのカステンは今や解體せんとし、新たに勃興するカステンも亦これあり、僧侶の宣言と儀式との力は種々にブライヤ階級を強制し、殊に以て彼等をしてその住居を敢て糞塊と號し、俗塵を拂てブライマン階級に侍せんが爲めに深林に隱遁せしむることなきにあらず、今日印度の階級名號が如何なる起源を有せりやと問へば、平均七十七プロツェントは労働及び職業活動に發し、十七プロツェントは種族名にして、五プロツェントは地理學上、宗教上及びその他の原因に歸結せらるべし。

されば印度のカステン制度は到底以て統一せるものと認めらる可らず、若干の教會規定と人種規定とあり、血族團體の繼承あり、而して職業組合の極端なる發達これあり、これが全制度はブラマリーネンに依りて催進せられたれども、その發達は衰亡文明の時代に在り、即ち詳説すれば將來分業と社會的階級別との發達が強固なる國權及び企劃的立法に俟たずして、數百年間に習慣法及び

慣習に依りたるの時代に在り。

かくて印度のカスタン制度は、或は屢々唯一無類の現象なるが如くに主張するものあれども、實は則ち然らず、現に存續せる半文明國の幾多制度はこれと類似の現象たり、更に近似せる事例を徴すれば、近世時代に至るまで*日本に存したる身分階級制度の如き、獨逸中世時代に於ける身分階級制度の如き、又衰運時代の羅馬帝國のその如き是れあり。

希臘の社會階級組織に就ては、その血族團體解體以後の時代に於て、これが判然たる體貌を究明すべきの資料に乏し、吾人の知る限りは單に、血族組織生活解體の時代に、上流階級が屢々ヘテリエン即ち政治上の目的を有する保護同盟を結びたること、希臘が羅馬に隸屬したる頃、工業組合到る所に發達したる形跡を存すること等に出でず。

羅馬の傳説は、舊血族組織と相並び財産階級別の發達したる時代に、既に手工業組合の存したることを物語れり、さてバトリチエル(貴族)とプレビエール(平民)とが古代にありて階級的に相互分離し、而してバトリチエルが僧領其他に封

鎖的同盟組織を發達したるは吾人の觀察する所なり、然れども概して言へば、組織強固なりし本來の小國家に於ては全然國家思想流行したれば、忽ちにして凡そ大合同、將た政治上及び宗教上の大結社は、根本的に國家の權威に依りて成立したるが如く、若しくはこれに隸屬せるが如き觀をなせり、ソシエタス(societas)は言ふまでもなく純私法的組織にして、その騎士の財務に當り、嘗て平民たりし富豪市民の爲めに代納借地のことに任じて盛觀を致せり、ソダリタータス(sodalitates)は貴族權門の政治的的合同なり、コルプス(Corpus)の概念も亦極めて普及し、共同團體の如き公法的組織をなせるウニフェルジターテス(universitates)は即ちこれに屬す、最後にコレギア(collegia)あり、法律上に認可せられたる宗教關係の合同是れなり、官吏及び僧侶并に手工の合同、遺族給養組合、婚姻支度金會社の如き皆コレギアなり、手工業者のコレギアは元老院より承認せられ、公式的國家認可若しくはその默許を前提とす、漸く市民戰爭前に及んで、コレギアの發達は顯著となり且つ普及し、社會政策的、煽動的特色を帯び來れり、この故に「スラ」の爲めに壓迫せられ、「クロロディウス」に依りて復興せられ、而して

「シーザー」及び「アウグストゥス」はコレギアの危険なるものを大半壓迫し、苟くもコレギウムはこの時以來國家の認可を要し、何時にても解體せらるゝを免かれざりき、而かも一地方的手工組合は新たに益々發達し、殊に第二世紀に於て然りとなす、即ち國家行政は一定官吏をしてこれを管理せしめ、例へば大工に消防のとを勤めしめたるが如く、コレギウムに公的義務を課し、又その結社的內的組織を巨細に規定したり、紀元二百二十二年乃至二百三十六年の間に、多數の組合を設立したるは主として「アレキサンダーセヴェルス」なりとす、この組合は都市的制度たるの特色を帯びたるが、下級官吏のコレギアは公的結社たり、コレギア「アテヌイオールム」即ち遺族給養組合は自由の合同たり、而して「ソダリチア」は最早曩時の如く政治的の合同としては認可せられざりき。

基督紀元第三世紀及び第四世紀の間に、羅馬帝國の全社會は、高尚なる分業觀を立脚點となし、國家の秩序に俟てる世襲カステル制度の特色を帯び來り、即ち當時に支配せる立脚點を攝要すれば、凡そ階級はその何たるを論ぜず國家及び社會に對して一定の負擔に任ずべく、これが反對給付として、それぞれ階

級に一定の特權を認め、且つその任ぜる以外の負擔を免じ、而して當該階級に屬する個々人及び財産を世襲的に國家の規定せる義務と結合すべしとなす、自然この發展は拒斥的に國家の創定にあらず、然り毫も根本的に國權の設定に俟たず、國家の秩序たると同時に、職業の自然的世襲に依り且つは極端なる利己主義的階級利害の發達に依りて醸成せられたるものなり、羅馬の帝政が傳統したる貴族階級及び所有階級の中より一定の家族群を選拔し、財産上に標準を立て、この家族群のものを官吏に指命し、而してかく指命せられたるものが官吏奉職の義務を負ふべき制度を定めたるの時、元老院議員及び騎士の階級は既に業に存在したり、凡そ都市領域に於ける所有者も亦これに類せる官吏貴族及び所有貴族にして、國家組織の衰運に向ふに及びあらゆる經濟關係の解體せんとするに當て始めて、都市領域より自由に移轉し去ることを禁止せんとしたり、農業殖民者を土地に固着せしめ、兵士の子供を悉く兵士たらしめんとするの強制は、何れも當該制度が長期間發展したる究竟結果なり、大なる國家的交通設備、鑛山業及び工場等、數百年間に亘れる發達は漸く以てこゝに、犯罪人、奴

隷及び奴隷の境遇を開放せられたるもの、外、自由労働者も亦その人格、家族及び財産に對して確固たる強制に服従せざる可らざるの運命となれり、大都市の生活資料製造業、航海者、測量者、其他苟くも人間の營養と關聯せる工業にして後代の所謂コルボラティーは、久しく結社組織をなし、警察行政に管轄せられ、その營業上に國家の大干渉を蒙れり、さればこれ等企業の特徴は半ば公的設備及び組織にして、半ば合同及び組合なり、而して遂には自由にこれより脱することを禁制するに至れり。

爾他一切の手工業者、殊にはその組合組織をなせるものと雖も、これと比すれば遙かに獨立關係をなせり、所謂コレギアティーはこれ等の組織を總稱したるものにして、その比較的高尙なるもの三十四は國家の備役即ちソルデイディスマネリブスを免ぜられ、而して爾他組合は晩年この負擔の爲めに殊に苛酷なる壓迫を蒙りたれば、その群をなして田舎に逃亡するに及びて、こゝにも亦自由離脱の禁制を宣せざる可らざるに至れり、然れども此等の團體は財産を所有し、團長の制あり、宗教的儀式を營み、その本質は恐らく寧ろ古來の内的發展

に在りて存すべし、この内的發展に就ては吾人の知る所もとより不十分なれども、その後代印度のカステン及び歐洲中世時代の組合に於けるが如く、經濟上及び國家上に共同利害を涵養するを以て催進的原理となせるは確實疑ふ可らず。ゲルマン民族が中世時代に於ける發展の特色は、思ふに羅馬及び基督教の觀念と制度との影響に依り、その古來の血族組織及び民族組織を失ひたるが如く而かも直に以て古代の國家組織、共同團體其他の法律組織に同化すること能はず、依然として幼稚なる性情的自然人たるの傾向を脱せず、組合的小社會生活を必要となせり、然り而してこの變動現象が最も急劇に起りたるは言ふまでもなく南西部に在りとなす、かくてゲルマンの民族性格と歴史的運命とを基礎とし、衰頹せる古代階級精神及び國民的組合精神に影響せられて、忽ちに彼の極端なる法律的階級秩序と合同、組合及び結社組織とを發達し、古代國家と雖も未だ此の如く急遽に此の如き大發展をなすこと能はざりき、而かもよしその生活法の平等と單純と、最も下賤なる隷屬者に對しても亦フォーフェ(第三冊に説明あり、譯者云)を分配したるの制度と、又基督教義が古代の極端なる階級別を緩

和したるとあらんとも、尙ほ貴族、自由民及び奴隸の別は忽ちにして現はれ來り、法律上自由民と奴隸との間に八等級の贖罪金を差別し、自由民と貴族との間にその二乃至六等級を區別するに至れり、同一身分階級に屬せるものは組合員にして、その權利を同うし、何人と雖もその組合員以外のものより裁判宣告を受くることなし、加之組織強固なる教會の名譽と官職上の權利と土地所有の差等と忽ちにして發展し、又幾もなく勤務貴族及び戰爭的傭兵組織現はれて、漸く自由民と奴隸との區別を撤し、騎士と農民との階級を以てこれに代へんとしたり、かくて世襲關係の一樣に進行せる間に、忽ちにして苟くも騎士たり得るものは父母及祖父母の騎士格なりしものに限らるゝに至れり、凡そ同一階級の間にのみ結婚を認め、然らざるものに對しては法律上に嚴罰を加へんとする古來の傾向は一般に普及したり、かくて封建社會は殆んど印度のカステン制度にも譲らざるまでに固定したる法律統制となれり、即ち騎士には楯の徽章に別あり、各階級は種々高下に分れ、世俗的貴族と宗教的貴族とあり、都市には權門貴族あり自由市民あり、商社及び手工組合に高下あり、保護救済組合あり、

田舎には自由農民、準自由農民、隸屬民の種々階級あり—凡そ此の如き諸階級は多少に拘はらず容易に侵犯す可らざる法律障壁に依て離隔せられ、身分を異にし、私法、婚姻法、相続法を別にせざるはなく、貴族は市民の生業を營むことを許さず、市民も亦貴族に相當すべき土地所得を獲得すべからず、この制度の個々の極端なる結果は既に久しく非難攻撃せられたれども、尙ほこの法律的身分階級秩序は第十九世紀に及ぶまで存続し、今日と雖もこれが餘響を認め得べし。

かくの如く職業階級及び所有階級が殆んど全く門地の階級と變じたる主要原因の一は中世時代の組合組織に在りて存せり、凡そ同一階級に屬し、屢々相邂逅し、共同地域に生活し、共同利害を追求したるもの、群は、誓約組合となり、商社組合となり、相互救済及び支持の合同となり、共同的宗教的の合同となれり、此の組合關係發達の結果は、内に向ては同情關係と多少の平等傾向とを生じ、外に對しては強烈なる利己主義と自負と倨傲とを示したり、國家が概して薄弱にして羅馬の行政制度が浸染すること乏しかりしに準じ、この組合組織は愈々

益々普及せり、されば英蘭、ノルウェーゲン、デネマルク、ニーデルザクセンに於ては、獨逸の南西部、佛蘭西、伊太利に於けるよりも、この階級的商社及び組合の發達遙かに著しきものあり、僧侶及び俗人の合同と誓約組合とは時にはこれを壓迫したる「カール」大王の如き例あれども、時には再び寛容せられ且つ存養せられたり、高尚なる社會階級將た教會制度の形式をなせる此等組合は、忽ちにして公的行政制度となり結社となりたるものあり、例之勤務者組合、騎士組合、商社、後代に及んでは手工組合の如きも亦然り、もとこれ利害を共同にせる社會群より自然に發達し來れる組合なるが、これが將來發展の爲めに、その益々強固なる組織をなすに至れば、公的権力と關係せざるとこれと適合せるとに論なく、愈々進みて公権の一定職能を擔當せんことを目的となせり、果して組合がこの目的に成功せる場合將た成功せる限り、組合は常に國家に寛容せられたりしのみならず、殆んど法律上に過重視せられ、特別法及び特權を賦與せられたり、こゝに於て組合は一定の特徴を備ふるに至れり、貴族組合は國家の組織權及び行政權に依り、商社は商業政策に依り、手工組合は一地域の市

場權、裁判權及び警察權に依り、且つはその左右し得べき競争調節權に依りて截然辨識せらるべきが如し。

インヌンゲン Innungen)は都市に於ける組合にして、同一手工業を營めるものの組織なり、その起源は一ならず、或は大領主が自家の目的を實現せんが爲めに秩序したる、莊園法に準據せる結合團體及び職員より發せるもの、或は宗教的同胞團體若しくは自由結合より發せるもの、北方に於ては屢々市場に關係せるものがその總組合たる商社より分派し若しくは分離して成立したるもの等の別あり、千百年乃至千三百年の間は再三壓迫せられたるが、幾ならずして寛容せられ、遂には君侯及び市會より認可せられたり、千三百年乃至千四百年の間にはその勢力既に強大となり、組合革命の間には市會に議席を占むることを得たるが、千四百年以降は再び市會に隸屬しこれが爲めに嚴格に管理せられたり、千四百年乃至千六百年の間、獨逸に於ては少なくとも始めて個々インヌンゲン法の制定あり、二三手工業より漸次に土着工業の多數に亘り、然り凡そあらゆる爾他社會にも波及せり、例へば樂人、兵士等の如き是れなり、此の時期に於け

るインヌンゲンは嚴重に都市自治體及び市會に隸屬し、租税、行政、選舉、軍事等の目的を果さんが爲めの分擔共同團體にして、同時に手工業を營めるものゝ合同なり、從て道徳上、技術上、法律上、財産上の一定條件に依りて組合員を加せしめ、これが組合員は絶對的にその都市にてその工業に従事すべき義務を負ひ、屢々又これを世襲し、經濟上の利益を共同的に追求し、相互救済合同にして檢閲官廳たり、並に市會の委任ある場合には工業警察及び工業裁判を管掌したる官廳たりき。

ゲゼッレン(Gesellen)も亦千四百年以來これと等しき組合的組織を發達したり、千五百年以來交通の發展に依りて個々都市のインヌンゲン並に職人組合(Gesellenbruderschaften)は、漸次に益々一州的同盟となり、然り國民的同盟となり、第十八世紀に及んでその多少壓迫せられたるまでこの形勢を持続せり、個々のインヌンゲン及び職人組合が陥りたる獨占主義的濫用は、第十六世紀及び第十七世紀以降、これに不利なる聯邦立法及び帝國立法の宣布となり、始めこの立法の目的は此等の組合を變じて國家的工業制度となさんとしたるが、遂には全然

これを廢除し若しくは無意義のものたらしめたり、この變遷は千六百年乃至千八百六十九年の間、殆んど歐洲諸國一般に亘り、近世貨幣經濟、近世國家の發達、自由國內市場、國內的分業、近世經營形式等の影響に依りて起れり、然れども殊にこの變動を催進したるものは、國家權威と結合したる第十八世紀の個人主義的思想界にして、即ちこの思潮は古來一切の制度に反抗し、國民經濟的及び社會的領域に國家と個人との外苟くも認めざらんと欲したり、あらゆる階級制度、あらゆる階級的結社及び合同に對する猛烈なる抗爭は、これ實に近世法律國家を開拓すべき唯一の關門なりき。

百三十六 職業の世襲及び階級的的法律制限を廢止したる近世社會の組織、合同組織の權利、同盟的、結社的社會階級組織即ち身分階級主義の極端なる盛運と勢力と、職業及び身分權利の世襲の相傳とが史上に眩映したるは、舊族黨組織既に解體し、單に州共同組織及び都市共同組織は最早雜然たる階級利害を満足すること能はず、而してこれに對して必然的に多少の制限を加ふべき強固なる集中的法律國家は尙ほ未だ樹立せざるか、若しくは一たび樹立して再び解體し

たるかの時期に屬せりと言ふも誤謬にあらざるべし、身分階級的、結社的階級組織、即ち僧侶及び戰士、商人及び手工、農民及び幾分高級の労働者例へば鑛山業労働者、鹽坑労働者、水夫の如きは、何れも文明を促進すべき幾多の赫々たる盛觀を効したれども、これと等しくその狹量なる階級利己主義に味まされて革命を煽動し且つ社會を蠱毒すべき惡競争を勃發せしめたり。

もとこれ自然の發達たりし職業世襲は、時の進むに従て漸く慣習となり法律となり、遂には特權及び拒斥性(獨占主義)に依りて不法に陥り、忍ぶ可らざる極端組織となれり、これあるが爲めに人々その適處ならざる職業に拘束せられ、その餘りに限局せる分業を以て家族及び個々人を枯死せしめたり、高尚なる職業の世襲と特權とは、その嘗て専門範圍に經驗と才能と所有とを積集し維持すべき必要あり、その限りに於て正當なる意義を失はざりしが、余や爾他階級の向上進歩に顧みて堪ゆ可らざる不法となれり、身分階級的世襲的法律秩序は、嘗て優勝權利を賦與せられたる所以の特質を失ひ、且つは現にその職業に従事せざるに至りても、尙ほ當該階級に屬するの故を以てこれが階級優勝權を承認

して怪しまず、凡そ階級秩序の餘勢は、その變じて益々門地特權及び身分階級優勝權に固定するに應じて、愈々以て官職及び地位の補任と營利的就職とを悉く利己主義的個別利害に化せんとするの傾向を有せり、かゝる事情にして長期間繼續すれば、もと當該階級の祖先をして勃興せしめたる所以の特質は漸く失墜せざる能はず、(尙ほ前掲百三十の相續權を參照あるべし)、爾他階級とあらゆる社會範圍の俊秀とはその地位を向上せしめんことに努力し、而して身分階級制はこれを禁止せんと欲す、蓋し世襲的優勝權と結婚禁止と特權とを伴へる社會的法律秩序は、今日既に忍ぶ可らざる一大不法たり、(譯者曰、この究竟解釋は第一冊、法律の本質に就て熟考せば徹底することを得べし、敢て一言す)

第十六世紀より現今に及ぶまで、經濟的發展と觀念發展とは内外相俟て舊身分階級的階級秩序を廢除するに與て力あり、新に貴族社會の成立し、而かも新貴族の地位はその人格的特質と給付とに顧みて正當なる理由あり、例へば商人、製造業者及び銀行家、官吏及び軍人の階級の如き然り、中流市民社會は勃興して、算數文書のことを習得し、技術及び實業生活を開拓し、貴族と平等の權利

を要求せり、労働者階級は人格の自由を認められ、上流階級と同一の権利と租税とに參する至り、差當りは中流階級に及ばざること勿論なれども、而かも文化、教育及び技術的給付能力に關して向上せること確實にして且つ均等に亘れり、貴族、農民及び市民は等しく土地賣買の自由權を得たり、凡ての階級は轉業の自由、結婚の自由、營業の自由を實行し、如何なる官職、職業、労働活動と雖も、これに習熟すべき準備條件を充足する限り候補たることを禁止するはあらず、かくの如きは基督教將た抽象的羅馬法の觀念に應じ、千七百年乃至千八百五十年の間に流行せる人道主義及び啓蒙主義の理想に符號せるもの、貨幣經濟及び近世交通は以て近世社會の運動を容易にし社會融合を催進したり。所有に大なる不平等あり、あらゆる先入の僻見ありて存し、あらゆる困難と濫用と起り來るものあるにも拘らず、能くこの大變動を致さしめたる所以のもの抑々教育制度の變化に俟てり、既に説明したるが如く、凡そ人的及び技術的舊教育は、中世末葉に至るまで概して家族内にて行はれたり、除外例として教會獨り教會學校及び僧院學校を以て新教育法を創設し、これが爲めに貴族の子

弟以外に農民及び日雇人の子供も亦頭角を露はし來れり、手工業的徒弟制度は千三百年乃至千八百年の間に發達したるが、その中心點はもとより家族的なりしも、漸次にして都市に於ける隣近者の子供にも及び、加之幾分は農民の子供にも及びたり、讀書、習字及び算術のことは第十四世紀に至るまで僧侶に委棄せられたりしが、第十四世紀乃至第十八世紀の間に僧院學校及び都市學校の設立ありて、田舎貴族、都市兒童及び官吏に教課せられ、多少は既に文字を解せる新貴族階級を發展したり、高等専門學校及び大學の設立は學問社會と爾他民衆との區別をして益々截然たらしめたり、學問のことに參與せざる貧民階級はこれが爲めに根本的に壓迫せらるゝの運命となれり、降て宗教改革は普通國民學校の思想を醸成し、繼次世紀主として千七百五十年乃至千八百七十年の時代にこの思想を實際上に施行し、かくの如くして實に最も重要な社會的障壁の一はよし廢除せられざりしならんとも、而かも幾分撤去せらるゝことを得たり、(譯者曰、これに關する概説は第一冊、文字の普及を陳述したる所に於て閱せらるべし)、新たに設立せられたる國民學校、將た幾分は多數階級をも中學校及び

高等専門學校、高等實業學校に入學し得べからしむるの制度は、これを過去時代が知識及び技能を傳承するに狹隘なる方法に委棄し拘束したるものと比するに、一般教育の上に面目を革新したること同日にして談ず可らず、この制度が適切に實行せられたる限り新たに民衆的社會を發展せしめたり、かくの如くして舊身分階級主義を廢除せんとする新法律秩序と教化制度及び教育制度の新社會秩序とは、眞に空前の社會秩序と階級發達とを將來し、職業世襲の舊制度及び身分階級的社會組織に對し世界史的轉動を意義するに至れり、凡そ階級は苟くも制限を撤去せられたるの觀あり、個人的功績は始めてこゝに尊重せられたるが如し、この外觀が果して事實と如何なる程度まで符號せるかは別問題とし如何なる場合にも苛酷なる現存階級秩序は、その最も文明と背反せる極端なる部分の大半を失ひたり。

而かも近世法律が、一たび諸階級に種々に發達したる特質と現所有關係とを一舉にして根本的に轉覆すること能はざるは自然の理數なり、然り、新經濟秩序は有能なるもの大膽なるものに更に自由の營利機會を與ふれども、又一面に

於て中流階級及び貧民階級の弱者、即ち換言すれば差當り學校教育及び技術上の修業もなく新たな形式的自由を正當に使用するの能力もなきものに對し、嘗て舊經濟秩序が實行したると同様に、補助と救濟とを與ふること一再ならざるなり。

かくの如き弊害寧ろ著しからざる場合に於ても、新法律狀態は、子供の多數をしてよし兩親の特殊職業に拘束せざらんとも、尙ほその社會階級に跼蹐せしむるの難を如何ともすること能はず、たゞ比較的俊秀にして且つ優良なる子供に限り今日他の職業に就き社會的に向上すること不可能にあらざれども、その社會の上流階級に進まんことは多くは二三代の後に屬せり、而してこれ單に凡そ人間の身體上、精神上の變化過程が長期間を要すべきの理由に坐せずして、又概して子供に良教育を施しその將來發展の手段たるや、大なる所有を讓渡せんことが、抑々最も犠牲能力に富み且つ幸運なる兩親ならざる限り不可能なるの事狀に基せり、されば社會階級は廢除せられず、多くは單に社會階級の拒斥性が撤せられたるに過ぎず、然りと雖もこれ既に重大視すべき變動たるを失は

ず、實に社會組織の上に革命を意義せずんばあらざるなり、凡そ極端なる利己主義に陥り濫用をこれ事とせる階級支配は、これが爲めに通則として廢除せられ、殊に學校制度の將來進歩に依り、俊秀の士をして容易にあらゆる職業に就かしめんとするの新制度に依り、人格的特質を尊重し金力を蔑視することに依りて、この傾向は尙ほ益々助長せらるべし、而して所謂萬人の職業撰擇の自由を命題として愈々眞理たらしむべし。

されば社會階級は依然として廢止せらるゝことなし、然れどもその世襲制は既に撤せられ、相互に補充せらるゝことを以て結婚は一階級内部に於て著しく行はるゝことを廢止せざれども、一切階級の間にも多少の血液混合あり、現今法律國家に於て階級は最早曩時の如き優勝權を有せず、又極端なる結社組織及び身分階級組織を設くることを容さざるなり、既に今日の社會公開性と印刷と交通とは最早階級をしてその舊時の身分階級精神及び拒斥性を固守せしむることなし、凡そ幾分優良にして且つ強固なる政府は、鞏固なる官僚装置と法律装置とを以て階級の上に統治せるの現状なり、この政府と健全なる輿論とは以て從來

の特權階級をして總利害の光明に浴せしめずんば止まざるべし、輿論の組織は階級的僻見及び濫用に對して耻惡の心なり良心なり、而してこの出版及び印刷の發展したる賜なりとす。

徹頭徹尾人間をして階級及び階級利己主義に没頭せしむることは、中世時代に可能の現象にして且つ屢々心理學的に自然なりき、一般教育將た國家感情に參せる現代人にこれを求むるは遙かに難事たらずんばならず、現に上流社會が爾他階級に屬するものと接觸するの機會多きは過去と同日にして談ず可らず、教育あるものが階級所屬心に捉へらるゝは概して極めて微弱なる程度に出でず、彼等は全然一階級に没頭せんには餘りに個人的にして且つ屢々餘りに個人主義的なり、たゞ一切階級に對し、殊に貧民階級に對しては未だ遽かにこのことを認む可らず、何が故に然るか後段に論述する所あるべし。

貧民階級と雖も今や學校、印刷、合同生活に依りてやゝ舊時の面目を革新し、その見聞を廣め、生活程度を進め、欲望に昂進あり、活潑なる知識欲を發達したり、これが結果としてその給付を大ならしむるの能力と、これに應じて所得

を増さんとするの願望と、猛烈なる向上心と、而して又舊時の如く暗愚なる斷念と従順なる謙讓とを墨守するの不可能と發達したり、貧民の階級意識は覺醒し、その從來の無視拒斥の悲境を撤して、爾他階級と同一權利を主張し同一社會をなさんとする不可抗的傾向を示し來れり、然り而してその個人主義的、利己主義的感情の發達は爾他上流階級に及ばず、その所有及び家族關係等の微弱なるに依り社會的依繋の感情に於て強烈となり、強固なる性情衝動を以て幼稚に且つ執拗にその階級意識に没頭するものあるが故に―此等事情の必然因縁よりこゝに貧民階級の間合同生活、階級組織の成立を觀る、これ嘗て上流階級に發達したる現象にして、今日に於ては則ちしかく容易にしかく一般に冀求す可らざる所に屬せり。

「ブレンターノ」曰、結合の原理は苟くも弱者が強者に對して自ら防衛せんが爲めの原理たりと、余の信ずる所は、これを歴史に徴し、最古時代に於て能く階級組織をなせるものが殆んど貴族、僧侶、戰士、商人に出でざりしこと、遙かに後代中世時代に及んで始めて手工及び農民の階級組織現はれ、近時に至りて

漸く貧民階級の組織を觀んとすることは是れなり、人類の社會的發展史を基礎となせるこの最も重要な事實は、余の信ずる限りこれ愈々妥當なる人類社會發展史を期待すべきの支柱にして、これを心理學的、社會的に説明すること困難にあらず、凡そ階級組織の前提は或る程度 of 精神道德的發展なり、然れどもこれと同時に極めて強烈なる共同感情ありて存し、周約的個人主義は未だ發展するに至らず、而して國家若しくは爾他階級の以てこの組織を痛く禁制すべき力が缺如せることに在り、上流階級の組織は鞏固なる國權の未だ發達せざりし當時に成立し、而して自らこの權力を掌握したり、中流階級は國權が多少貴族と獨立し且つこれを支配するに及んで始めて組織せられたり、勞働者階級將たその社會的向上の組織が今日にして可能となりたる所以のものは、勞働者階級が既に發展し覺醒して而かも尙ほ未だ上流階級の如く個人主義の極端に失せざるに在り、勞働者階級が果して一組織を樹立するに至るべきか、果し然らば如何なる形體をなさんか、將た如何に活動すべきか―これ實に勞働者首領に繋かり、勞働者のこの發展を不利とする爾他階級の壓迫に關し、且つ國權并に立法に依

て決せらるゝ問題なり。

されば労働者組織、次では又爾他社會階級組織の問題は現代社會政策の主題たり、現代社會階級秩序の理論上の考察とその將來發展に關せる實際上の論議とは皆この點に繋がり、從て根本的に合同の權利に繋りて存せり、(譯者曰、講坐社會主義の努力すべき主題を攝要すれば殆んどこれに盡さん、それに就ても吾人は社會一般に對して道德統合の精神が普及し流行し、理論上實際上の準據を誤らざらんことを切望せざる能はざるなり)。

自由主義は差當り政治的・經濟的・社會的・合同とに關しその議論頗る區々たり、その政治的・合同の自由は自明の眞理として強烈に要求すれども、經濟的・合同の自由に對して同情を有せざることも亦これに劣らず、これ既に甚しき矛盾なり、これ抑々自由主義が政治上には秩序その宜しきを得たる國權と理想人とを前提となせるが故に、極端なる合同及び會合の自由が伴ひ得べき危険と障害とはその始めより夢想だもせざる所、然れども經濟學說上には尙ほ未だ啓蒙時代に於ける專制主義の直觀を脱せず、即ち從て凡そ結社及び身分階級發達を抑止すべ

きを任務となせるに在り、嘗て一切の組合制度を抑壓したるが如く、千八百六十年乃至七十五年の間に支配せる直觀は、苟くも企業家及び労働者の合同を以て故意に需給作用を制限するの不正手段と斷定し、從て合同禁壓の法令を施行すべきに同意せざるものなかりしなり、千七百八十九年以降、自由主義は單に政治的生活に對してのみ合同の自由を要求したり、即ち自由主義は羅馬の法律國家も、千六百年乃至千八百年の專制國家も共に合同の自由を認めざりしこと、その後者に至りては實に一切の合同と結社とを壓迫して始めて貴族國家に取て代はりたることを忘却せるものなり。

然れども第十九世紀の間に、政治上、社會上、經濟上、合同自由の要求は愈々猛烈に主張せられたり、既に營業自由の施行せられたる所には、忽ちにしてあらゆる種類の合同を新たに發達せしむべき端緒を示せり、労働者は合同の自由を得ずんばその活動が到底あらゆる方面に阻害せらるべしと觀じたり、社會主義は自由主義の要求に繋かる合同の自由を以て、説明するまでもなき自明の不法と認め、而かも自由主義と等しく現國家秩序と現經濟秩序とを兩分せしめ得

べしと期待したり、然れども差當りこれが成績は多く言ふに足らざりき。

これを史實に徴するに、英蘭に於て勞働者合同は第十三世紀及び第十四世紀以來、宗教的の合同は宗教改革以來禁止せられ、一切の合同は千七百九十五年の法律に依りて嚴重なる制限を規定せられたり、職工合同は千七百九十五年、千八百二十五年、千八百七十二年及び千八百七十六年、逐次に發達し來りたれども、これが認許は一定の法律規定を前件となさざるなし、佛蘭西は千七百八十九年乃至千七百九十五年の間、合同の自由を認め、而して千八百三十四年の嚴密なる合同禁止法は今日に至りても尙ほ勵行せらる、獨り會合の自由は千八百八十一年その範圍を擴張せられ、相互救濟合同及び職業合同は千八百八十四年一定の法規を前提として幾分運動の自由を認可せられたり、獨逸に於て合同の自由が完全に行はれたるは僅かに千八百四十八年乃至五十年の間に過ぎず、千八百五十年には最も顯著なる聯邦に於て合同に對し極めて嚴重なる取締法の制定あり、聯合の自由は千八百六十九年に認められたれども、これに匹敵すべき合同の自由は許されざりき。

こゝを以て一方社會の多大數階級は愈々猛烈に合同及び會合の自由を絶叫したれども未だ以てこの要求を満足せらるゝに至らず、而して他方政府はこの要求に對して狐疑躊躇の態度をとれり、抑々これを如何に處すべきか、羅馬人將た第十七八世紀の國家に於ける合同禁止法と現代政府のこれに對する制限とは當に不條理なる杞憂と老婆心との連鎖に外ならずと斷定せらるべきか、余は苟くも公平なる批評家、歴史的思想家が此の如き斷定を下すべしと信ずること能はず、黨派と階級との上に超然たる強大國家權力は、政治的黨争なく社會的競争なき平隱無事の時に當りては、恐らく今特に問題とする階級の合同組織を寛容することを得べし、然れども大競争の脅迫し來るに臨みて果して能く此の如くなるべきかは疑問に屬せり、社會階級の合同的組織が、苟くも動亂黨争の時代にありて、國權を危殆ならしむるは極めて屢々起り得べき現象たり、カステル制度及び貴族國家は合同組織及び階級組織の自由なりし結果なり、天下事なれば則ち強大國權は飽くまで合同の自由を認容することを得べしと雖も、有事の時に當りては、合同の種類と、合同をなさんとする社會階級の性質とに準

明したる所なりとす。

然れどもこの傾向は全然禁止せらるべきにあらず、何となればこれもとより弊害と危険とを伴はざるにあらざれども、尙ほ多少の經濟的、技術的並に組織的進歩を意義し、大營利會社、リンドゲ、商業協會、其他の結合團は—その正當に制限せらるゝ限り—多くの良効果を齎せばなり、現に經濟上の利害代表團體は種々に利用せられ、從てこれを寛容し催進すべきの必要あり、たゞ國家社會の總利害に立ちてこれに多少の統制と制限とを加ふべきを重要となすのみ、而してこれと同時に、この偏重を均勢し相殺すべき手段として、労働者團體をして更に自由に發展せしめざる可らず、労働者團體を催進するに當ても亦その國家の秩序と統制とに矛盾す可らざるは言ふまでもなし、かくの如くにして國家の施設幸にその當を失はずんば、營に以て階級組織の危険を緩和せしむべきのみならず、又延て道徳上、經濟上に労働者階級を向上せしむるに資するを得ん、労働者の現状は合同制度の發達を希望すること雲霓も管ならず、合同に俟たずんば労働者が現代國家に正當に統一せられ、政府及び上流階級と調和すること

不可能たり、然り而して凡そ此の如きは遠き慮なき壓迫政策に依りて妨止せられざるを得ず、遠き慮なきものは近き憂あり、豈戒めざる可けんや。

上來の陳述は依て以て今日合同法及び結社法が、その苟くも社會階級に關與せる限り、秩序せらるべきの立脚點なり、これが詳細の點に亘りては、後段(原著の第二冊、本譯補の運營の中、第六冊及び第七冊並に總覽の中、第八冊)現今の労働者問題と社會發展とを論述する所に於て關説すべし。

到度この問題を解決し得べきは、凡そ合同の自由は社會の爲めに善果を齎らすべしと號する自然法的擬制と曖昧なる希望とに求む可らずして、社會狀態の具體的判斷に俟たざる可らず、而して合同的組織を以て今日禁止すべきものにあらずとなし從て實に國家秩序を凌犯せざる限りに發展を遂ぐべきものと觀する洞察に據らざる可らざるなり。

百三十七

社會階級別に關する結論、既に屢々説明したるが如く、吾人は社會の總發展に就ては後段(本譯補の第八冊及び第九冊)に至りて始めて論究せんとすれども、こゝに單簡ながら上來陳述を試みたる社會階級論の要素を攝録す

べきの必要あり。

「エンゲルス」曰、社會の階級別は分業の理法を基礎となせりと、實に社會共和黨の首領と雖もこの命題を承認すべく、凡そ公平なる思想家は、高尚なる文明が、その分業を基礎として發展し得べきの理由に依り、又種々の社會階級を伴はざる可らざることを否認する能はざるべし、凡そ最優者、最善者をして高尚なる地位に立たしむるの階級秩序は、幼稚なる判断よりこれを觀て正當の理由あるが如し、而して事實上にも苟くも階級秩序の發達は、優者の簡拔、指揮者の職制に關聯し、これを以て必らず自然に最優者をして當該社會を支配せしむべきことを重要となす、この簡拔なくこの淘汰過程なくんば如何なる進歩もあり得べからず、古來あらゆる種族及び國民は悉く此の如くにして能く發展し來れり、能力に秀で自動的にして有力なるものは指揮權を掌握したり、もとより其間に概して著しく身體力を重視したると精神力を尊重したるとの別は則ちこれなきにあらず、これ等優勝者の行使せる支配權は、もとより差當りは濫用に陥らざること能はざりしと雖も、尙ほ一般に遵奉せられ、一般民衆は献身と忠

實とを以てこれが爲めに服従し努力したり、この支配權は、その時に暴力と壓制とに訴へたることなきにあらざれども、その中心に於て常に正當なる所以のものを失はず、劣弱者が力と智とに秀でたる人種の爲めに征服せられ、政治上に無能なる農民が戰爭的牧人種族に依りて壓服せらるゝは、この結果として内に向ては革新的政府を樹立し、**■**精神上、技術上、道德上の教育を改善し、對外的防衛を安固ならしむる限り、進歩を促がす所以なり、第十一世紀より第十六世紀に亘れる騎士的封建貴族の支配、**■**權門貴族(パトリチアイト)の都市政治、第十七世紀より第十九世紀に亘れる商人の企業組織—此等は皆上流階級の社會的支配にして、又同時に總發展に資しその進歩を促したり、急進主義者「ラング」は貴族制が將來一切の努力に對し後代國民及び民族に對して模範となり儀表となるの故を以て、これを辯護したるが、吾人も亦今日、苟くも共和制將た勞働者階級の首領と觀念とが、全然若しくは幾分上流階級の發展に俟たざるものなしと斷言すも敢て誤らざるべし、著名の文明史家「コピノー」、「ラブリジュ」、「ゼーグ」**■**「アムモン」等は、全國民の衰亡と全文明の頽廢とが必らず根本的に、その貴族制

の廢止と人口の減退と、最優者の驅逐及び斬首と、苟くも優位者の政治的に迫害せられたるを基礎となせりと假定したり、この假定説はもとより未だ事實の上に證明せられざれども亦眞理の中心を失はざるべし、多少貴族社會が社會を率ゐるにあらずんば、嘗て史上に高尚なる文明の發展これなかりしことは吾人の一般に承認すべき所なり、この意味に於て「シェフレー」の次の言は正當なり、曰、如何なる貴族制にても貴族制の全然缺如たるに勝れりと。

然れども社會的の内容を豊富ならしむるもの、嘗に上流階級のみならず、中流階級及び貧民階級と雖も、その獨特の職業範圍と、その獨特の特質、道德及び衝動とを以てこれに參せるもの如し、凡そ大文明國民の發達は種々の人間體型を必要とし、而してこれ種々の階級及びこれが組織に俟たざる可らざるなり、これが爲めに中流階級の勤勉、名譽心、家族訓育、貧民階級の活潑なる性情生活と犠牲能力、將た上流階級の精神力及び自己意識の間、埒別取捨を容さず、個人主義、醇美なる神經生活及び科學の發達、支配者たるの意志と不撓の精神とを藏するの人間、「ニーチエ」の創唱にかゝり社會一般に渴仰せられ

たる所謂超人の出現は中流階級及び上流階級の責任にして、共同感情、宗教感情及び同情感情の發達、剛強なる體力將た健全なる筋肉の養成は貧民階級の事なり、されば「トライチケ」曰、貧民階級は社會の源泉なり、性情と體力と健康とは貧民階級に依て持續せらるべし、而して文化、精神、進歩、天才、事業能力は則ち上流階級に俟つと、當を得たりと謂ふべし。

歴史の一般理法として、上流階級が數代相傳へ數世紀を經過せる後、墮落頽廢の運命に陥るは古今東西に免がれざるが如し、かゝる場合に屢々上流階級の缺點と墮落とに浸染せられずして能く古來の純樸を維持せる中流階級及び貧民階級はこれを補充すべきの源泉なり、これが俊秀なるものは個々のに貴族階級に侵入し、これを復活せしめ、幾分又全體として若しくは大多數に於て社會的に勃興するものあり、種々の階級を前提となせる此の如き勃興を俟つにあらずんば、社會は決して存立すること不可能たり、名譽、權力、所有の差等に準據せる階級統制は、抑々社會的進歩を永久に停滯せしめざる根本的手段たり、若しそれ個々人にして既に向上の目標を求めて得ず、その努力を刺戟すべき高尚

なる地位に餘地なきが如きは、これ一切の勢力を萎靡せしめ、一切の競争を涸渴せしむるもの、極端なる社會的平等は恐らく社會を滅亡せしめん、人間にしてその地位を改善し得べき希望なければ、忽ちにして一切の努力は沮喪し懶惰に陥るを免かれず。

凡そ如何なる階級たるを論ぜず、これが個個人をその階級傾向に總合し從屬せしめて、直に以て道德的秩序の一手段たるは、猶ほ爾他一切の共同關係の如く然り、階級慣習及び階級名譽は以て犠牲的精神を教育し、訓育に馴致し、服従を強制するものなり。

それ然りと雖もこの眞理に對し、等しく確實疑ふ可らざる他の眞理ありて存することは辯を俟たず、階級對立の漸する所は、國民の統一、階級間の同情的相互影響、社會の平和を危殆ならしむるの恐あり、凡そ常態的社會は或る統一を前提とし、その宗教に由來すると、國家精神、將た教育及び文化に基因するとを問はざれども、社會要素のあらゆる複雑多様なものあるに拘らず、苟くも何等かの因縁に職由して必らず統一性の成立するなくんば社會は存續するこ

と能はざるなり、(第一冊、統合力の章を熟讀せらるべし)、然れどもこの複雑多様は、更に濫用に依り、誤れる法律發展に依りて時に全體の調和を破壊することなきを保せず、かくの如き現象にして一朝生じ來れば、教育及び生活法、所有及び權力、名譽及び權利の反對矛盾愈々甚しきを加へ、これが結果として先づ上下の疎隔と誤解と、次ては憎惡と猜忌と益々劇しきを致すべし、この勢の究竟は種々階級は互に不俱載天の敵となり、各階級はその郷土の敵視階級よりも寧ろ外國の同一階級と同情親善すべし、こゝに於て支配階級の苛酷にして放恣なる濫用は貧民階級の自己意識を激發し、貧民階級は從來の隱忍屈從を捨て、大膽に自己の力に依頼し蹶起せざんば止まず、暴力的階級競争と革命と市民戦争とは何れも此の如くにして破裂したり、共同體は滅亡し、若し幸にして文明統一の要素を以て分離要素を糾合し、貴族的若しくは共和的階級支配の墮落を一時廢除し若しくは緩和し得たるものは、滅亡の悲運を免かれ、あらゆる競争と變動と改良とを経て後、徐々にして辛くも幾分の平和状態を回復することを得たり、尙ほこれに就ては後來論及する所あるべし。

215
294
71

こゝに取り敢へず上來の陳述を総合すれば次の如き認識を得べし、曰、凡そ高尚なる文明は階級の發達とこれが相互影響とに俟たざるはなし、階級秩序はその諸階級平均の能力と給付とに順應せる限り、常態を失せず、かくの如きは固定せる舊階級よりは寧ろ新階級の發達にこれが事例を徵することを得べし、凡そ極端なる支配階級は法律及び制度を利己主義に依りて變造せずんば止まざらんとし、而して支配權を掌握せる貴族制の濫用と共和制のそれとは同一視す可らざれども、全體の幸福の爲めに何れが障害をなすこと甚しかるべきかは疑問に屬せり、支配階級がその權力を濫用して、私有及び權力、名譽及び勢力の分配を恣まゝに改變し、人間の平均的特質と愈々順應せざるに至れば、社會状態は益々非なり、如何なる支配階級にても、その支配的地位を克ち得るまでは社會の總發展の發めに資せざるはなし、その果してこの地位を持続すべきか將た支配權持續の期間如何は、是れこれが能力と道徳と能く同一不變なるべきか、忽ちにして墮落し、夥多の無能人を生ずべきか、その義務を忘れ、懶惰なる享樂生活に耽溺し、陋劣なる方法に依りて徒らに財貨を蓄積するに至るべきか、

將た又その財産及び所得か給付と餘りに甚しき矛盾を呈すべきかの問題に繋かりて存せり、中流階級及び貧民階級が能くその地位を濫用し得べき迄に向上するは、貴族階級の如くに容易ならず、又しかく屢時に起ることなき現象なり、而して希臘及び羅馬、中世並に近代の史實に徴し、政治上共和制の大支配權が示す所は、此の階級の民主的統監の支配權を掌握するに至るは一朝一夕にあらざること、然らずんば國家の權力及び財政を破滅の境に陥れ、健全なる改良と改造とを致すの能力なく、若干期間惡戰苦闘の辛酸を嘗めて後再び支配權を失へるに外ならざるなり。

この全問題は、一面道徳的、心理學的問題にして、他面經濟的及び政治的制度及びこれが發展の問題なり、單に技術及び所有分配のみより階級別とその一切結果とを演繹せんと欲するは、猶ほたゞこれ等の原因のみより一切社會階級の將來廢除を證明せんと欲するが如く、到底以て正鵠を穿つこと能はず。

七 企業、取引形式及び經營形式の發展

百三十八

企業の概念、企業の出發點即ち商業、労働組合、家族、農業的企業の發達、家族及び領域團體が差當り社會機關として發達し、根本的に經濟的運営に任じたるは、土着に伴へる一般現象たりしが、漸次に貨幣經濟の發展あり、分業及び階級別の増進あり、交通及び市場事項の進歩あるに従ひ、今日殊に商業及び生産に任ずる社會機關、即ち換言すれば企業、經濟的取引の成立を觀るに至れり。

個々人、家族若しくは統合的法人が、何等か慣習及び法律に依りて規定せらるゝ持久的形式をなして、通則的市場に對するの給付若しくは商品供給に當らんとし、賣買に依りて利潤を得んとするの期待にて労働と資本とを投下し供用し、この利潤に依りて生活し、少なくとも收支相償ひて損害を招かざらんとするの計畫を立つる場合に、吾人はこれを企業と名く、企業は常に二重の問題を重要となす、技術的、人的組織、工場、資料及び人員の調査及びこれが協合その一、賣買、市場及び爾他社會との關係等交通の方面その二是れなり、多數人の協働する場合には、必らずやその協働個個人は、家族員、組合員、將た雇傭者

及び労働者として、是を單簡に言へば、その相互關係上何等か法律的に、給付、仕拂(賃銀)、收益分配に就て秩序せられざる可らず、これが創立者、私法上に危険の責任に當るものは企業家にして、企業を中心點たり、指揮者たり、然り而して企業は生産資料及び労働力の秩序組織として、持久の目的を有し、即ち一定の商業若しくは分化せる一定商品の生産に當りて、一定の組織と特殊の利害とを伴へる獨立設備となる、此の如き企業の完全なる發展は、獨り古代史の末葉と最近世紀の歐羅巴と又これに隸屬せる殖民地文明とにこれが事例を徵すべく、嘗ては主として商取引に、次で手工業、農業上の經營にこれが端緒啓かれ、而して今日と雖も凡そ幼稚文明、半開文明の國土には、僅かに企業の發端を觀察し得べきのみ。

されば漸く第十八世紀に曙光を認むべき國民經濟學が始めて企業家を論じ、その所得分配を研究せんとして根本的に企業家利潤の性質を主題としたるは怪しむに足らず、英蘭人は企業家利潤を以て資本利潤と見做し、屢々これを資本利子と同一視せり、佛蘭人はこれと異なり、企業家利潤を以て一種の労働賃銀

と認めたり、獨逸人に至りて始めてこれを一種の獨立所得と解釋したり、社會主義が一たび企業を難じ、現今國民經濟の中核たり、極たり、且つ全體の勤務よりこれが指揮者に私的利潤を配與するの組織形式たる企業の本質に對して、猛烈なる攻撃を加へたる後、こゝに新生面の開拓を促し、斯學は最早企業が果して私法上若しくは經濟上の如何なる範疇に該當すべきかの問題に躊躇すること能はず、更に進んで企業の種類類を記述し、これを心理學上及び歴史上、技術上及び經濟上にその原因より説明し、以て企業の本質、發展、理由に對して完全なる判斷を下し、その社會の總組織問題と如何に關係せるかを理解せざる可らざるに至れり。

吾人は差當り企業發展の歴史的出發點に一瞥を投ずべし、商業、交通既に起り、遊牧者及び航海者が掠奪及び利潤を目的として流轉し、市場の發達あるに及んで、交換に伴ひ、價格の地域的大差等を認識し、諸民族の間に欲望の相異なることを探知し、こゝに隨處に商業利潤を獲得せんとするの精神を喚發したり、是れ抑々一切企業の取引方面に關せる心理學的萌芽なり。

こゝに於て個々人及び家族の經濟運營は新たに別種の要素を加へ來り、從來絶對的に家族經濟を目的とし、單に使用せんが爲めに貯藏し、自己欲望を充足せんが爲めにのみ生産したる經濟心は今やこの狹隘範圍を脱し、益營利に努力し、資財を掠奪し、資料を購入して以てこれを他種族の間に輸出し、かくして利潤を博せんことを欲す、加之既に **百十五** に説明したるが如く、自然界及び人性に關する認識の増進あり、大膽なる勇氣あり、打算的悟性の發展あるあり、從來僅かに家族及び種族員と親和し異種族者と敵視したる交通者は、今や交換及び商業上、異種族者と所謂交換交通的に接觸し、即ち一面同情及び人格的顧慮を無視すれども、他面殺害及び掠奪の當に棄絶すべきを求め、而してこの關係は忽ちにして同種族員の間にも行はれたり、換言すれば人々取引に従事し、その相互接觸は人格的に何等の關係もなく、嘗て家族、族黨、種族の裡、一切經濟的接觸に隨伴したるが如き道德的親善關係は、決してこれを取引に求めむ可らず、賣買者相互はさながらに抽象的疎遠關係をなせり、利己主義を誘引し營利衝動を刺戟せる利潤は、こゝに生産迂回の現象を發達せしめ、異種族者

にして而かも敵視せず、交互利得を提供したり、然れどもその交互利得提供の方法、將た愈々多數者をして交換及び交通に依りて接觸せしめ、而かも倏ち來りて忽ち去り、毫も細密なる相識なく持久的關係なかりし事情は、從來の小社會團體が要求したるが如き親密なる拘束關係と嚴重なる相互義務とを擧げて拒斥したり、利益壟斷、瞞着、高利、然り或る場合には詐偽及び暴力と雖も、商業上には久しく當然のことと認められたり、商業の目的は友人、血縁者の爲めに生活資料を調達することにあらず、利潤を博し、取引をして收支相償て餘あらしめ、資本を投下し、人間の激情と弱點とを利用し、價格の差額を求め、反對給付をなすも尙自ら利益を克ち得べき支拂をなさしむることに在り、かくて商業に伴て成立し、漸く以て始めて慣習となり、法律となり、道德となり、社會的制限となれるは、過去と全く異なる道德的、心理學的雰圍氣なり、貨幣利得を立脚點となせる社會觀、これと關聯せる精神活動及び意志方向は、依て以て全生産を變形し、國民經濟と更に進んでは世界商業とを開拓せんが爲めに、差當り幼稚ながら尙ほ且つ缺く可らざるの補助手段たりき、この種の心理學的

精神的雰圍氣は、今日と雖も、主として私經濟的取引經營の前提たり、道德的要素と交錯せらるゝ間に、漸次にして恐らく道德化せらるゝことを得べし、殊にこれに對し理由ある利潤をも亦斷念すべしと要求するが如きことある可らず、利潤とし言へば直に利得狂として攻撃し、これを國民經濟より驅逐せんと欲するが如きは、これ國民經濟の精神を滅するに外ならざるべし、必ずや如何なる他の精神を以て能く國民經濟を活動せしむべきかを證明せざる可らざるなり。商業精神が漸次に如何に發展し、如何なる過程、制度に依り、共同團體及び國家の如何なる秩序に補助せらるべきかは、吾人こゝにこれを攻究す可らず、たゞこゝに主張せらるべきは、凡そ交換及び商業が、よし組合、民族、隊商、共同團體及び國家の組織を如何に必要缺くべからずとすとも、尙ほ本來個々人の事にして、始め會長に俟ち、屢々大地主に依り、次では商人の手に歸したること、而して自然の勢、當該商人の家族員、奴隸、家僕が商取引の補助者となることは是れなり、これが爲めに重要な商人の能力と特質とは、後代一般に苟くも大企業家に缺く可らざるもの、即ち換言すれば、人間を使役してこれを

自家の麾下に従屬せしめ、多頭的設備を統一管理し、正當に命令し部下をしてこれに服従せしむべきの技倆これなり。

さて吾人は商業を俟て成立したる企業を取引方面に、如何に多人數の糾合組織が關聯せるかに就き、こゝに一つの寫象を得たるが、更に進んでこの寫象を正當に且つ完全に理解せんが爲めに、社會的組織の舊形式、即ち氏族の組合的形式と家族の支配的形式とが、組織上に如何なる意義を有したるかの問題より出發せざる可らず。

舊族黨團將た氏族に就ては、吾人既に第三冊 **八十九** にこれを研究したり、この形式は極めて強烈なる共同感情を基礎とし、個人及び家族の所有未だ著大ならざりし時代に、それぞれ多大數の男子を糾合して戰爭隊及び掠奪軍、造船及び家屋建築、開墾及び耕地共同の爲めに組織したり、吾人はこれを企業と稱すること能はず、この結合形式は未だ何等の利潤を目的とせず、然れどもこれ労働組合にして人間を共同活動に訓練するものなり、文明民族の歴史時代に於てこの形式は多く解體状態に在り、若しくは變じて疆域組合及び村落組合とな

り、今日にありては凡そ經濟的労働の重要部分に轉じて家族に歸せり、然れども群的協働の古慣習は尙ほ一定の場合には隨所に普及し存續せり、即ち若干數の男子は共同して狩獵し漁獲し、後夫及び船夫として共同労働に任じ、石材を切り、鑛坑を掘り、運送業に當り、後代に及んでは擔夫、荷造人、購買下働人或は其他の労働を共同的に營みたるが如きこれなり、然れども多人數の協働を必要とする労働にして家族經濟以外にて營まれたるは、比較的單純なりしものに出でず、單純なる機具を使用し、同一の力と技巧とを有し、營利衝動未だ發達せず、嚴密なる意味の分業なく、互に血縁者、隣人、友人として且つは共同労働に訓練せられて幼稚なる共同感情に支配せられ、文書上の契約に依らずして單純なる形式に準じ、即ち例へば共に聖像に接吻し、共同酒杯より飲みて以て協働したり、ここを以て同盟は何人も熟知せる古來の條件に依て締結せられ、一人の指揮者を選擧し、屢々協働期間は共同食卓に付きたり、出納金庫、共同財産、計理は未だ概して發達せざるか若しくは僅かにその端緒を認むべきのみ、目的とせる生産物、狩獵の獲物、目的とせる鑛物、捕獲せられたる魚類は自然

物のまゝにて分配せられ、この配分を自ら消費すると販賣するとは各個人の任意なり、古代に於けるものは純自然物經濟的勞働組合にして、協働は今日と雖も尙ほ幾分この特色を有し、幾分は賃銀勞働者組合となり、一企業家の爲めに共同勞働に任ず、 が収益は人頭數に割當てられ、指揮者、料理人、舵手は特別配分を受く、この種の組合は後代よりも寧ろ古代に於て遙かに著しく、今日にありても尙ほ所謂露西亞のアルテルの如きこれが事例たり、而して支那には甚だ多しとす、其後漸くこれより別に複雑なる企業家組織を發達したるもあり、獨逸の鑛山業組織は悉く四人、八人、十六人の坑夫の群的協働より由來し、これ等坑夫は第十四世紀に及ぶまで採掘したる鑛物そのものを分配したり、漁業に於ては若干男子が組合的に協働し、魚類そのものを分配せるもの、現に諸國にこれが事例を観るべし、船夫賃銀の全歴史は、始め貨物に對する組合的持分と商品そのものを分配せらるべき各組合員の權利とが徐々に變じて、後代の貨幣賃銀即ちホイエルとなりたるものと觀るにあらずんば、理解すること能はず、 の煉瓦工、伊太利の左官職、或る意味に於ては一切の群勞働は、悉

くこの組織體型に屬するものなり、今日と雖も殊に危険なる業務にありては、給付能力の大なると安全なるとに顧み、かくの如き勞働組合に依るを可となせり、かゝる組合には嚴正なる名譽感情と淘汰と行はれて、有爲なるものにあらずれば加入せしめず、これ假りにも懶惰なるもの若しくは信任するに足らざるものは全體の安危に繋がること大なればなり。

然れども殆んど凡ての技術的勞働過程に對し古代一般に、何等此の如き男子勞働群の必要なかりしことを斷言せざる可らず、農業及び通常工業は毫もかゝる群勞働を要せず、これが運営は個人若しくは家族に俟てり、商業の發展は舉げて個人の營利衝動を基礎となせり、海上劫掠を事とせるヴィキングル(ノルマン)はその掠奪物を分配したれども、商業利潤は各個人の權に委棄したり、ただ大商人、栽培地及び鑛山所有者が、訓練ある多數勞働者の協働を必要となせる場合に、その勞働者將た奴隸の屢々かくの如き勞働組合をなせることを想像せざる可らず。

古代に於てかくの如き勞働組合が多く盛觀を呈し、獨立活動し、その生産物

を販賣したる限り、その實に嚴密なる意味に於て企業にあらず且つは企業となること能はざりしが爲めに、幾ならずして無用の長物たるの運命を免かれざりき、この組合組織は技術上の進歩と分業と巨大資本の利用とをなすの力なく、その活動を商人的に活用せんが如きは全然不可能たり、現に尙ほ多く殘存せる漁業組合の如きも、既に解體しつゝあるは吾人の觀察する所なり、やゝ大なる船舶を建造すべき必要ある場合には、資本主義的企業家これが指揮者となる、組合漁業者は自ら捕獲せる魚類を販賣し、利益ある市場を求むること能はず、偶偶これを求めんとすれば徒らに高利貸の犠牲に供せられざる可らず、變じて賃銀労働者となりて屢々その地位を改善し得べき耳、組合労働者にして異日個人主義的營利生活に訓練せられ、これに伴へる制度と計理と市場知識とを備ふるに至らば、恐らく組合的精神も亦新たに喚發せられ、企業として獨立することを得べし、露西亞、伊太利、其他國土の如き、近世個人主義の尙ほ未だ優勢ならざる社會にありては、最近組合制度に對する運動も亦、多くこの最古労働群の餘燼に聯關せるものに外ならざるなり。

然れども大體に於てこれを觀れば、企業の基礎は氏族の同胞的傳説にあらずして家族の支配的傳承に在りて存せり。
家長制的家族の成立とその經濟機關としての職能とに就ては、吾人既に第三冊 **九十** にこれを攻究したり、抑々家長制的家族は若干人員を共同労働の爲めに統合し、これが君主的首長として家長あり、家長は家族員一切の任務を命令し、これを統制し、これを強制して労働に従事せしむるもの、家畜所有、土地所有、資本所有を積集し、統治し、以て代々これを家族に相傳せしむるの機關たり。

然れどもその家族經濟の本來目的は單に家族の自足供給に過ぎず、市場を目的とせる過剰生産にあらざるなり、家族が自己欲望以上に生産するは、多く見積るも尙ほその共同團體及び領主、教會及び國家に對して貢納すべき必要を越えず、これ家族は、そのフーフエ(第三冊に説明)の廣狹に應じて、かの如き社會的團體に對し勤務及び自然物給付を貢納すべき義務あればなり、家畜群若しくは土地の大所有、領主、僧院と雖も、古代に於ては、過剰生産及び利潤獲得を

目的とせずして、寧ろ大自足生産に努力したり、即ちその巨大所有に伴ふべき一地方行政、軍事的、教會的將た貴族的家族組織の目的を充足し、又これに必要なる僕婢、騎士、僧院同胞の生計を維持すべき範圍に出でず。

されば古代の家族經濟は企業にあらず、家族經濟には取引方面なく、市場との連絡なし、その目的は利潤にあらずして生計なり、然れども家族經濟は確實明瞭にして給付能力を備ふる一組織なり、既に分業を發展せり、人間を訓致して將來の爲めに計畫的に労働し節約せしめ、青年労働力を練磨し教育すべき顯著なる手段たり、家長の不可抗的命令を以て最も單簡に多數人を協働せしめ、而して能く何等の軋轢を生ぜしめず、命令者の能力をして最も完全なる効果を遂げしむ、この點家族經濟が労働組合と同日にして談ず可らざる長所の存する所たり、この故に家族經濟は數百年數千年の間、常に人類の繁殖、居住及び生計、將た道德生活の機關たりしのみならず、又以て主として企業發展の萌芽となれり。

企業發展の萌芽たる家族經濟は、始め極めて長期間尙ほ自足生産を目的とせ

る家族經濟たるの特色を失はず、これが自然關係に應じ、これより生産せられたる農業收穫及び動物、什器及び物件に準じて、徐々にして漸く販賣取引將た過剰生産を生じたるに過ぎず、而かも販賣取引は副業たるに出でざりき、當該活動者の全組織、居住、労働場、思想及び生活法は悉く家族經濟の舊態を脱せざるなり、中世初葉の漁夫及び養蜂者、石炭採掘夫及び製鹽者は、農民と比すれば夙に且つ多量に販賣剩餘を有したり、然れども主として何れも自己の勤勉の結果に依りて生活し、衣食住を調達し、然り機具をも概して自ら製作せり、手工、鑛山労働者、商人と雖も屢々尙ほ久しく、主として農業的家族經濟を營み、その爾他活動は僅かに副業たりしのみ、而かも市場を目的となせる此等活動の性質に應じ、市場販賣の欲望は漸次に重大なる關係を示し來れり、この欲望は農民の有せざりし所、若しくは貨幣經濟及び交通經濟の完成せる現代に至りて始めて隨所に發達したる所なり、小農民は、その地主たると、追放せられ得べき土地所持人或は準小作人たるとに論なく、苟くも若干剩餘を自然物にて領主に貢納せざる可らざりし間は、市場に供給し得べき所のもの多きこと能はず、

從て技術的進歩、資本蓄積、利潤に對する精神に乏し、この故に偶々貨幣餘剰を有せる場合にも、これを徒らに筐底に藏め、若しくは土地を購入し、若しくは博奕し且つ鯨飲して顧みず、然れども國家の貨幣租税を貢納すべき必要あり又市場、交通、貨幣經濟のその近傍に發達するものあるや、始めてや、著しく販賣を目的として生産に當らんとす、而かも始め長期間販賣せられたる部分はこれが收穫の二三プロツェントに外ならず、吾人は今日獨逸に於て、農民の剩餘販賣が如何なる場合にもその生産の二分の一若しくは屢々それ以上に出づることありと假定することも不可なかるべし、これを以て現今農民は半ば企業家をも兼ねることとなり、日々に益々企業の見地に支配せらる、その最も著しきものを郊外農民たる園藝家、煙草耕作者及野菜栽培者とす。

これに比すればや、大なる獸群所有者及び土地所有者の發展は夙に著しきものあり、羅馬及び英蘭の土地貴族は、大歴史家の證明したるが如く、家畜馴致を擴張し、羊毛及び家畜を販賣して、根本的にその富を成せり、中世時代に於ける中央歐羅巴の領主、僧院及び僧正と雖も亦既に「カール」大王以來、個々の生産

剩餘を以て銀に換へたり、然れども大地主が嚴密なる意味に於て始めて穀物、羊毛、家畜の生産者となり、商人的然り幾分投機的特徴を得たるは後代貨幣經濟の發展に俟てり、羅馬共和政の晩年及び統監政の初年に於ける羅馬貴族の如き即ち是れなり、彼等は地主にして同時に商人たり、軍指揮官たり、國家官職の統制者にして租税負擔者なり、服從國土に支配權を行使し、大規模に取引を經營し、數百數千の奴隸を所有し、奴隸の中幾分は技能に長じたるものさへあり、これを以て彼等は大企業家たり、その農耕、鑛山業、工場及び商業に大資本と技術的進歩とを利用し、秩序あり訓育ある奴隸、婢僕、農奴を使役して最大収益と利潤とを得たり、近世時代にありては歐羅巴人はその殖民地に於て奴隸を使役し、これに等しき栽培經濟(栽培經濟に就ては第二冊、人口問題の章を參照あるべし、譯者云)及び企業家經濟を組織せり、歐羅巴に於てこれを觀れば舊領地經濟(これに就ては第三冊、**百〇四**)を參照し、土地經濟と比較考察せらるべし、譯者云)は嚴密なる意味に於て未だ企業を發達せざりしも、英蘭、東獨逸、露西亞の地主は第十六世紀以來これが爲めに努力し、就中英蘭の領主は自由勞

働者を使用して幾もなく企業を發展し、中部歐羅巴のそれは隷屬者を使役し幾分は世襲若しくは非世襲のフーフエを所有したる農民を以て企業組織を實現したり、土地所有は擴張せられ、多くは家畜と農民の耕耘労働とを混合して一種の大農經營を組織し、而かも寧ろ市場を目的とせずして領主の家族給與若しくは一地方行政を眼目となせり、さればクナップはこれを以て資本主義的經營即ち換言すれば近世企業の發端と認めたり、たゞ此種の領主企業に障害となれるは、その上級の労働者即ちフーフネルが自己の農地を占有したること、凡ての労働者が僅かに慣習法及び國法の規定せる一定範圍内にて勤務提拱の義務を負ひたるに過ぎざりしこと是れなり。

この故に嚴密なる意味に於て農業上の企業は、大地主若しくは大借地人が自由労働者を使役し市場を目的として生産に當りたる時を以て始まる、(第三冊、**百〇四**、領地經濟より土地經濟に變遷せる過程とこれが催進的影響とに觀察せらるべし、譯者云)、土地所有者の家族經濟、屢々二三の官吏及び半ば自然貢納の義務を負へる若き労働者と雖も、通則として尙ほ土地を基礎として自ら經營

に任じたり、労働者は獨立農民に對する關係上、未だ單に手足労働者たるの急地に陥らず、その都市に於けるものに比すれば寧ろ隣人として且つ共同團體組合員として共同地域に居住し、臨時労働者として耕作期及び收穫期に限り外地域より流れ來れるもののみならず、純取引的見地は大都市の工場に於けるが如く容易に發展すること能はざりき、然れども別方面よりこれを觀察すればかゝる近世的經營は緩徐ながら尙ほ投機的企業となり、資本は當然利殖せられ利潤を生ぜしむべしとなせり、土地資本の名目價值は重大なる意義を發揮し、或は騰貴し或は下落し、それに應じて既定額の書入抵當に對し負債利子に對して其關係に變動あり、技術上の進歩は生産を改善し廉價ならしめんが爲めに應用せられ、從てこれを利用せる農業經營者はこの進歩を指導しこれが代表者となり、一般農民のこの變動に模倣するに至るまで優勝的地位を占めたり、この變動現象の最も顯著なるは大借地人にして、彼等は地主にあらず從て何等地代徵集の穩健なる感情を存養せる貴族にあらず、徹頭徹尾取引業者として飽くまで營利を目的となせり。

反之小借地人並に農民及び小地積所有者は主として自足經濟の爲めに生産し、その農業經濟は企業と言はんよりは寧ろ屢々家族經濟の副業たる舊態を脱せず。
百三十九 手工業、かくの如く農業的企業の發達は極めて徐々たる進動過程にして、今日と雖も尙ほ殆んど一切の農業經營は家族經濟に附屬せる状態なるが、工業生活に於ける發展も亦これに異ならず、久しく手工業の状態を脱すること能はざりき。

吾人の所謂手工業經營とは、經營者その人の家族經濟と結合せる小取引にして、何等かの技巧を備ふるその親方が單獨に、若しくはその家族若しくは少數の職人を使役して顧客の爲めに勞働し、顧客に對してその勞働若しくは生産物を販賣するものは是れなり、吾人は既に本冊**百十八**の中に於て、分業を基礎とする手工業の發達、手工業者の社會的地位、將た手工業盛運の時代を攻究したり、こゝには經營形式及び企業形式として且つは後代完成せる工業的企業の發端萌芽としての手工業を論述せざる可らず、今取扱ふ所が根本的に盛運時期の手工業を眼目とせることはもとより論ずるまでもなく、主として都市の手工業

を對象とし、即ち詳説すれば貨幣經濟の發達を俟て發展し、後代田舎に至るまで普及したる手工業を問題とすること辯を要せず。

手工業者は一部門の特殊技巧を備ふるの點にてその種族員及び共同團體員と辨別せられ、自ら専門とする所の勞働と技術とに依りて生計を立つるものなりそのこれをなすや、或は遍歴し或はその住居地及びこれが近傍にて從業し、技術的補助勞働者、裁縫者、屠殺者、桶匠として、費用と賃銀とを支給せられて他家族の家族經濟に協働し、然らずんば自家の小工場に在りて、單純なる手工機具を使用して顧客の注文に應じ、二三の商品を貯藏して一地方の市場及び近傍の年市に陳列し販賣せんとす、手工業者にして既に土着すれば、その勞働は妻子に依りて補助せられ、やゝ擴張せらるゝに及んで徒弟及び職人を使役す、手工業取引は多く家族經濟と最も密接に關聯し、住居と仕事場とは必らずしも同一なるにあらざれども極めて屢々一致し、徒弟及び職人は家族員として取扱はる、機具と多少の原料との外何等の資本なく、親方が尙ほ小家屋と小庭園とを所有せるは幸福なる場合にして、屢々借家に居住し、而してその仕事場若し

くは假小舎は幾分都市、手工組合若しくは他の持主に屬す、親方が別に所有に依り自足經濟に依りて經濟上にその生存を安固ならしむるの事例屢々これなきにあらずと雖も、大體に於て自己の勞働將た手工業に依て生計を立てんと欲し、十分の顧客を有せる場合にはこの事敢て困難にあらず、手工業者の取引業者たる地位は、根本的にその面識あり屢々親密なる顧客の爲めに直接に勞働し、商人の中間連鎖を俟たずして直接に顧客に販賣することを基礎となす、手工業の親方が生産者として、都市の市場及びその最近周域に於て消費者に對し人格的に直接關係を有せるは、これ手工業の經營形式と家内工業及び大工業とを區別すべき點なり、手工業者の生活が農民に比して遙かに市場に依頼せるは、則ちその農民と異なる點なり、手工業の親方は取引を營み、農民は家政を營めり。取引と言ふも、その規模狭小にして範圍限局せらるゝはもとより辯ずるを要せず、手工業には未だ何等の根本的分業なく、大危険あらざるなり、親方が遂に財富を蓄積し家屋を所有するに至るも、これ寧ろ技巧と信任とに俟ち、而して例へば商人及び製造業者の場合に於けるが如く、販路を組織すべき大膽なる勇

氣將た能力に依らざるなり、この故に、ソンバルトは手工業を以て企業と認めんことを欲せず、然れども親方は苟くも機具と原資料とを調達し、取引賣買し、一方職人に對し他方顧客に對して相當に處し得るの能力なかる可らず、手工業の繁榮は、多少の企業家的精神と技巧、才智及び道德的有爲性との結合を俟たずんば不可能なり、よし商人的投機に陥ることなしとするも、尙ほ利潤の期待を全然無視して手工業の存立することはあり得べからざるなり。

一步を進めて更に次の如く附言するも亦不可なかるべし、曰、手工業の繁榮は、その正當に手工組合組織及び都市組織と調和せらるゝ場合に於て恐らく期待せられ得べし、これ後代大企業家の自ら開拓したる所のもの即ち換言すれば確實なる販路を手工業に供する所以なりと、抑々同一手工業を營めるもの、同胞的合同と市場制度とより手工業組合の制度が發展したることに就ては、既に**百三十五**の末段に叙述したり、同一手工業者が市場若しくはその近接街區の一定場所に居住し若しくは軒を並べて販賣せると、官廳の商品鑑査と、市場警察の價格決定及び其他の規定とはこゝに一つの販路組織制を促がし、漸く以てイ

ンヌンゲン組合)そのもの、管掌に属することゝなれり、この組織は一種の競争調節にして、個々手工業者はこれが爲めに制限を蒙れども、亦大體に於て手工業者を補助獎勵しこれが營利獲得を容易ならしめたり、先づ市會、次で領土權及び國權は手工組合制度の發達を劃策し、總體の利害を立脚點としてこれが主管權を掌握し、手工業の市場領域と販路とを安固ならしむべき必要を生じたり、その地域の組合に属するものにあらずんば獨立して手工業を営むことを許さず、而して獨立手工として組合に加入せんが爲めには、豫じめ必らず或る手工親方の下にて徒弟として實習し、次で若干年間職人としてこれを補助し、其間に遍歴し、傑作を出さざる可らず、(親方の數には限り、妄りに獨立手工を増加するは從來手工將た組合の利益を維持する所以にあざれば、既に獨立經營の技能を練磨し得て尙ほ且つ親方となることを得ざるもの甚だ多し、これ社會上に進歩を禁止し障害せる組合制度の短所たり、職人が個々のに而かも社會現象として諸方に遍歴したる形跡は、當時の文献にやゝ著しきものあり、譯者云)、さて親方は自ら營める手工業の徒弟及び職人以外に使役することを許されず、且つ

その使役人員は常に一定制限を越ゆることを得ざりしが故に、手工組合制度發達の結果は、親方と補助労働者とが同一階級と感じ、職人は將來親方たらんとする期待心を以て労働し、爲めに嚴密なる意味に於て特殊賃銀労働者階級を生ずるに至らず、親方を中心となして僅かに小業務を成立せしめ、親方は資本家及び商人と言はんよりは寧ろ技術的労働者たるに出でざりしこと是れなり、この制度が一時的若しくは持久的に外來人の利益競争を禁止拒斥し、田舎に於ては手工業を経営することを許可せず、親方たり得るまでに屢々數年間を消費せしめ、若しくは全然親方の數を封鎖的に限定し、苟くもそれ以上は職人をして獨立經營の期待を斷念せしめたる等は、實に親方の存立地盤を安固ならしめたるに相異なきも、又これ一種の獨占たらざるばならず、(譯者曰、物に一利一害あるは到底免かる可らざるの數なり、組合制度が無益の競争を禁壓し、親方たるの名譽、組合の信用を重じ、その生産品に入念し、一地域的に早くも秩序組織を確立せるは、この制度に看過す可らざる長所なり、されどその發達の當時にありて大に理由ありし制度も能く長へに然ること能はず、親方に大膽なる企

業精神なかりし等は社會事情も亦これに與からんも、たゞ職人の進歩を阻止したるの形跡は殊に今日よりこれを判斷して、寔に遺憾とするものあり、沈衰と斷念とは如何なる場合にも文明の敵なり、組合制度の頽廢も亦これに因する所なきか、果して然らばこの制度の隆昌は再び期す可らず、且つその限りに於て改廢せらるべきを當然となす、尙ほこの意義は第一冊概論、制度に關する一般理論に精察熟慮するあらんこと余の切望に堪へざる所なり。

多く見積るも一人乃至三人の補助労働者を以てするこの小業務をして能く存續せしめたる所以のもの、當時工場技術の性質に在り、資本額未だ巨大ならざりしに在り、顧客販賣の性質に在り、然れども抑々又爾他要因のこれに協働せるものなくんばならず、この制度が商人的經營力を中心となすを禁じたるが如き、親方が二ヶ所の店舗若しくは仕事場を有し、組合員たる他の親方の生産品を購入し、原資料を以て投機することを禁じたるが如き然り、徒弟及び職人の數を制限し、婦人労働を禁止し、一週間生産額の極大限を規定せるが如きも亦然らずんばならず。

此の總制度が大體に於て當時の交通及び技術に順應せる間、この制度は以て手工業者の名譽と發達と幸福とを催進したり、第十六世紀及び第十七世紀以來國內分業及び遠隔販路隨處に發展の曙光を認めてより、この舊手工業組織は個的に危地に頻し且つは頽廢の運命を免かれざりき、然れども歐羅巴の大半にこれを觀察すれば、尙ほ千八百五十年、然り千八百七十年に及ぶまで、手工業の一地方的顧客市場は依然として主要現象たるを失はず、從て手工業は増進の勢を示せり、營業の自由は、その千八百六十年以前に施行せられたる所に於ては、恐らく田舎手工業を新たに發展せしめられたれども、尙ほ未だ都市手工業を廢除せず、加之獨逸の諸地方に於ける手工業の發達と盛觀とは漸く千七百年乃至千八百七十の間に在り、その富の増進は、千八百六十年に及ぶまで獨逸に於ては、屢々親方及び職人の増加これを事實の上に證明したるものあり、獨逸に於ける手工業の親方は、千八百十六年に約五十萬人、千八百六十一年に百萬人、千八百九十五年に百三十萬人と概算せば、當らずと雖も恐らく遠からざるを得べし、極めて信憑すべき調査に従へば、人口千人に對する手工業親方及び補助

労働者の割合はプロイセン及び獨逸に於て次表の如し。

年	親方	親方及び補助労働者
千八百十六年	二四九	三〇八
千八百六十一年	二八三	五九〇
千八百九十五年	二六七	五六九

尙ほ千八百九十五年その人口千人に對し次表諸地域に於ける親方及び補助労働者の割合を掲ぐれば、

人口	親方	親方及び補助労働者
人口十萬人以上の都市	一三四	四六
人口十萬人以下二萬人以上の都市	二七九	八三
<small>平方キロメートル宛人口百五十人以上以上の領域</small>	三七五	六八
<small>平方キロメートル宛人口五十人以下二十五人以上の領域</small>	二二六	三四

千八百九十五年に於ける手工業親方の概算百三十萬人に就きては、その多數が田舎及び小都市に該當せること、且つその過半が倉庫業の賃銀労働者、家内

工業労働者として僅かに手工業者たる名目を維持せるに過ぎざることを忘る可らず、かゝる盛運を呈せるにも拘らず、千八百四十年乃至五十年以來手工業の恐慌徐々として起り、千八百七十五年乃至九十年以降愈々以て急激に襲來せり、吾人の觀察する所に依れば、近世的發展顯著なる大都市に於ける手工業親方は僅かに中都市に於けるその半数に出でず、然れどもこの減退は尙ほ幾分田舎殊にその人口稠密なる地域に於ける増加に依りて相殺せられたり。

大體に於て大工業、家内工業並に都市倉庫業は愈々益々手工業を驅逐せざる可らず、これ實に手工業が尙ほ未だ完全なる企業の經濟的特徴を備へざるに職由せり、舊式の手工業取引は家族經濟の形式と慣習とに依りて支配せられ、その長短得失も亦繋がりに存せり、親方は一人にして家長、企業家、技術的労働者、小資本所有者を兼ね、自己の機具を所有し、この機具を知悉し技術的に習熟する間に自らこれに教育せられ、補助労働者の身心、性情及び感覺は家族及び仕事場に順應し調和し、これに依て常態的均勢を得て正當に教育せらる、(譯者曰、この常態的均勢に就ては第一冊精神の調和的均勢、將た補說意志

の統一欲を熟讀せらるべし、手工業者は自己勞働の顧客を識り、これが爲めに責任を感じ、これを以て兩者の關係は倫理的特色を帯び來れども、後來生産者と消費者と何等直接の相識なきに及んでは遂にこれを求むべからず、然れども長所は即ち短所、手工業には分業の發展なく、屢々科學的知識將た高尚精緻なる技術をも缺けり、技術的進歩を効さんとするの精神はその習熟練磨の間に消耗せられ、機械力及び巨大資本の使用なし、手工經營は數百年間依然として單純幼稚なる同一軌道を脱せず、その販賣取引は踴躍せる一地方的市場交通に適應すれども、技術的には尙ほ不完なる程度に在り、大市場將た遠隔市場を掠奪すべき必要を生ずるに及んでは、生産技術、交通欲望、販路欲望は漸次に手工業經營の舊形式を脱せざる可らざるなり。

舊手工業者の一部分、紡績工及び織布工、桶職及び綱職、酒釀造業者及び石鹼製造業者、釘鍛冶及び其他の金屬工は殆んど全く消滅し、他の一部分たる製靴工、指物師、鍛冶匠、車匠も亦今や漸く廢除せられんとし、將にその活動を製造業、家内工業、倉庫業に委棄せんとす、更に第三の部分は停滯して何等の

進歩なし、これその取引が今日尙ほ主として、これが技術と市場とに顧みて、一地方的なるが故なり、建築工業及び取付工業(家内設備工業)、製本業、馬具匠、其他裁縫業の一部分の如き、今日既に著しく出來合品取引業註文製品と反對の大經營の爲めに領域を奪はれたるにも拘らず、尙ほこの關係をなせり、さて最後に舊手工業の第四の部分たる麵麩製造業者、屠肉業者、裝具師、理髮師等は、その顧客取引業たる關係依然として舊態を革めざるが故に、人口及び富の増進に應じて今も尙ほ増加せり、總じてあらゆる部門に亘り小手工業者は、店舗取引及び斷片取引として存續せり、而して理智に秀でたる親方が著しく商人的精神と市場に關する知識とを獲得し、依て以て能く現代の至要事項たる良販路を遠近に開拓し維持する場合に於ては、極めて多數の部門に手工業の保存あり、然れどもこれを以て到底大勢を挽回す可らず、上に掲げたる千八百九十五年の手工業親方百三十萬人の中、殆んど四分の三は職人を使用することなく單獨に従業し、從てこれが状態惘然に堪へたり、この外尙ほ千八百九十五年の工業統計は六十萬人乃至七十萬人の工業經營者を計上し、これ等は二人乃至五人

の補助労働者を使役し而して獨逸に於ける工業上の大中流階級を代表すれども、その既にやや廣く機械及び分業を利用し、資本と信用とを以て經營せるものなること敢て辯ずるを俟たざるなり。

營業の自由は小工業經營者をして組合制度の制限を脱せしめ、商人的指揮者とあらゆる労働者として一切の營業に従事することを得せしめたれども、これらと轉動を催進したるのみ、何等新たな轉動を生せず、その眼目とする所は技術、販路、資本利用、商人的指揮の重視すべきを要求せるに在りて存せり。

百四十 組合的及び結社的形式を以てせる大經營及び大組織の端緒より延いて千八百年の頃に至るまで、古代并に近世第十九世紀に至るまで、取引生活及び市場生産は、嚴密に言へば家族經濟に附屬したるに過ぎざりしが、抑々この形式の限局性は、新たに大規模に取引的組織及び企業家的組織の創設を諸所に促がし、即ち技術の進歩は單純なる仕事場を脱して大組織を成立せしめ、或は販路欲望の以て新形體を催進したるものあり。

既に村落組合は道路、泉池、麵包製造所及び磨臼を共同に經營したるが、こ

の外諸所に森林組合發達して、鋸木機及び木場を設備し、筏材及び木材商業を共同經營せるものあり、又磨臼組合及び漁業組合あり、獨特組織と持分權と個經營に對する結社の共同經濟若しくは合同的監理とを制定せる貨幣鑄造業者の家族組合ありたるは吾人の觀察する所なり、手工組合は種々に組合制度を企劃し、その幾分は共同販賣所、漂布所、染色所の成立となり、次で漂白及び水槽設備組合經營となれり、原料品の共同購入を試み共同販賣をも企てたるが、これもとより十分なる成功を期す可らざりき、市會は寧ろ協定に依りて間接に販賣を奨勵し、販賣そのものは個々人の計算に放任したり、商社は商館、起重機、繫留所、其他の共同所有、并に共同航行及び商業政策上の規定を以て、組合の要素と共同的大企業の端緒とを發展せり、第十四世紀より第十七世紀に亘れる所謂秩序ある商事會社は、商人と船主との組合的、合同的結合團にして、個當事者は自己計算にて取引すれども、これが社長の統制と規定命令とを遵奉せざる可らず、これに就ては尙ほ後段に説明すべし。

舊釀造業、製鹽業及び鑛山經營に於ける組合的、結社的生活は特殊固有の發展

をなせり。

醸造のことは本來主として都市富裕階級の副業たりしが、獨逸に於ては火災警察及び獨占主義の顧慮より、都市權門貴族の世襲特權となり、此等貴族は生産及び販路を共同的に秩序せんが爲めに、商社即ち合同結團を組織したり、かくて屠殺業者及び麵包製造業者が合同的協定として屢々輪番生産の制を立てたるが如く、幾分は輪番醸造の制を發達し、次で共同的醸造人を設け、屢々又共同的醸造鍋を購ひてこれを輪番に使用し、最後に共同的醸造所を建築して輪番にこれを利用せり、然れども法律組織として硬化し固定せるこの制度は、幾多の官僚的改良ありたるにも拘らず、既に第十七世紀及び第十八世紀に於てその用をなさず、これに依て供給せられたるビールは餘りに惡質なりき、爲めに騎士領邑に於ける更に大規模の田舎醸造業の競争に先づ敗北し、營業自由の施行せらるゝに及んでは、都市に發展せる自由企業の挑戦に對抗すること能はざりき、權門貴族のこの制度は嚴密なる意味に於て未だ大企業に到達せず、共同醸造所に在りても毎週別の權利者が各々その計算にて煎熬し、而して後醸造輪番

の到來するまでに屢々一年乃至二年の間も待たざる可らず、この組織を以て一時盛運を呈したる醸造業が、多くの都市にありて衰亡を免かれざりし原因は、その各權利者にとりて醸造のことが單にそれぞれ家族經濟の餘業に過ぎざりし事情に在り、これが權利者は共同使用の醸造鍋、共同醸造所、共同的醸造人の設定を忘れざりしも、未だ共同的經營及び販賣に思ひ到らざりき、この故に實際的、技術的進歩と活潑なる商人的販路開招とを缺けり。

舊製鹽業は一若しく二三の共同鹽泉とその監理及び汲出装置、并に屢々百ヶ所以上の小蒸餾所所謂コーテンより成れり、鹽泉はもと國王若しくは權門の財產なりしが、後代に至りてはあらゆる臣屬、教會、貴族若しくは市民の有に歸し、これ等の權利者は一若しくは二三の組合、結社を組織し、夙に既に地代徵集者と云ふ以外、製鹽場に對し何等の勢力もなかりき、泉鹽を蒸餾し、蒸餾所及び蒸餾鍋を所有せる鹽場の借地人は小企業家にして、所謂ブエンネルこれなり、後には屢々鹽場の一部分を所有したるものもあり、都市の富豪たる所謂ザルツユンケルこれなり、彼等は組合を組織し、その加入者は一定の特質を備ふる都

市民なるべしと規定し、合同的に生産及び販路を秩序し、共同して蒸餾用燃料を購入し、全作業の大綱は組合これを監理し、而して蒸餾所經營即ち蒸餾のことは個々のフエンネルに委棄したり、製鹽業は通則として複雑なる結社組織にして、獨立の裁判所、警察あり、主管者あり、又多數の労働者を使役す、この労働者は幾分は全作業の爲めに、幾分は個々フエンネルの爲めに雇傭せられ、組合的、結社的組織をなしてその生活も亦困苦の境を脱せり、かくて第十五世紀及び第十六世紀以來、交通の發達は以て遠隔販路を開拓し、これが結果として小規模にして劣等なる鹽場は多く衰微し、その大組織なるものは益々利潤を收め愈々販路を増進せり、從來吊桶にて泉鹽を汲み出し、精製所に運搬したるに代へて唧筒装置を設け、蒸餾所を擴張し改善すべきは、千五百五十年より千八百年に至る間の重要問題なりき、概してこれを言へば、從來のフエンネルの複雑結社とこれが監理者とは、新時代の要求に應ずべきこの改善を完成すべき能力なし、フエンネルはその不完全なる小經營を斷然放棄するの勇氣なし、されば國家は隨所にこれに干渉し、管理し、鹽場を買收し若しくは貸付け、以て

技術的進歩を完成し、多くは國家的鹽場特權の形式を以て販路を秩序したり。鑛山業は中世時代に於ては主として銀鑛の採掘に従事し、その經營形式は、國王若しくは君侯の特權と認められたる鑛坑を、四人、八人、十六人、三十二人より成れる鑛業労働者の組合に貸附し、鑛山特權の監督を仰ぎ、經營持續の條件を遵守して鑛物を採掘し、これが一部分、後代に至りてはその十分の一を特權主に納め、殘餘を互に分配したるものなり、鑛物は小企業家所謂熔鑛主の小熔爐にて、或は鑛業労働者の計算にて熔解せられ、或は現物のまゝにて熔鑛主に賣渡されたり、さて精製せられたる銀及び銅も亦一定の價格にて特權主に販賣せられざる可らず、販路は確實なれどもその利潤は極めて少額なることを免かれざるなり、鑛業労働者の權利は世襲的貸附權若しくは利用權として、二代三代の後裔に傳へらるれども、この權利を譲り受くるものは必らずしも一人たるを要せず、又毫も採掘労働に従事すべきものたるに及ばず、こゝを以て鑛山利用權を相續せるものは、労働者を代理として派遣して自ら代償即ち代償金額を徵集するに至れり、略千五百年に及ぶまで有利なる鑛坑及び採掘場は所謂

ケウエルケン即ち換言すれば地代徴集権利者の所有に歸し、この権利者は所謂純益(Ausbeute)を收得し、若しくは補助金を支給することもありて、以て賃銀労働者を使役したり、かくして労働組合は發達して單純なる小市民的資本組合となり、毎週その職員たる業務監督及び労働者と共に會合精算し、貨幣取引はこれをその特權主たる貨幣鑄造権利者若しくは十分一稅徴集者に委任し、而して販路及び鑛物熔解等には多く關係せざらんと欲したり、然るに第十六世紀の間鑛山業の隆盛に伴ひて鑛坑は擴張せられ、技術は複雑となり、愈々以て外部、殊に大商業都市より資本を仰がざる可らざるに至り、こゝに於て最も勢力あるゲウエルケは専門知識を有せる鑛業都市民より出で、この組合に對し外部の資本家となりたるが故に、職工組合の舊形式は無用の長物となり了せり、かくの如き資本家たるゲウエルケは最早毎週會合すること能はず、多くも年四回、若しくは年一回の會合に止まり、一切のことは業務監理者に直接委任せざるを得ず、而して委任せられたる業務監理者は巧みにゲウエルケ即ち資本家を瞞着するの怪現象を呈せり、この弊を矯めんが爲めに千四百七十七年乃至千六百年

の間に、サクセンの鑛業秩序は鑛山法を制定し、この法律は獨逸の内外に承認せられて、第十九世紀の中葉に及ぶまで鑛業秩序の眼目となれり、この鑛業法は、舊形式たる職工組合會議の無能なすなきに顧み、經營監理、決算監査、労働者雇傭の權を鑛業官廳及びこれに附屬せる鑛業事務官の手に移したり、この改正はそれぞれ鑛業官廳の能力に準じて、差當り鑛山業を催進し、これが盛運を効したれども、千七百五十年乃至千八百五十年の間、鑛山専門學校を卒業せる鑛業事務官の出づるに及んで再び隆昌の機を得たり、この改革は一には特權あり且つ結社組織をなせる有爲の鑛業労働者階級を發達せしめられたれども、而かも遂に官僚的技巧に終れり、第十九世紀に新たに發展せる大技術と現に開拓せられたる販路可能とは、更に機械裝置に依れる商人的巨大經營を必要となす、官僚の後見を脱せざる舊組合の如きは到底以てこの要求を満足すべくもあらず、舊經營は大資本手段を應用せざるものなり、千八百四十年乃至七十年の暗語は、私營的、投機的自由企業、職工組合の新たなる獨立形式、株式經營、鑛山業の開放、鑛山特權及び經營主管に對する國家の棄權是れなり、鑛業改革のこの方向

は必要にして且つ有効なりき、獨逸鑛山業の盛観はこれより生じ、近世化せる自由經營より發せり、たゞ國家が從來の財政上の權利と鑛山業の社會的方面に對する監督とを改善し確保し、地下の財寶より生ずる獨占主義的大利潤を強く總體、國家に保留すべきは、恐らく妥當なるべし。

百四十一

家内工業前貸制度、吾人は前節に於て、舊組合的、結社的形體を承け、國家の補助に俟ちて、生産をして家族經濟の古形式を脱せしめんとする計畫を觀察し、而して更に大なる經濟的形體及び企業全般を創設するの困難を究明したるが、今こゝにこの計畫と時代に於て相並進したる一方途を討尋せざる可らず、即ち換言すれば家族の工業的過剰生産と手工業親方の仕事場とを、商業を介して大市場に聯關せしめんとするの傾向を研究せざる可らざるなり、吾人が後段直に了知すべきが如く、この傾向の研究も亦未だ企業問題を完全に解決するに足らず、その主眼とする所は歴史の必然の一中間形式にして、差當り寧ろ好結果を伴ひ、後には漸次に發展を障害し文明と矛盾せる結果を効せるもの是れなり。

家族經濟の剩餘生産物と手工業生産品とにして、容易に輸送せられ、特有性あり且つ一般に需要せられたるものは、既に夙に、殊に希臘文明及び羅馬文明の盛運時代において、幾分商人を介し幾分大生産者より直接に外市場に輸されたり、中世時代に於ては第十二世紀及び第十三世紀以來伊太利にこれが端を發し、而して第十五世紀及び第十六世紀以降はアルペン以北に於て一地方的分業及び交通の發展著しく、始めてこゝに家内工業は特殊經營形式として現はれ來り、第十七世紀及び第十八世紀に於て、家内工業は概して販賣を目的とする工業の主要形式となり、その發達と盛運とは當時國民經濟の發展及び富を卜知るべき眼目なりき、第十九世紀に於ても尙ほ、家族經濟的及び手工業的活動が轉じて遠近の大販路に應ぜんとする場合には、隨所に新たに家内工業の發達あり、その既に成立せる場合には、愈々増進發展せんとするもの到る處にこれを認め得べし、然れども家内工業は又屢々更に高尚なる經營形式即ち製造所及び工場の爲めに驅逐せられ、今日にしてこれを觀れば、既に曩時の如く寧ろ進歩を表示せずして、たゞ前貸人(商人たる資本家)の爲めに利益あれども社會

政策上には甚だ好ましからざる生計手段たらずんばならず。

さてこゝに家内工業の概念に包含せしむべき生産及び販賣の種類は、家内、家族内、手工業の仕事場に於て單純なる技術を以て生産せられたる生産物が、直接顧客に引渡されずして商人即ち仲介者の手に渡り、而して以て賣買せらるるものは是れなり、田舎の紡績工及び織布工、木片を彫刻し匾條を編める山間の貧民、苟くも副業的生産に従事せる露西亞及び其他歐羅巴の農民、並に一切の都市手工業、近時にありては都市の倉庫及び輸出會社の爲めに家内に労働せる多數男女等の活動は、よし爾他關係上その地位に如何なる差等あらんとも、等しく何れも家内工業に屬するものなり、若しそれ殊に田舎將た山間に多く散在せる小生産者にして、屢々その家族員をして自己の工業生産物を諸方に行商せしむるものの如き、果してこれをも家内工業に編入すべきかは重大視すべき問題にあらず、此等生産者の數はさまでに多からざるなり。

家内工業發達の本質は、古來の技術及び生産方法が商業及び交通に依りてその販路を改善し、例へば家族經濟的若しくは手工業的體軀が商人的頭腦を加へ

られたることに在り、社會的二階級、即ち家族經濟的生産者と商人的仲介者と相互に依繋し、一方には小親方、農民、婦人及び兒童あり、加之從來屢々労働に従事せざりしものも亦これあり、大資本を有せず、分業も著しからず、狹隘なる眼界に踰躋して自ら足れりとし、たゞ傳承せられたる家族經濟的技術を以て多少の生計費を收得し而して舊慣生活を墨守して怪しまず、他方には大膽なる行商人、投機的航海者あり、同一組合に屬せる他の親方の生産物を買收してこれを年市に輸さんとする巧智にして且つ富裕なる親方あり、而して主として一地方的小賣商人及び大都市の商人あり、要之眞に理知と勇氣とに富み、多少の資本を用ひ、主としてその市場に關する知識と仕拂能力と信用とに訴へ且つは相互聯合に依りて販路を開拓するものは是れなり、此の如き人格は嘗て第十七世紀に於て社會の最も有用なる要素として推賞せられ、これが爲めに多數人はその糊口の資を得たり、彼等は巨大利潤を收め、社會に頭角を露はし、富裕の身となれり、彼等は前貸金、資本を供與し得たるが故に、普通に前貸人(Vorleger)と稱せらる、既に前貸人たるものは小數者に限り、家内労働者たるものは極め

て多數使用せられ得るの事情に基き、家内工業は一般に同一の社會的組織を發達し、而して労働者の過剰、その教育、所有、その地域的散在に準じ、法律上並に道德上に於ける家内工業秩序に従ひ、前貸人と家内労働者との身分の懸隔及び疎遠に應じて、この組織は時に社會的に幸福なる組織體貌を示せども、時には苛酷なる高利貸的利益壟斷の機關に陥ることなきにあらず。

事情既に此の如きを以て、家内工業は手工業の如くに必らずしも一地方的に一樣に發達することなし、個々の都市、個々の地方、流域及び山間を撰ばず、苟くも利便なる豫件を備ふる限りに繁榮し、其處よりその商品を輸送販賣す、交通及び販路の一地方的組織は、若干哩の範圍に亘りて前貸人と家内労働者との協働を容易ならしむべきが爲めに必要にして、その數十哩、數百哩の廣大範圍に亘れるものは、これが商品の輸送販賣に缺く可らず、中心點には大なる前貸人取引ありてその事務所と商品倉庫とを備へ、幾分既に技術的補助設備ありて以て生産物に加工し、染色し、光澤を出し、結合整頓せしめ、屢々又他地域及び世界各地に出張所を設く、時には直接生産者に前貸注文し若しくはその生産

物を購入せずして、小前貸人より仕入ることあり、例へばレー・ム・シャイト(都市名)に於けるが如し、屢々手代を諸方に派遣し、周圍村落に集散所を設くることあり、又「フェルヒェル」の説明したるが如く、前貸人に附屬し若しくはこれと獨立せる一要素即ち下請負ありて、前貸人と家内労働者とを媒介せることなしとせず、かゝる中間的下請負人は屢々その人格卑劣にして貪慾に、家内労働者の利益を壟斷し、これに對して原資料を不當に高價に計上し、この勤勞即ち賃銀を可成的減削せんとす、前貸人取引に投下せられたる資本は根本的に流動資本なり、即ち家内労働者に賃銀を拂ひ生産品を購入せんが爲めの貨幣資本と労働者に供給すべき原資料とは是れなり、この取引は主として商人的にして、本來絶對的に商品の購入と販賣とを基礎として發達し、從て兩契約者(前貸人と家内労働者)の間に何等親密なる人格的關係を生ぜず、されば又何等持續して労働に従事すべき義務なく、家内労働者の生産に繋がる商品を規則的に購入すべき責任あらず、中間的下請負人ありて二者を媒介せるが如き場合には、大前貸人はその使用せる數十八若しくは數百人の家内労働者を毫も面識せず。

それにも拘らず嘗ては二者の間に家長制的關係ありて、労働者をしてなるべく間斷なく従業せしめんとし、この關係は現今に於ても尙ほ幾分は殘存せり、國家規定及び國家行政も亦營業自由の施行に至るまで、この目的を實現せんが爲めに努力したり、多くの家内工業に於て前貸人は單獨に組合を組織し、若しくは家内労働者組合の加盟者たり、例へばリヨンに於ては十年間徒弟及び職人として織布業を習練せざる可らざるの規定あるが如し、かくの如きは徒らに前貸人の利己主義的利益を恣まゝにせしむべき協定となり規定となりたること、隨所にその實例あれども、政府はこれを秩序し統制して投賣競争を禁止し、前貸人社會より不健全分子を驅逐し、以て家内労働者に對する幾多の義務を前貸人に課せんと力めたり、吾人は嘗て廣く行はれたるこの家内工業組織を以て、組合、職工組合及び合同の中間發展と名くるも敢て不可なかるべし、家内工業を以て且つ家内工業に依りて苟くも合同的競争調節を得たる限り、この組織は種々に善果を齎らせり、政府は凡そ前貸人の獨占主義的衝動を抑制し、労働力の過剰供給も亦禁止せられたること屢々なり、やゝもすれば暴利を貪らんとす

る中間的下請負人の衝動に對し、例へば撚絲商人の如きにありては、政府は主として免許狀強制に依て妨止の策を講じたり、この政策は屢々効果を示し又屢々無効なりき。家内工業に關するこの國家的規定は、多くは一切家内工業關係者の意見に徴して後、政府より發布せられたり、この規定の家内工業に於けるは、猶ほ組合法の手工業に於けるが如く、労働者保護立法の近世大工業に於けるが如し、家内工業をして盛運を來さしめんが爲めには、差當り屢々頽廢せる技術的規定と經營規定とを掲ぐる禁止的現組合法を廢除することを要す、然れどもこの營業自由主義的潮流に次で忽ち新秩序の欲望を生じ、即ち多くの工業、都市及び田舎、全地方を一括し、個々に散在せる多數労働力を技術上、經濟上に協働せしめ、統一的商品の良生産を確實にし、前貸人をして不正の利益を貪らしめず、家内労働者をして利益を壟斷せられ壓迫虐待せられざらしめんとする秩序を施行せんとするの念禁ぜざりき、然れども大工業の勃興となり營業自由の優勢となるものあるに及んでは、この規定が多く無意義に終るべきこと自然の勢なり、何

となれば凡そこの規定は苟くも家内労働若しくは仕事場労働に順應すべきを目的とし、而してこれが爲めに遂に高尚なる發展を遂げたる工場を禁止すること能はざりしを以てなり、二三の規定は既に業に頽廢に歸したれども、その多くは至大の影響を及ぼし、主として家内労働者の境遇を根本的に上進せしめたり、家内労働者の爲めに眞に悲むべき時代は、第十九世紀に於て家内労働の廢止せらるゝまで、未だ何處にも起らざりき。

家内労働者の經濟上の地位とその所得とは、これが教育、所有、將た前貸人及び中間的下請負人に對する競争能力の強弱に繋かりて存す、古今を問はず等しく然り、家内労働者にして尙ほ債務に苦しまず、田舎に小家屋を所持し馬鈴薯耕作の爲めに小地域を所有せるものは、無所有借家人にして一旦下請負人と労働關係を斷絶せらるれば餓死の危きに陥るべきものに比し、同日に談ず可らざるは辯を俟たず、更に家内労働者が自ら別に企業家たり、或は他に生業を營み、その労働若しくは商品を自ら販賣し、例へば年市に來りて賣拂ひ得るが如き場合には、これをその地位微弱にして市場に關する知識を缺き、他の労働

に就くの資格なくして全然前貸人に隷屬せる場合と比し、その地位遙かに優れるものあり、家内労働者の修得せる技巧が愈々高尚なれば、如何なる市況に際しても、あらゆる労働者がその職業に侵入し來るを多く憂慮するに及ばず、殆んど能く競争に超然たることを得べし、労働者が、例へば手工業より發達したる家内工業に於けるが如く、尙ほ自己の機具を使用し原資料を購入し、精製品を販賣せる場合(購買組織)には、例へば織布機に對して高價なる賃料を支拂ひ、原資料を供給せられ、估價せられ、精製品を賃銀と交換する場合(賃銀組織)と比すれば、その地位獨立し從て平均的に優位を占むることと言ふまでもなし、而して近時にありては後者の場合寧ろ多く、此の組織にては前貸人は事實上家内労働者に原資料を供給し、家内労働者は、よし所謂工場労働者と異なり自己の住居にて労働するとも、全然前貸人の賃銀労働者なり、前貸人がこの組織を設け家内労働者が前貸人の示せる模型に準じてその原資料に加工する場合は、これを一般に散在的大經營と稱するも不可なかるべし、然れども大經營てふ概念は思ふに労働者とその住居及び仕事場より拉し來りて、雇傭主の工場に收容する

場合の工業經營に限り使用せらるべきを寧ろ妥當なりとせん、(譯者曰、家内工業の原型たる手工業にも亦この二組織—購買組織及び賃銀組織—に該當するものあり、手工業の場合にはこの組織てふ文字を労働と改め、購買に代ふるに販賣を以てし、若しくは前者を既製品販賣と言ひ後者を注文労働と言ふも可なるべし、或は一を價格労働、二を賃銀労働と稱するものあり、名目は姑く論外とし、家内工業の二組織に對して手工業の二労働若しくは二關係あり、而して發達の原型をなせる事實に注意あらば則ち足れり)。

最近六十年間、技術上に優位に社會上にも亦優勝なる大工業の競争は、最も重要な西歐家内工業に於ける賃銀を無下に引き下げしめ、これが爲めに、殊に急劇なる人口増加の地方に於て且つは家内労働以外に従事すること能はざる民衆にありては、最も寒心すべき労働日の延長あり、最も悲惨なる婦人及び兒童の酷使あり、衣服に居住に缺乏困窮その極に達し、要之最も不祥なる賤民状態を現出するに至れり、事状果して此の如くなれば、轉じて工場労働に就くは技術的にも社會的にも一進歩なり、而してこの推移現象は西歐羅巴に於て紡績

業には既に完全に實現せられ、織布業にも大部分起り、衣服工業及び衣裝出來合品工業、時計製造業、鐵加工業、木材工業にも幾分發達したり。

今日尙ほ殘存せる家内工業の形式は、その小生産者にして自ら行商し、近時幾分組合的販路を開拓したるものは(譯者曰、余の聞知せる限り日本に於ける富山の賣藥業者はこれに屬すべし、その現状を以てしては將來の大發展恐らく期待す可らざらん、これが論述は詳細調査の後に讓るべし)姑く問題外とすれば、技術的且つ商人的訓練に依りて能く平均的、家内工業的水準一般を脱して、更に發展進歩の實を擧ぐべきこと易々たるべし、即ち次の如し、一、都市の小手工業者は既に過剩數をなし、職人の早婚の爲めに益々その數を増加し、今日に於ては既に何等獨立販路を有せず、倉庫業、前貸人、富裕なる親方及び製造業者の爲めに賃銀労働に従事せり、時計製造業、裁縫業、指物業は、廣く散在せる一地方的工業より轉じて漸次に最も利便なる地域に集中せんとする傾向を示し、上陳形式の主要代表者たり、舊仕事場及び手工の傳説尙ほ維持せられ、親方が職人及び家族と協働従事せる場合には、これを仕事場が全然解體し、職人

は何處にか借家して個々のに労働し、剩へ難多の労働者がこの工業に侵入競争する場合と比し、生計しかく困乏に陥らず、今日に於て前掲工業の家内労働者は主として單に賃銀労働者にして、僅かに仕事場と些細の補助資料とを提供し、原資料は既に一定の方式に裁断せられ、これを以て全く倉庫の規定に準じて労働するのみなり、若し中央工場が獨立企業若しくは都市企業として低廉なる住居地を供與し、必要な場合には動力を賃借して、此等労働者を使用するに至らば、家内労働者の地位は幾分改善せられ得べし。

二、田舎に於ける多數の家内工業は、稠密人口の地方若しくは山間に於て、小農民及び日雇人とその家族との閑時を利用せんと欲するものにして、幾分は散在せる低廉原資料を求め、主として山間に於て、概して生計の困乏なる状態に缺くべからざる補充労働たり、これが技術は多く單純にして且つ幼稚なれども、屢々工業學校の修業を経てたるも亦これあり、此等地方にありては今尙ほ幾分農耕園藝の工業労働と結合せるものあり、健康及び家族生活の上に好影響を及ぼせり、家内工業労働者が少なくとも未だ過剰人口に達せず、又その大多

數が全然無所有の境に陥り農民より借家して僅かに生活を維持するまでに沈淪せざる間は、これが地位は尙ほ比較的忍び得べし、若しこの悲境に陥らば、田舎に於ける家内工業も亦不祥なる賤民状態を現出せずんばあらず。

三、最近家内工業の主要増加は、未だ機械技術と接觸せず而かも手工業的傳説と無關係に、新たに發達せる工業部門に在りて存す、即ち大都市の低廉労働殊に婦人労働、屢々流浪賤民例へばロンドンに於て猶太人、ニューヨークに於て伊太利人の如きを利用せんと欲するものは是れなり、既製衣裝(出來合品)工業、洗濯工業、衣服工業、靴工業の如き、これが主要の實例に屬す、倉庫業及び輸出取引は多くは所謂中間下請負人を介して此等の労働力を使役し、この下請負人は幾分二人乃至二十人を收容すべき自己の仕事場を所有し、幾分婦人をしてその家内に労働せしむ、此等労働者が如何に困乏状態に陥れるかは、英蘭に於てこれを苦役組織(Sweating)と稱するに徴して明かなり、一方には田舎人口の都市に向て著しく移動するあり、家父たるもの、賃銀餘りに些細なるあり、如何なる犠牲を供しても賃銀に生活せざるを得ざる寡婦の運命ありて、かゝる經營

形式を發達せしめ、他方にはこれを以て企業家、工場及び仕事場の爲めに利益を積集せしむ、や、技能に熟練せる少數労働者は下請負人の仕事場に轉補せらるれども、一般には極端なる分業労働(分勞)に當らしめて以て可成的生産を低廉にせんことを期す、これが結果は貧困者中の最貧困者を急地に陥れしめ、爲めに幾分此種の家内工業を將來に廢除し、これを法律上に強制して仕事場及び工場に轉ぜしめんとする思潮を觀るに至れり、而かも此の如き希望は豫想せられ得べき將來時代に何等實現を期す可らざらん、これ恐らく貧困家族の多大數よりその生活危急賃銀を奪掠するものなるべし、吾人は今日家内工業全般に亘りて、一、最も羸弱なる労働者の使用せらるゝこと、二、これが従事者の家族關係將た爾他營利關係を顧みるに、その決して完全なる職業労働に就くこと能はず、僅かに副業を求め得べきに過ぎざることを看却すべからず、(譯者曰、抽象的將た酒興的理論及び理想の以て實際問題を解決するに足らざる所以のもの、今この家内工業労働者の危急に就ても亦曝露せらる、世の技術的見地より經國のことを議せんとするもの、爲めに敢てこの一言をなす)。

家内工業の減退將たその幾分の復興を歴史的に統計的に叙述せんとする計畫は、吾人これを大體に於て斷念せざる可らず、これが資料は餘りに不確實なり、直接獨逸の調査が僅かに家内工業の一部分に關せることは辯を俟たず、東歐羅巴に於けるものが英蘭及び獨逸のそれに比して遙かに多數を占むることは確實疑なし、されどもその詳細なる統計は知る可らず、況んや廣く比較調査の明確を期せんとする如きに於てをや、余のこゝに注意せんとするは次の如きに出でず、曰、補助労働者は則ちこれを除外して獨立家内工業者は、獨逸にありて千八百八十二年乃至九十五年の間に、官廳統計に徴すれば三二九六四四人より二八七三八九人(即ち一五三九プロツェント)に減退し、補助労働者及び協働家族を合算すれば、家内工業労働者の數は千八百九十五年にありても尙ほ四十萬人乃至五十萬人をなせり、然るに「パウエル」の概算に依れば、同年に於て二百二十四萬人の工業労働者ありて、就中九十五萬人(即ち四十二プロツェント)は大工業に、五十八萬(二十七プロツェント)は手工業に、而して七十一萬人(三十一プロツェント)は家内工業に従事せるものと認めんと欲すと、シュワイツに於ては勞

働者の十九プロセントが家内工業に屬し、露西亞にありては家内工業労働者は工場労働者に六倍乃至七倍に上るべし。

家内工業が手工業と區別せらるべき點を列擧すれば、その既に顧客生産に非ずして大量販賣なると、商人的監理と工業労働とが全然分化せること、家内工業労働者は、よし自ら仕事場を監理し、商品を買賣する場合にも、尙ほ企業家の活動の大半從て又企業家利潤の大半を自己の囊中に收むる能はざること是れなり、家内工業に於ては企業家と労働者との間に多數の中間連鎖ありて存すれども、然れどもその労働者の地位は、大工業のそれに比して遙かに及ばざるなり。

家内工業は企業家にとりて資本節約の經營形式なり、工場經營に於けるよりも遙かに容易にその業務を増減することを得べく、危険(損害)の一部分はこれを弱者たる労働者に轉嫁す、この長所あれども同時に短所も亦これなきにあらざ、家内工業の企業家は計算の困難を顧みずして數十人、數百人、數千人の労働者を結合して統一的労働に従事せしめざる可らず、家内工業には大工業の勞

働過程に存する確實なる統一性と計畫とを求む可らず、機械の應用は僅かに些細の程度以上には不可能たり、機械應用を要せざる生産物に限りて家内工業的に生産せらるゝのみ。

家内工業は全然消滅し去ることなかるべし、電氣に依り、中央工場設立に依り、技術的訓練に依り、又到る所に人口過剰の爲めに將來恐らく増加すべし、過重労働及び兒童労働、賃銀下落、賤民化等の社會的不利益も亦必ずしも家内工業の隨伴現象と言ふ可らず、一定の關係を確立し、殊に家内労働者と前貸入との間に内的組織を期待し得ば、家内工業は以て常に無所有者の爲めのみならず、田舎、山間、且つは都市に於ける一定民衆の爲めに、今日と雖も尙ほ經營組織の常態的形式たることを得べし、則ち然りと雖もこれを大體より觀察して、家内工業は既に過去の形式たり、大工業發展の過渡形式たらずんばならず。

百四十二

近世の企業、主として大經營、工場、希臘羅馬の古代國家に於て家族奴隸の一轉して鑛山業奴隸、栽培殖民地奴隸、工場奴隸を生ずるに至りたる當時、既に根本的に利潤を目的とせる大取引經營の發達あり、亞典の「ニキア

スガラウリオンの銀山に一千人の奴隸を使役したるが如く、羅馬に於ける騎士及び奴隸より開放せられたる自由民の所謂家族(familia)も亦五人、十人乃至二萬人の奴隸を使用したり、所謂家族(譯者曰、これに關する概説は第三冊を閱せらるべし)は半ば君侯的家政にして半ば嚴重に訓練せられたる大企業なり、而して巨大資本と技術の進歩とを應用して、商業、交通、信用、將た農業的及び工業的生産を著しく發展せしめ、大なる利潤を收めたり、(尙ほこれに關しては上陳**百十六**の中、奴隸制度、**百三十八**の中、末段、企業に發展せる家族經濟の部分を參照せらるべし)。

全中世時代は、よし個々の莊園及び僧院に於て十人、二十人の労働者を使役せる仕事場及び労働場の設備なきにあらざりしも、到底以て大經營を認むべくもあらず、其後始めて伊太利に於て、次で北方に於て個々のやゝ大なる商館及び銀行の發達あり、而かも大體より觀れば最近時代に及ぶまで、家族經濟より支配せられたる農業的及び工業的小商業經營を主となせるに止まる、技術及び販路、慣習及び法律はかくの如き小經營を要求し、久しく爾他形式を容さざり

き、然れども文藝復興に伴ひ伊太利の大都市に、手工業及び家内工業と相並びて大工業經營の發展あり、北方にも到る所に比較的廣大なる土地經營の端緒を觀たり、(譯者曰、この土地經營に就ては上陳第三冊**百〇四**の後段に參照あるべし)、商業、航海業、銀行業に至りては比較的夙に集中し、小製鹽所及び鑛山は合同して更に大組織となり、大熔鑛業は建設せられたり、(第二冊**八十三**の末段に參照あるべし)、伊太利人、次で佛蘭西人及び和蘭人は移轉と共に取引經營の新形式をその往住國土に輸入したり、第十八世紀の歐羅巴文明國土に、既に十人、五十人、然り百人以上の労働者を使用せる大取引業の隨處に發展したるあり、殊に從來組合と無關係なる新工業部門にこの現象を生じたるは吾人の觀察する所なり、この新工業は免許狀及び特權に依りて催進せられ、幾分國家の直營に委せられたり、一般にこの新發展は經濟生活の高尙なる形式を表示せるの觀あり。

然れども大經營が著しく西歐及び北米合衆國に普及したるは、漸く第十九世紀の間に在り、然り主として千八百五十年以降に屬せり、今日と雖も大經營は

根本的に一定の取引部門に限らる、即ち銀行業、交通業、保険業、鑛山業及び熔鑛業、紡績業、機械工業、化學的製紙業及び製糖業、商業及び農業の個々部門等これなり、而かもこの傾向は更に益々波及し、幾多の小中取引にも侵入し來らんとするものあり、これ實に市場、爲替及び資本を投機的に利用し、勞働力と進歩せる技術、將た動力機械及び勞働機械とをなるべく巧妙に結合して以て生産力を増大せんとするの傾向なり、前者即ち投機的傾向は銀行取引に實現せられ、後者即ち生産力増加の趨勢は工場發展を俟て最も完全に事證せられたり。

さて近世的取引企業の本質は通常大經營に於て最も明確に表示せらるゝもの、これを定義して吾人は次の如く言ふことを得べし、曰、近世の取引企業は企業家、官吏及び勞働者の家族經濟より外的、一地方的に解體せる獨立取引設備にして、純商人的、技術的見地より設立經營せられ、資本を調達し且つ所有せる企業家の監理に屬し、有給の職員、書記、技師及び勞働者を補助とし、商業若しくは生産の一部門を自ら損益の責に任じて引受け、大市場、然り屢々國民的及び

國際的大市場を目的として生産し、而して主として利潤を期せんと欲するものは是れなりと、この取引企業が、家族經濟と結合せる農業經營並に手工業的及び家内工業的取引と區別せらるゝ點は、その主として純取引的傾向の支配に在り、近世企業は家族員及び兒童の生計資料を供給せんことを欲せずして、絶對的に利潤を獲得せんと欲す、この場合に於ては取引それ自體が目的となり、從て地域上及び建築上の秩序、資本及び機械の應用、技術、勞働者待遇、販路組織は判然し且つ直進し、その目的を意識し且つ可とする所を極端に遂行す、この經營組織を以て始めてさながら經濟上に完全なる生産、將た有力に發達せる商業の成立を觀たり、これ近世取引企業の世界史的意義にして、社會主義と雖も亦否認せざる所なり、近世企業の本質を規定するものは從業勞働者の多少にあらずして、この企業に存する傾向、その組織、勞働者を待遇し結合する方法、將たその一般國民經濟及び家族經濟に對する關係如何に在りて存す、六人乃至二十人を使用せる多くの取引業も亦これに屬すれども、苟くも近世取引企業と稱せらるゝものは、通例として五十人以上の勞働者を使役せるものなり。

かくの如き經營の起源は次に列記する前立條件に繋れり、一、交通事項の發展及び強大國家、商業政策及び殖民政策の成功ありて、以て大なる自由市場を設定すること必要なり、國內交通及び競争の制限、例へば舊都市法、舊市場法、舊外人法、手工組合制度、舊農業組織及び鑛山業組織に存したるが如きは廢止せられざる可らず、營業及び移住定着の自由、商業の自由、財産及び人格の自由、大經營を抑制せる手工業的及び家内工業的勞働法の廢除—これ大經營の建設者が自家の利益に立ちて武器として利用したる暗語たり傾向たり、要之個々經營者が、増進人口と遠隔地域とに對する集中的生産の權を掌握せんが爲めには、豫じめ商業に對して正當なる販路可能と自由運動となかる可らざりしなり。

二、商業の發展ありて以て能く有爲なる自覺的市民を勃興せしめ、活潑なる商業精神企業家精神を喚發せしめざる可らず、豫じめ能く積集資本を大膽なる私營取引の危険に投じ、交通、技術、機械事項の進歩をこの取引の爲めに正當に利用し、外に對して販路を組織すると同時に内に向てその勞働者を統括し得るの人士を發達せしむること必要なり、近世大企業家は幾分地主あり、手工業

者あり、又嘗て手工業の親方なりしものあれども、主として中間的下請負人、家内工業の前貸人、商人なり、農業に於けるものは大借地人なり、商人的精神と近世の技術的教育とを備ふる大地主なり、凡そ大企業家として頭角を露はすものは、全然特殊の投機的及び組織的、精神的及び人格的特質を有し、特殊の勢力を以て、幾分は傍若無人にその目的に邁進するものならざる可らず、而してこれを事實に徴するもその多くは絶對的に營利衝動に支配せられ、競争の必要に迫られ、無慈悲に且つ破廉耻に自家のなさんとする所に直前し、敢て辭する所あらざりき。

三、取引益々擴張すれば、企業家は愈々巨大なる資本を所有し若しくは信用に依てこれを調達せざる可らず、大經營は、既に**百二十一**分業の論述に當て吾人の觀察したるが如く、概して手工業及び家内工業に比し遙かに多額の据付資本の必要とするが故に、富裕國土にあらずんば不可能たり、又既に資本市場、信用市場、信用組織の發達ありて、零碎なる節約資本を集中し、商人的にこれを運營し、適當の人間に對し場所に向て再び供給すること必要なり、かゝる機

關なくんば、凡そ大經營とその新たにして且つ複雑なる形式と、將たこれが圓滑なる取引過程とは想像すべくもあらず、大工業が資本主義者的特徴を與へられたることは誤謬にあらず、然れども資本分配の不等それ自體が大經營を生じたるかの如くに想像し、若しくは僥倖なる企業家の相續者が二代三代の間殊に資本家たるの故を以て、資本所有が即ち企業を創設したるが如く寫象するは何れも全然誤謬ならずんばあらず、企業を創設しこれを維持するは苟くも人格的特質に俟たざるなし、人格的特質の缺陷は必らず損失を招き、屢々全然破産の悲境に陥らざる可らず、而かも尙ほ企業に於ける失敗の危険と利潤の機會とは到る所に伏在し急動し、愈々組織及び販路の困難に伴ひて、殆んど一切工業取引及び商取引の半ばをして資本缺損の爲めに忽ち破滅せしむるの運命を免かれずと言ふも、敢て過言にあらざるべし、

四、凡そ社會的大組織の發達が技術の發展と聯關せることは、吾人が第二冊**八十一**の末段に於て既に攻究したる所なり、即ち家族經濟の高尙なる發達は家屋建築に俟ち、都市のそれは圍壁、道路及び水路の工事に俟ち、強大國家は

抑々亞細亞、羅馬の大技術を俟たずんば不可能なりしなり、水車、鑛山業及び鐵工業、鑄貨、信用技術其他幾多の進歩ありて千四百年乃至千八百年の國民經濟發展は可能となれり、水力車の改善、蒸汽動力機械及び電氣動力機械は、既に第二冊近世機械時代の記述**八十四**に掲げたるが如く、千七百七十年乃至現代の技術的革命的結果にして、大經營を催進したるものなり、基督紀元前四千年より基督紀元千七百年及び千八百年に及ぶまでの金屬技術并に機具技術は、家族經濟と手工業的若しくは家内工業的小經營仕事場とを發達せしめ、田舎に於て奴隸及び隷屬民を使役したるや、大なる個々經營は家族經濟に附屬したり、然れども最近機械技術の發展を俟ち、新交通技術に助けられて、私經濟生活の大部分は始めて大經營となれり、新大經營の建設者は巨大の資本と信用とを支配し、能く統一せる取引目的に必要な動力機械と労働機械とを直接に据付け、労働過程を相當に分化し、而かも尙ほこれを調和することを誤らず、機械の應用は經營の擴張に準じて屢々低廉なることを得べし、小經營は屢々機械力を應用することを得れども、その能く高價なる労働機械を供用し得べきは稀なり、

現今の大經營は愈々以て個々商品と取引とを分化し、從て雑多の生産に任ずる小取引に比し、勞働、設備費、機械に於て多大の節減を期し得べし、加之それぞれ適當の場所に種々の勞働過程を配置結合し得て、以て一手に燃料、運搬費及び雜費を節減し、勞働過程を容易にし、廢物及び副産物を有効に利用し、取引行程に攪亂斷絶なく、粗製品調達を容易ならしむ、更に益々勞働過程を機械化し、これが爲めに高價なる大機械を裝置せんことが、愈々長期間に互りて安固なる販路あり、依て始めて大費用を相殺し得べきを以て前提となすこと論を俟たず、されば凡そ大規模なる經濟的生產、將た交通及び商業は長期間を目標とする設備にして、家族經濟、手工業、家内工業の如く常にその時々變動の欲望に適應すること能はざるなり。

五、嘗て家族、共同團體及び國家、將た又農業及び工業に於て大組織の發達せる限り、これ單に奴隸及び隸屬民を使役したる結果に過ぎざりき、蓋し大組織は組合體型に於けるよりも支配的體型に於けるもの容易に、且つ一支配者の命令と多數服従者の執行勞働とを前提としたればなり、近世に於ける私經濟的

大經營の發達は、一方自由人格説の優勝時代に屬すれども他方古來の極端なる階級別と相一致せり、大經營が同列組合員の管掌を以て非常の困難を來たすは今日苟くも生産組合の證明する所にして、かゝる組合に於て正當なる監理者を得るに難く、又一般組合員をして正當にこれが監理に服従せしめ得べきこと稀有の例に屬せり、小市民、手工業者、農民の範圍に近世大經營の發展を期すること能はず、その苟くも成立し得べきは、監理能力あるものが無所有勞働者社會に機械的執行補助力を發見し、これを訓育し、勞働を分化して再び正當にこれを総合する場合に限れり、分勞の最大進歩をして有効ならしめんが爲めには到底この方法に訴へざる能はず、然れども勞働者多くはこの改革に反對し、又苟くも大經營成立の前立條件たる嚴重なる訓育と秩序と機械主義とに抗爭せざんばならず、僅かに生活危急に壓迫せらるゝもの、然かせざんば生計の方法に窮するものにあらずんば、貸銀勞働者として土地企業經濟に入り工場に入ることなし、然れども大體よりこれを觀るに社會は此の如き勞働者に乏しからず、而して有爲なる監理者の數は多からざるが故に、この結果大企業の社會的組織

として主として現在の組織を生ず、即ち一方に企業家として自ら危険の責に任じて取引を設立し、能く利潤を博し若しくは破綻するものは、如何なる場合にも社會の中流階級及び上流階級に屬し、若しくは成功してこの地位を獲得し、而して他方には企業家より雇傭せられ多くは最貧民階級に屬せる労働者ありてこれが監理に服従し執行す、労働者は安固にその確定賃銀を支給せられ、取引が利潤を得ると損害を招くとは直接關係なし、利潤は倭逸なる少數企業家に限り多額に上ることを得れども、大多數のものは僅かに收支相償ふの程度に止まり、或は薄利に困するものも亦少からず、而して貧窮労働者は市況不振に際し解雇せられて路頭に惑ふの危難に陥ることなしとせず。

現今大經營の內的社會的組織を支配せる法律關係は、主として相互的自由労働契約にして、社會事情と傳承慣習及び法律制度と實際的欲望需要とに順應す、これが基礎たる法律規定と動機とは、爾他一切の複雑關係と比し、極めて單純にして且つ確實なり、これ反面に幾多の弊害を伴へるにも拘らず、多數自由民を同一取引に協働せしむべき困難問題を最も單純に解決するものならずばあら

ず、吾人は後段直にこれに論及すべし。

六、かくの如く近世企業の前立條件は、大體に於て國家的、經濟的、技術的及び社會的、并に法律的關係とその結果となるが、こゝに又漸次に大經營を擴張せしむる特殊の原因ありて存せり、即ち一面に於て利害競争と、他面に於て愈々廣大範圍に亘らんとする欲望及び需要商品の統一化と是れなり、數千人、數百萬人が同一物を需要する場合に限りて、吾人は大經營生産を以てこれに應給することを得べし、反之凡そ個々人的の需要は専門生産を要求し、換言すれば小規模の生産を要求す、欲望の統一化は、今日交通に依り印刷、旅行に依りて催進せらるれども、殊にこれを促がすものは、生産の改善と低廉とが、その容易に輸送せられ得べき限り、劇烈なる利害競争に依りて到る處に供給せらるゝに俟つ、この利害競争の壓迫は、大經營が多くの點に於て生産を改善し低廉するにあらずんば、恐らく不可能なるべし、然り而して大經營は愈々有効なる持久的社會的體制を組織し、商人的及び技術的頭腦を幹部とし、訓練ある高給の労働者監督及び労働者を使用して生産に當り、市場、需要、信用關係を知悉し

且つ利用し、最近進歩の技術的方法を應用し、小取引に比して遙かに巨大なる資本を左右し、有効なる廣告を應用するが故に、事實上に能く生産の改善と低廉とに成効す。

大經營の組織形體は國民經濟の部門を異にするに従て極めて不同あり、而して一方にこれが増加あれども、他方多くの領域に幾分歴史的、幾分永久的障害あることを免かれず、これに就て尙ほ數言を陳述すべし。

農業に於ける大經營は、よし厩舎、穀物倉、仕事場及び機械据付場の隣接設備と資本利用の増加との組織を發達したらんとも、未だ工場設備に於けるが如き勞働の集中を觀ず、最も重要な勞働は依然として分散的なるを免かれず、その森林業に於けるものは更に甚し、農業に於て大經營が小經營を廢除せざることは吾人既に屢々關説したり、農業大經營は、合理的に改善せられたる小經營に對し、生産力及び生産資料の増進と言はんよりは寧ろ單にこれを多く集合したるに外ならず、小森林經營に至りては、その既に年々輪番に伐採し得べき三十乃至百二十の伐採區域を設定すること不可能なるの事情より、依然として

舊時の不完全なる状態を脱せず、大鑛山業は機械と補助作業所とを備ふれども、その技術的勞働は地下の鑛坑に而かも相離隔せる方向に散在す、而かもこれが資本及び技術は大に發達したれば、鑛山業に於て小經營は消滅せざる能はず、交通の大經營は車庫、船船、工場に對する集中設備あれども、その活動は鐵道線及び航海路に廣く散在せり、ハンブルグ、亞米利加汽船會社は今日陸上に八千四百十五人の人員と八十艘の洋上汽船に六千二百二十人の人員とを使用せり、交通組織は現に最も著しく大經營と集中とに努力すれども、幾多の一地方的交通業も亦毫も衰滅するに至らず、宿泊業は獨逸の統計に交通業として數へられ主として小中經營をなせり、これの一地域の需用に應ぜんことを目的とせるが故なり、大銀行經營は、恐らく最近大經營の最古發展に屬すべく、而して大資本装置及び固定基本資本を要せず、又多數人員を必とすることもなし、銀行經營の中心はその流通資本に在り、散在して而かもその取引活動は夙に統一せり、ベルッチャーのフロレンス銀行は第十四世紀の初葉にありて、既に全世界に亘りて十四の分店と百五十の代理店とを有したり、ベルリンの獨逸銀行は千八

百九十五年、ベルリンに於ける巨大本店及び十六の預金所に一千五人を使用し、ベルリン以外の分店及び特設所に六百十七人を使用せり、小銀行取引は今日忽ちにして衰頹の運命を免かれざれども、一定の階級及び欲望を満足せんが爲め的手段として、全然消滅に歸するが如きは思ひも寄らず、一地域の人間を識り事情に通ずるは、その地方の小銀行取引に依りて最も確實に期待せらるべし、但し此の如き場合にも幾分大銀行の支店に俟つること論ずるに及はざるなり、最近時代の大商館、大勸工場、大販賣取引は大なる技術的、機械的の制度を有すれども、概してその中心點はこれに關係せる事務員及び資本に在り、資本の据付は僅かに小部分に過ぎず、ベルリンに於けるウニールハイム商館は數年の間に従業員四千六百七十人の多數に上れり、而かも最近時に於ける大販賣取引の劇増あるにも拘らず、商業上には尙ほ中小經營多きを占む、もとより其間小販賣取引の多數が、信用に依り且つは輕舉に依りて筭生簇出せることは必らずしも否認すべからざらん、郵便及び鐵道は除外し獨逸に於ける商業取引及び交通取引の統計を求むれば即ち次の如し。

	千八百八十二年	千八百九十五年
五十人以上の従業者を數ふべき經營	四六八	九六〇
六人乃至五十人の従業者を數ふべき經營	二六五三一	四九二七一
五人下の補助労働者を使役せる經營	二四六四一三	四五〇九一三
單獨經營	四二九八二五	四五五四四〇

從て五人以下の補助労働者を使役せるものをも合算せる小取引は千八百八十二年に於て六十萬、千八百九十五年に於て九十萬、而して大取引はその間に二萬六千九百九十四より五萬二百三十一に増加せり、

千七百七十年乃至千八百五十年の間に發達せる工業上の大經營は、主として「マルクス」以來製造業 (Manufacture) と通稱せらるゝ所の形式なり、嘗て一室に二乃四の織布臺を据付けたるに、今十五乃至三十臺を以てこれに代ふるに及んでは建築費、燈火、監督に節減を來し、更に幾分はこれに機械的動力を應用せんとせり、機具は改善せられ、労働を分化して一層有効にこれを統制し、家内工業に於ける利益壟斷と其他の暗黒面とを除去することを得たり、然れどもこの所